

高松空港土木施設維持修繕工事における 民間競争入札実施要項

平成23年10月

国土交通省航空局安全部空港安全・保安対策課

目 次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき 対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）	・・・ 1 ～ 6
2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）	・・・ 6
3. 入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）	・・・ 6 ～ 9
4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号）	・・・ 9 ～ 10
5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共 サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）	・・・ 10 ～ 12
6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 （法第14条第2項第6号及び第4項）	・・・ 12
7. 公共サービス実施民間事業者が使用させることができる国有財産に関する事項 （法第14条第2項第7号）	・・・ 12
8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の 行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要 な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約に より公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項 （法第14条第2項第9号）	・・・ 12 ～ 16
9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に 損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービ ス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が 当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関 する事項（法第14条第2項第10号）	・・・ 16 ～ 17
10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項 （法第14条第2項第11号）	・・・ 17
11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	・・・ 17 ～ 18

- 別紙 1 高松空港土木施設維持修繕工事概要書
- 別紙 2 空港土木工事共通仕様書（平成23年4月）

入札に係る様式

- （申請様式 1）競争参加資格確認申請書
- （申請様式 2）企業の施工実績
- （申請様式 3）配置予定技術者の資格・施工経験
- （申請様式 4）施工計画書

技術提案に係る様式

- （提案様式 1, 2）技術提案書

総合評価方式の評価項目

- 別紙 3 評価内容と評価基準
- 別紙 4 施工体制に係る評価内容と評価基準

従来の実施に関する情報

- 別添 1 従来の実施状況に関する情報
- 別添 2 国土交通省大阪航空局高松空港事務所組織図
- 別添 3 受注者の組織図
- 別添 4 従来の実施フロー
- 別添 5 平成 22 年度高松空港土木施設維持修繕工事特記仕様書

入札参加事業者等確認書

- 第 1 面～第 8 面 確認様式

高松空港土木施設維持修繕工事における民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者（以下「受注者」という。）の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国土交通省大阪航空局は、公共サービス改革基本方針（平成23年7月15日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された空港土木施設の維持管理業務（以下「維持工事」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項（法第14条第2項第1号）

1. 1 対象公共サービスの詳細な内容

1. 1. 1 対象施設の概要

本維持工事の対象となる空港土木施設は、航空機の離着陸や駐機のために使用される施設等で、航空機運航の安全性及び定時性を確保する上で、重要な施設である。

高松空港の施設概要

所在地	香川県高松市香南町
空港面積	1,539,183㎡
滑走路	2,500m×60m
同着陸帯	2,620m×300m
誘導路	2,794m×(9/30/34) m
エプロン	105,583㎡
着陸回数	7,252回（平成22年度実績）

1. 1. 2 工事の対象と工事内容

本維持工事は、高松空港土木施設において、航空機運航の安全性及び定時性を確保するため、土木施設維持修繕工について工事の施工計画を策定し、着陸帯等の草刈、滑走路等の舗装面清掃、排水溝清掃、滑走路等の標識維持、植木手入れ及び緊急補修の工事等を総合的な調整のもと、適切な進捗管理を行いながら実施するものである。

1. 1. 3 用語の定義

別紙2に示す「空港土木工事共通仕様書（平成23年4月）（以下「共通仕様書」という。）第1編 共通編、第1章 総則 1-1-2による。

1. 1. 4 維持工事の内容

本維持工事の対象工種及び内容について次に示す。詳細は別紙1に示す「高松空港土木施設維持修繕工事概要書」（以下「工事概要書」という。）による。

(1) 土木施設維持修繕工

巡回若しくは緊急点検を適宜行ない、破損および破損の原因となる箇所を修繕を行うとともに、航空機の運航状況、気候変動や天候等に応じた適切な管理（除草・清掃等）を行い、常時、航空機の運航に支障の無い状態に保つ。

なお、土木施設維持修繕工には、以下の業務を含む。

- ① 巡回点検
対象範囲は、滑走路、誘導路及びエプロンの舗装面全域とし、徒歩による目視により、舗装面のひび割れ、変形、段差等がないか点検を行う。
- ② 緊急点検
自然災害または事故等の人為的災害や不測の事態により、滑走路、誘導路、エプロン及びその他付帯する施設に不具合等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に施設の点検を行う。
- ③ 草刈工
着陸帯等の制限区域内やターミナル地区、灯火施設、無線施設及び庁舎の植生地域を機械、人力で刈取りを行う。
- ④ 舗装面清掃工
滑走路、誘導路、エプロン及びターミナル地区の道路を機械（貸与車両）又は人力により清掃を行う。
- ⑤ 排水溝清掃工
開渠、集水桝、皿形側溝、蓋付側溝に堆積している泥土、その他の堆積物をジョレン、スコップ等により清掃を行う。
- ⑥ 標識維持工
滑走路、誘導路及びエプロン標識の再塗装を行う。
- ⑦ 植木手入れ工
空港内における道路及び駐車場に植栽されている樹木の剪定、施肥、灌水、薬剤散布を行う。
- ⑧ 緊急補修工
 - (ア) 舗装補修工
滑走路、誘導路、エプロン及び構内道路の舗装において、航空機の運航、構内道路交通、空港運用に支障となる破損等が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、速やかに施工体制を整え、航空機運航、構内道路交通、空港運用への影響ができるだけ最小になるよう短時間で補修を行う。
 - (イ) 施設補修工
滑走路、誘導路、エプロン及び構内道路の舗装以外の土木施設において、航空機の運航、構内道路交通、空港運用に支障となる破損等が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、速やかに施工体制を整え、航空機運航、構内道路交通、空港運用への影響ができるだけ最小になるよう短時間で補修を行う。

1. 1. 5 維持工事実施体制

本維持工事の実施にあたっては、空港としての機能を適切に理解したうえで、高松空港における関係事業者との連携を十分に考慮し、本維持工事の施工計画を策定することが求められる。また、一定のサービス水準の維持及び航空機の安全運航の確保を図るため、各工種を安定的に行うとともに、事故・災害等緊急事案にも迅速な対応が可能となる体制を整えることが必要である。

- (1) 作業時間帯等
運用時間：14時間（7：30～21：30）
作業時間等：昼間作業時間は原則として、08：00～17：00とし、夜間作業の範囲・工種及び作業時間帯については、別紙1「工事概要書」による。
- (2) 現場代理人および主任技術者等
 - ① 受注者は、現場代理人を配置しなければならない。
 - ② 受注者は、建設業法の規定に基づき資格を有する専任の主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。なお、途中交代せざる得ない状況が生じた場合には、国土交通省大阪航空局と協議するものとする。
 - ③ 現場代理人と主任技術者又は監理技術者は兼任することができる。
 - ④ 主任技術者又は監理技術者が所持すべき資格について規定している「共通仕様書」第1編共通編第1章総則 別添 主任技術者（監理技術者）資格表にある契約予定金額は本

維持工事については、請負金額の単年度金額に相当する1/3の金額をもってあてる。

1. 1. 6 注意事項

(1) 施設破損の禁止

受注者は、維持工事の実施にあたり、受注者の過失、その他受注者の責に帰すべき事由により施設に損傷を与えた場合、速やかに監督職員に報告するとともに責任をもって復旧すること。

(2) 些細な事項の実施

受注者は、維持工事の実施にあたり、支給品及び貸与品の軽微な整理等、業務上当然必要となる事項については、受注者の責任において実施すること。

(3) 身分証明の携帯等

受注者は、身分を明確にするため、社員に常時身分証明書を携帯させるとともに社章等の所属がわかるものを着用させること。

(4) 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た内容を第三者に漏らすことのないよう、就業規則により定めていること。

(5) 安全管理

- ① 受注者は、監督職員から安全に関する情報・指示があった場合、遅滞なく作業員に周知し安全を図ること。
- ② 受注者は、現場作業において安全上の問題が発生した場合、遅滞なく監督職員に報告し、監督職員と協力して適切な措置と再発防止策を実施すること。
- ③ 受注者は、維持工事においてヒヤリ・ハット等の不安全箇所や状態等の安全に係る情報を積極的に収集し、監督職員に書面による報告を行うこと。
- ④ 受注者は、不安全事象が発生した場合、状況調査や原因究明に努めること。
- ⑤ 受注者は、国土交通省大阪航空局から参加要請があれば、国土交通省大阪航空局が実施する緊急時対応訓練に参加すること。

(6) 工事説明会の実施

受注者は、工事の実施に際して、施工計画書を作成のうえ、関係者に対して、説明会を開催すること。

(7) 立入申請

本工事は、空港制限区域内にて作業を実施するため、空港制限区域内への立ち入りについては、契約前に所定の手続きを行い、国土交通省大阪航空局高松空港事務所の許可を得ること。

(8) 他工事との調整

本工事と他の工事が競合する場合は、受注者において、本維持工事実施に支障が無いよう調整すること。

(9) 工事現場等の整理、整頓

工事現場及び仮設物周辺においては、ごみを散らかすことのないよう注意するとともに、整理整頓に努め、常に清潔にしておくこと。

(10) 資料の閲覧

空港制限区域内作業を実施するにあたり参考となる空港管理規則等については、国土交通省大阪航空局高松空港事務所にて閲覧することができる。

1. 2 サービスの質の設定

本維持工事の実施にあたり、達成すべき質及び最低限満たすべき水準は以下のとおりとする。

1. 2. 1 維持工事の質

基本的な方針	主要事項	測定指標	備考
維持工事を通じて、航空の安全且つ円滑な運航を可能にすること。	信頼性の確保	土木施設の維持工事に起因する不具合の復旧を全て行うこと。	不具合の復旧未実施件数 【0件】
	安全性の確保	土木施設の維持工事に起因する航空機の破損又は損傷による航空機の運航への影響がないこと。	航空機の運航への影響件数 【0件】

1. 2. 2 維持工事において確保すべき水準

次に整理する要求水準を確保すること。なお、本維持工事における現行基準は、従来の実施方法として、下記（6.）で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、改善提案を行うことができる。

- (1) 滑走路、誘導路及びエプロン舗装の表面に石片や異物など航空機の損傷の原因となるものがないこと。
- (2) 飛行場標識施設の表面が明瞭に識別できること。
- (3) 滑走路、誘導路及びエプロン舗装の表面に航空機運航の阻害となるおそれのあるひび割れ、凹み剥離等がないこと。
- (4) 排水施設が良好な状態で機能すること。
- (5) 道路・駐車場、のり面が良好な状態に保たれていること。
- (6) 植栽の特性に合った年間の施工計画を策定し、植栽が良好な状態に保たれていること。

1. 2. 3 創意工夫の発揮可能性

本維持工事を実施するにあたり、以下の観点から受注者の創意工夫を反映し、本維持工事公共サービスの質の向上に努めるものとする。

- (1) 維持工事の実施全般に対する提案
受注者は、維持工事の質の向上について、下記（5. 1. 2（1））により、具体的な提案を行うことができる。
- (2) 維持工事の実施方法に対する改善提案
受注者は、維持工事の実施方法について、下記（5. 1. 2（2））により、具体的な提案を行うことができる。

1. 2. 4 請負費の支払い方法

受注者は、各年度における請負費の支払い限度額の10分の4以内の前払金及び10分の2以内の中間前払金の請求をすることができる。

国土交通省大阪航空局は、事業期間中の検査・監督を行い維持工事の履行状況を確認した上で、請負費を支払う。請負費の支払いにあたっては、契約書に基づき国土交通省大阪航空局は、受注者に支払うものとする。

本維持工事の期間中、本維持工事以外の工事等により、対象数量の増減が生じた場合は、その都度所定の手続きを以て監督職員から通知する。

対象施設の増減に係る契約変更手続きについては、当該年度毎に纏めて行う。

(1) 検査

- ① 受注者は、各会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、工事を履行完了したときは、その旨を国土交通省大阪航空局に通知しなければならない。
- ② 国土交通省大阪航空局は、①項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、工事の履行を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

(2) 請負費の支払い

- ① 受注者は、(1)項の検査に合格したときは、請負費の支払いを請求することができる。国土交通省大阪航空局は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、各年度末毎に支払いを行うものとする。ただし、検査の結果、達成すべき質及び最低限満たすべき水準が確保されていない場合は、適切に工事を行うよう改善指示（工事の履行中を含む。）を行うこととし、受注者は要因分析を行い、工事改善計画書を提出し、承諾を得ない限り、請負費の支払いの請求はできないものとする。（前払い金を除く。）
- ② 国土交通省大阪航空局は、①項の規定による請求があったときは、適正な請求書を受理した日から起算して40日以内に請負費を支払うものとする。

(3) 契約後VE方式

本維持工事は、契約締結後に工事材料、施工方法の変更に係る提案を受付ける契約後VE方式の試行工事であり、受注者は、建設工事のコストの縮減を図るため、契約締結後に、設計図書の変更に係る提案を行う事が出来る。なお、設計図書の変更に係る提案の範囲、提出様式等については、別紙1「工事概要書」による。

1. 2. 5 費用負担等に関する留意事項

(1) 現場事務所の設置

本維持工事の実施に必要な仮設現場事務所等（以下「仮設物」という。）の用地は国土交通省大阪航空局において、提供する。

仮設物に必要な水、電力および電話等は受注者が手続きをして設置すること。

受注者は、本工事終了後不要となった場合は、速やかに仮設物の撤去を行い、使用した用地を原形に復旧のうえ返還しなければならない。上記に要する費用は、受注者の負担とする。

(2) 光熱水料

国土交通省大阪航空局は、受注者が直接工事を実施するために必要な作業用水を無償で提供する。ただし、受注者の現場事務所に関するものは除く。

(3) 消耗品

本維持工事を実施するうえで、受注者が使用する消耗品や付属品については、全額を受注者の負担とする。

(4) 支給品

本維持工事を実施するうえで、必要となる下記については、国土交通省大阪航空局において準備し、受注者に支給する。

品名	品質・規格	単位	数量	引渡場所	引渡時期	摘要
路面清掃車用ブラシ	側ブラシ(ホリプロビレン製)	式	1	監督職員の指定する場所	平成24年4月1日以降	
路面清掃車用ブラシ	吸込ブラシ(ホリプロビレン製)	式	1	監督職員の指定する場所	平成24年4月1日以降	
路面清掃車用ブラシ	掃寄ブラシ(ホリプロビレン製)	式	1	監督職員の指定する場所	平成24年4月1日以降	
作業用水		式	1	監督職員の指定する場所	平成24年4月1日以降	

(5) 法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により受注者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から②のいずれかに該当する場合には国土交通省大阪航空局が負担し、それ以外の法令等変更による増加費用及び損害については受注者が負担する。

- ① 本工事に影響を及ぼす法令、基準等の変更
- ② 消費税その他の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

(6) 物品の貸与

① 車両の貸与

本維持工事を実施するうえで必要となる下記の車両については、発注者が受注者に貸与する。

また、貸与車両にかかる費用負担については、別紙1「工事概要書」（別添1）の区分表に基づき発注者および受注者が負担するものとする。なお、費用負担区分に定めのない事項については、協議の上、行うものとする。

品名	品質・規格	単位	数量	引渡場所	返還場所	摘要
路面清掃車	HA-60	台	1	監督職員の指定する場所 平成24年4月1日以降	監督職員の指定する場所 平成27年3月31日まで	

② 無線機の貸与

制限区域内作業において、管制塔との連絡に必要な空港用無線機については、発注者が受注者に貸与する。

2. 実施期間に関する事項（法第14条第2項第2号）

本維持工事の実施期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。

※ 本入札に係る落札及び契約締結は、当該工事に係る平成24年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

3. 入札参加資格に関する事項（法第14条第2項第3号及び第3項）

3. 1 法第15条において準用される第10条各号（ただし、第11号を除く。）に該当する者でないこと。
3. 2 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中、特別の理由がある場合に該当する。
3. 3 予決令第71条の規定に該当しないこと。

3. 4 平成23・24年度国土交通省大阪航空局における「ほ装工事業」に係る「A等級」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
3. 5 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に大阪航空局長より「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年6月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。
3. 6 徳島県、香川県、愛媛県、高知県内の何れかに建設業法に基づく本店、支店又は営業所の何れかを有する者であること。
3. 7 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記3. 4の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
3. 8 元請けとして、平成8年4月1日以降に完成・引渡し完了した下記（3. 8. 2）の要件を満たす工事の施工実績を有する者であること（共同企業体（以下、入札参加グループという。））の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）。入札参加グループとしての申請の場合は、構成中の代表企業の施工実績とする。
3. 8. 1 要件
- ① 空港の制限区域内の滑走路、誘導路又はエプロンの何れかの舗装工事。
 - ② 空港の制限区域内の「草刈工、清掃工、標識工又は緊急補修工」の何れかの工種を含む経常的維持工事。
- ※ 上記①又は②でいう「空港」とは、国管理空港、会社管理空港、特定地方管理空港、地方管理空港、その他共用空港の何れかをいう。
- ※上記②でいう「経常的」とは、3ヶ月以上の工期を有する工事をいう。
3. 8. 2 上記①又は②の要件を満たす施工実績。
3. 9 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。入札参加グループとしての申請の場合は、構成中の代表企業の社員とする。
- なお、主任技術者又は監理技術者は、複数名登録することが可能であるが、その際の総合評価については、最も評価点が低い者で評価を行うものとする。
3. 9. 1 1級又は2級土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、主任技術者である場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。
- ・「建設業法第7条第2号イ、ロ及びハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第7条の三及び国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）参照）
3. 9. 2 上記（3. 8. 1）に示す要件を満たす工事のうち①又は②の何れかの経験を有する者であること。
3. 9. 3 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者で

あること。

※上記（3. 9. 1）でいう「同等以上」とは、別紙2「共通仕様書」による。

3. 10 上記（3. 8）及び（3. 9）で求める工事が、平成13年4月1日以降に完成した国土交通省発注工事に係る工事の場合、工事成績評定点が65点未満のものを除く。
3. 11 施工計画が適正であること。
施工計画：空港制限区域内工事としての安全対策について
（詳細は申請様式4を参照のこと）
3. 12 国土交通省大阪航空局が発注した「土木工事または舗装工事」のうち、平成21年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の平均が65点以上であること。
3. 13 入札に参加しようとする者の間に以下の基準に示す資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者の全てが入札参加グループの代表企業以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第5条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
 3. 13. 1 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。
 - （1）親会社と子会社の関係にある場合。
 - （2）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 3. 13. 2 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
ただし、（1）については、一方の会社が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。
 - （1）一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
 - （2）一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。
 3. 13. 3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記（3. 13. 1）及び（3. 13. 2）と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
3. 14 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する（建設）業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3. 15 入札参加グループでの入札について
 3. 15. 1 全体要件
 - （1）適正に業務を遂行できる入札参加グループを結成して入札に参加することができる。その場合、申請書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者は、グループ企業として参加する。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加もしくは単独で入札に参加することは出来ない。また、代表企業及びグループ企業は、代表者及び他の構成員の役割及び責任の分担並びに代表企業の役割を他の構成員が代替・保障する旨を明記した入札参加グループ結成に関する協定書（またはこれに類する書類）（以下「協定書」という。）を作成し、申請書類と併せて提出すること。

- (2) 入札参加者は、入札参加グループとして参加する場合、申請書及び資料の提出期限の日以降は、入札参加グループを構成する者の変更を認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、国土交通省大阪航空局はその事情を検討のうえ、可否の決定をするものとする。
- (3) 入札参加グループの代表企業は、上記(3. 1)から(3. 14)の全ての要件を満たすこと。また、入札参加グループの構成員は、上記(3. 1)から(3. 14)の内、(3. 8)、(3. 9)及び(3. 11)を除く要件を満たしていること。

3. 15. 2 個別要件

- (1) 入札参加グループで本工事を実施する場合、代表企業は本工事全体の企画立案を担当するものとし、本維持工事全体の企画立案、土木施設維持修繕工の各工種を包括的に管理するものとする。
- (2) 入札参加グループとして参加する場合、下記の業務を担当するグループ構成員を明らかにするものとする。
- ① 本工事全体の企画立案
 - ② 土木施設維持修繕工

4. 入札に参加する者の募集に関する事項（法第14条第2項第4号）

4. 1 入札の実施手続及びスケジュール

本件は、下記4. 2. 1に示す提出書類の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件であり、電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
 なお、入札電子システムによりがたい場合は、紙入札による参加願いを提出すること。

手続	スケジュール
入札公告	平成23年12月上旬ごろ
入札説明会資料の配布	平成23年12月上旬ごろ
申請書類、技術提案書及び入札参加事業者等確認書に関する質疑応答期限	平成23年12月下旬ごろ
申請書類、技術提案書及び入札参加事業者等確認書の提出期限	平成23年12月下旬ごろ
入札等に関する質疑応答期限	平成24年 1月下旬ごろ
競争参加資格の結果通知	平成24年 1月下旬ごろ
入札書の提出期限	平成24年 2月上旬ごろ
開札、落札予定者の決定	平成24年 2月下旬ごろ
契約締結	平成24年 4月 1日

4. 2 入札実施手続

4. 2. 1 提出書類

本維持工事の入札に参加する民間事業者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる申請書類、技術提案書及び入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）及び入札参加事業者等確認書を提出すること。

なお、上記の入札金額には、本維持工事に要する一切の諸経費の105分の100に相当する金額を記載することとする。

また、本実施要項にない具体的項目は入札説明書によるものとする。

(1) 申請書類

- ① 競争参加資格確認申請書【申請様式1】
- ② 企業の施工実績【申請様式2】
- ③ 配置予定技術者の資格・施工経験【申請様式3】

- ④ 上記3. 11で記載した施工計画書【申請様式4】
- ⑤ 入札参加グループで参加する場合の協定書の写し（任意様式）

(2) 技術提案書

入札参加者には、下記(5.)で示す総合評価を受けるために、次の事項を記載した技術提案書を提出する。

① 本維持工事に対する提案事項【提案様式1～2】

- (ア) 維持工事の実施全般についての提案
- (イ) 維持工事の実施方法についての提案

(3) 入札参加者事業者等確認書

入札参加者は、法第10条第4号及び第6号から第9号までの暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類を提出すること。

4. 2. 2 紙入札方式による開札にあたっての留意事項

- (1) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することは出来ない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札中は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することが出来ない。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項（法第14条第2項第5号）

本維持工事を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、審査は国土交通省大阪航空局に設置する学識経験者が参画する第三者委員会（第三者委員会は、必ず1名以上の学識経験者が参画し、評価方法や落札者の決定について審議するが、委員は3親等以内の利害に関係のある議事に加わることができない。）において行うものとする。

5. 1 決定にあたってのサービスの質の評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された技術提案書の内容が、本維持工事の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加算点項目審査）について行うものとする。

5. 1. 1 必須項目審査

必須項目審査においては、入札参加者が申請書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。満たしている場合は、標準点（100点）を付与し、満たしていない場合は、失格とする。

(1) 工事に対する認識

空港制限区域内で工事を実施するための安全対策が確保されるものとなっているか。

5. 1. 2 加算点項目審査

必須項目審査で合格した入札参加者に対して、次の加算点審査を行う。なお、提案内

容については、具体的であり、かつ効果的な実施が期待されるという観点から、絶対評価により加算する。(60点)

(1) 維持工事の実施全般についての提案内容(10点)

本維持工事の実施にあたっては、工期内全工種にわたり、空港の円滑な運営及び航空機運航の安全性を確保する必要がある、緊急時には短時間で施設を復旧しなければならないため、緊急時に備えた日頃より配慮できる提案を求める。

(2) 維持工事の実施方法についての提案内容(10点)

本維持工事は、空港の円滑な運営及び航空機運航の安全性を確保するため、日々の作業区域内で安全かつ丁寧に施工することはもとより、決められた時間内に作業が終了し、航空機運航が確実に開始できうる、日々の工事内容の実施方法に係る配慮の提案を求める。

(3) 企業の施工実績について(5点)

(4) 配置予定技術者の能力について(5点)

(5) 施工体制確認審査(施工体制評価点30点)

公共工事の品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査するものとする。

① 品質確保の実効性(15点)

② 施工体制確保の確実性(15点)

5. 1. 3 上記5. 1. 2の評価項目並びにそれぞれの配点については、別紙3「評価内容と評価基準」及び別紙4「施工体制に係る評価内容と評価基準」による。

5. 2 落札者決定にあたっての評価方法

5. 2. 1 落札者の決定方法

必須項目審査により得られた標準点(100点)と加算点項目審査の得点(施工体制評価点を含む最大60点)を加算し、入札価格で除した値を評価値とし、入札参加者中で最も高い値の者を落札者として決定する。

評価値 = (標準点(100点) + 加算点項目審査による得点(施工体制評価点を含む最大60点)) ÷ 入札価格

5. 2. 2 留意事項

(1) 当該落札者の入札価格が予定価格の一定割合に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて改めて調査し該当するおそれがあると認められた場合又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて、著しく不相当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い1者を落札者として決定することがある。

(2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(3) 落札者が決定したときは、遅滞無く落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の

決定の理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

5. 3 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、原則として予決令第99条の2の規程に基づく随意契約に移行しない。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項（法第14条第2項第6号及び第4項）

別添1 従来の実施状況に関する情報の開示による。

7. 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項（法第14条第2項第7号）

7. 1 本工事の実施において、使用させることができる国有財産は次のとおりとする。
当該国有財産は、事前に所定の手続きを行って許可を得るものとする。

7. 1. 1 現場事務所等の設置に必要な用地：約270㎡（空港内）

8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項（法第14条第2項第9号）

8. 1 報告等について

8. 1. 1 施工計画書の作成と提出

別紙2「共通仕様書」第1編 共通編、第1章 総則 1-1-4による。

8. 1. 2 工事成績データの作成、登録

別紙2「共通仕様書」第1編 共通編、第1章 総則 1-1-5による。

8. 1. 3 施工体制台帳及び施工体系図の作成

別紙2「共通仕様書」第1編 共通編、第1章 総則 1-1-10による。

8. 1. 4 調査・試験に対する協力

別紙2「共通仕様書」第1編 共通編、第1章 総則 1-1-12による。

8. 1. 5 履行報告

別紙2「共通仕様書」第1編 共通編、第1章 総則 1-1-25による。

8. 1. 6 その他工事の実施に際して必要となる書類

別紙2「共通仕様書」第1編 共通編、第1章 総則 1-1-38による。

8. 1. 7 主任技術者等

別紙2「共通仕様書」第1編 共通編、第1章 総則 1-1-45による。

8. 1. 8 国の検査・監督体制

受注者からの報告を受けるにあたり、国土交通省大阪航空局の検査・監督体制は次のとおりとする。

- (1) 本工事の検査・監督体制として、国土交通省大阪航空局は、国土交通省大阪航空局土木建築課及び国土交通省大阪航空局高松空港事務所に検査職員及び監督職員を任命する。

8. 2 国土交通省大阪航空局調査への協力

国土交通省大阪航空局は、受注者による工事の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、受注者に対し、本維持工事の状況に関し必要な報告を求め、又は受注者の事務所等に立ち入り、工事の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立ち入り検査をする国土交通省大阪航空局の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

8. 3 指示について

監督職員等は、受注者による工事の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、工事の検査・監督において維持工事の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができるものとする。

8. 4 秘密の保持

受注者は、本維持工事に関して国土交通省大阪航空局が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び工事遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。受注者（その者が法人である場合にあっては、その役員。）若しくはその社員その他本維持工事に従事していた者は工事の実施上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

8. 5 契約に基づき落札者が講ずべき措置

8. 5. 1 工事の開始及び中止

- (1) 受注者は、締結された本契約に定められた工事開始日に、確実に本維持工事を開始しなければならない。
- (2) 受注者は、やむを得ない事由により、本工事を中止しようとするときは、予め国土交通省大阪航空局の承認を受けなければならない。

8. 5. 2 金品等の授受の禁止

受注者は、本維持工事において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

8. 5. 3 宣伝行為の禁止

- (1) 受注者及び本維持工事に従事する者は、本維持工事の実施にあたって、自らが行う工事の宣伝を行ってはならない。
- (2) 受注者及び本維持工事を実施する者は、本維持工事の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

8. 5. 4 法令の遵守

受注者は、本維持工事を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

8. 5. 5 安全衛生

受注者は、本維持工事に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。

8. 5. 6 記録・帳簿書類等

受注者は、実施年度毎に本維持工事に関して作成した記録や会計に関する帳簿書類を本維持工事を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

8. 5. 7 権利の譲渡

受注者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

8. 5. 8 権利義務の帰属等

- (1) 本維持工事の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受注者は、その責任において、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、本維持工事の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ国土交通省大阪航空局の承認を受けなければならない。

8. 5. 9 引継ぎ

工事引継ぎに必要な措置として、受注者は維持工事の開始前に、現に当該維持工事を実施している受注者から、維持工事の実施に必要な引継ぎを受けることができる。なお、現場代理人に対する業務処理上のノウハウの引継ぎがある場合は、能力・経験を踏まえた上で、国土交通省大阪航空局が十分な期間を確保して行うものとする。また、受注者は、維持工事の終了に伴い、受注者が変更する場合は、必要に応じ次期受注者に対し必要な引継ぎを行うものとする。

8. 5. 10 下請負の取扱い

- (1) 受注者は本維持工事の実施に当たり、その全部若しくはその主たる部分は又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、本維持工事の実施に当たり、その一部について第三者に請け負わず場合は、原則として予め施工計画書において、下請けに関する事項（下請け先の住所・名称、下請け先に委任する工事の範囲、下請けを行うことの合理性及び必要性、下請け先の工事履行能力並びに報告徴収その他工事管理の方法）について記載しなければならない。
- (3) 受注者は、本契約締結後やむを得ない事情により第三者に請け負わず場合には、下請けに関する事項を明らかにしたうえで国土交通省大阪航空局の承認を受けなければならない。
- (4) 受注者は、上記(2)及び(3)により第三者に請け負わず場合には、下請け先から必要な報告を徴収することとする。
- (5) 下請け先は、上記の秘密の保持等、公正な取扱、金品等の接受の禁止、宣伝行為の禁止、国土交通省大阪航空局との契約によらない自らの工事の禁止については、下請け先は、受注者と同様の義務を負うものとする。

8. 5. 11 契約変更

国土交通省大阪航空局及び受注者は、本維持工事の質の向上の推進、またはその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は予め変更の理由を書面により、それぞれの相手方に提出し、それぞれの相手方の合意を得なければならない。

8. 5. 12 契約解除

国土交通省大阪航空局は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除す

ることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき。
- (2) 法第10条の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 本契約に従って本維持工事を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- (4) 上記(3)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- (5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき。
- (7) 受注者又はその他の本維持工事に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本維持工事の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (8) 暴力団員を、業務の統括にする者又は従業員としていることが明らかになったとき。
- (9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

8. 5. 13 契約解除時の取扱い

- (1) 上記(8. 5. 12)に該当し、契約を解除した場合には、国土交通省大阪航空局は受注者に対し、当該解除の日までに当該サービスを契約に基づき実施した期間にかかる工事費を支給する。
- (2) この場合、受注者は、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として国土交通省大阪航空局の指定する期間内に納付しなければならない。
- (3) 国土交通省大阪航空局は、受注者が前項の規定による金額を国土交通省大阪航空局の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- (4) 国土交通省大阪航空局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

8. 5. 14 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受注者と国土交通省大阪航空局が協議するものとする。

8. 5. 15 工事途中における入札参加グループからの撤退

代表企業及びグループ企業は、本維持工事を完了する日までは、入札参加グループから脱退することはできない。

8. 5. 16 工事途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

参加企業のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、国土交通省大阪航空局の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の工事

を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び国土交通省大阪航空局の承認を得て、新たな構成員を本維持工事入札参加グループに加入させ、本維持工事参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

8. 5. 17 談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

- (1) 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は国土交通省大阪航空局の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として国土交通省大阪航空局の指定する期間内に支払わなければならない。
- ① 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は落札者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
 - ② 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（次号において、「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - ③ 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が請負者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - ④ 本契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (2) 受注者は上記（1）の規定による金額を国土交通省大阪航空局の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて年100分の5の割合で計算した金額を遅延金として支払わなければならない。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項（法第14条第2項第10条）

本契約を履行するにあたり、受注者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

9. 1 国土交通省大阪航空局が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国土交通省大阪航空局は当該公共サービス実施受注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国土交通省大阪航空局の責めに帰すべき理由が存する場合は、国土交通省大阪航空局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

9. 2 当該公共サービス実施請負者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国土交通省大阪航空局の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受注者は国土交通省大阪航空局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項（法第14条第2項第11号）

10. 1 実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期（平成26年6月予定）を踏まえ、平成26年3月31日時点における状況を調査するものとする。

10. 2 調査の方法

国土交通省大阪航空局は、受注者が実施した維持工事の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。

ただし、上記（1. 2. 1）における工事の質として設定した項目については、随時確認することとし、上述の調査に併せて集計する。

また、必要に応じて従来の実施方法との比較検討を行うものとする。

10. 3 調査項目

10. 3. 1 上記（1. 2. 1）に示す維持工事の質、上記（1. 2. 2）に示す維持工事において確保すべき水準に、上記（1. 2. 3）での提案を反映し、確定した工事の履行状況。

10. 4 上記調査項目に関する内容については、本維持工事の実施状況等を内閣総理大臣へ平成26年5月を目処に提出するにあたり、国土交通省大阪航空局に設置する学識経験者が参画する第三者委員会に報告し、意見を聞くものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

11. 1 対象公共サービスの実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

受注者の実施状況については、上記（8. 1）の報告等を踏まえ、国土交通省大阪航空局において年度毎に取りまとめて官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに公表することとする。

また、国土交通省大阪航空局は、受注者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、工事終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び法第27条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

11. 2 国土交通省大阪航空局の監督体制

本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。本維持工事の実施状況に係る監督は、上記（8. 1. 8）により行うこととする。

11. 3 受注者が負う可能性のある主な責務等

11. 3. 1 受注者の責務等

本維持工事に従事する者は、刑法（昭和40年法律第45号）その他の刑罰の適用については、法第25条第2項の規定により公務に従事する職員とみなされる。

11. 3. 2 罰則等

（1）次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

- ① 上記（8. 1. 1～8. 1. 6）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は上記（8. 1. 8）による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- ② 正当な理由なく、上記（8. 3）による指示に違反した者

（2） 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の工事に関し、上記（1）の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前記（1）の刑を科されることとなる。

11. 3. 3 会計検査について

受注者は、公共サービスの内容が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は国土交通省大阪航空局を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

高松空港土木施設維持修繕工事

工 事 概 要 書

平成 2 3 年 9 月

国土交通省 大阪航空局

1. 工事概要

本工事は、高松空港の土木施設及び同空港周辺の航空保安施設等を維持修繕するもので、巡回点検、草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工を施工するものである。

2. 施工場所

高松市香南町 高松空港内

3. 工期

平成24年 4月 1日から平成27年 3月31日までとする。

4. 工事内容

工事数量総括表とする。

5. 支給品及び貸与品等

5-1 支給品

品名	品質・規格	単位	数量	引渡場所	引渡時期	摘要
路面清掃車用ブラシ		式	1	監督職員の指定する場所	平成24年4月1日以降	
作業用水		式	1	監督職員の指定する場所	平成24年4月1日以降	

5-2 貸与品等

品名	品質・規格	単位	数量	引渡場所	返還場所	摘要
				引渡時期	返還時期	
路面清掃車	HA-60	台	1	監督職員の指定する場所 平成24年4月1日以降	監督職員の指定する場所 平成27年3月31日まで	
無線機	車載、携帯用	式	1	監督職員の指定する場所 平成24年4月1日以降	監督職員の指定する場所 平成27年3月31日まで	必要の都度

5-3 その他

1) 作業用水は、予め使用願いを提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、受注者は使用に際し節水に努め、その使用量を監督職員に報告しなければならない。

2) 路面清掃車用ブラシは、作業に支障を与える程度に摩耗した時点で監督職員の承諾を得て取り替えなければならない。

3) 貸与車両の消耗品（タイヤ及び支給品を除く）及び軽微な整備については、受注者の負担とする。

詳細については、本仕様書別添-1参照。

6. 工事仕様

6-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、国土交通省航空局監修、（財）港湾空港建設技術サービスセンター発行（平成23年4月）の、「空港土木工事共通仕様書」の定めによるものとする。

6-2 維持・修繕工共通事項

（1）一般事項

制限区域内への立入りは、高松空港長より許可を受けた人員および車両とする。

工事区域には制限区域内もあることから、空港の運用に支障をきたすことのないよう十分留意する。

1) 就業時間

昼間作業は、08:00～17:00を原則とし、夜間作業の範囲・工種及び作業時間帯は、航空機の運航への影響を考慮し以下のとおりとする。

なお、巡回点検及び緊急補修工においては、その都度協議の上、決定する。

作業範囲	工種	夜間作業時間帯
①滑走路中心線より両側75mの範囲	草刈工	21:45～07:00
②誘導路中心線より両側38.8mの範囲	清掃工	
③その他設計図書に示す範囲	標識維持工	

（2）安全管理

1) 作業を行う場合は、必要に応じて携帯用無線機を常備し、航空機及び作業員の安全を図るものとする。

2) 夜間作業時間帯に行う空港施設巡回工、草刈工、ゴム除去工、緊急補修工について夜間照明を配置し、作業区域の安全を図るものとする。

3) 安全管理上、当然必要と思われる事項については監督職員と協議の上、実施するもの

(3) 特定建設資材以外の処理

- 1) 草刈工において発生する刈草は、設計図に示す仮置場へ搬出するものとする。
- 2) 草刈工、植栽維持工において発生する刈草、剪定枝等の一般廃棄物及び清掃工において発生するゴム屑等の産業廃棄物の処分については「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、下表に示す場所へ搬出するものとし、処分量が確認できる証明書を提出するものとする。

建設等廃材の種類	施設の名称	所在地	受入時間
刈草・剪定枝	高松市南部クリーンセンター	高松市塩江町安原下第3号 2084-1	08:30~16:30
ゴム屑	塵芥センター	綾川町粉所東字西下和田867番地	08:00~17:00

3) 清掃工において発生する紙屑、ビニール、空缶、ビン、側溝の汚泥等の一般廃棄物は監督職員の指示する場所へ搬出するものとする。

4) 各工種による処分量については、工期末日までに精算変更を行うものとする。

(4) 保険の付与

貸与車両に対する損害保険については、対人損害保険3,000万円以上、対物賠償保険200万円以上（免責3万円以上）の任意保険に加入し監督職員に報告しなければならない。加入期間は下表の通りとする。

なお、受注者の原因で貸与車両を破損した場合、受注者の責により原状回復を行うこととする。

品名	保険加入期間
路面清掃車	平成24年4月1日～平成27年3月31日

6-3 巡回点検

(1) 巡回点検

- 1) 点検日は、監督職員と協議の上、決定しなければならない。
- 2) 点検範囲は、滑走路、誘導路及びエプロンの舗装路面全域とし、徒歩による目視観察を行うものとする。
- 3) 点検にあたっては、次の異常の種類を報告しなければならない。
ひび割れ・変形・段差・摩耗・崩壊・グルーピングの異常・目地破損・座屈・表面の異常、標識の異常・ゴム付着・油汚れ・異物・その他
- 4) 点検時に著しい異常箇所を発見した場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。また、点検結果は経年変化がわかるように整理し報告しなければならない。

(2) 緊急点検

1) 自然災害または事故等の人為的災害や不測の事態により、基本施設等の空港施設に不具合等が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、監督職員の指示により施設の点検を実施しなければならない。また、点検方法については監督職員と協議し決定するものとする。

なお、緊急点検は1回当り世話役、普通作業員各1名を想定しているが規模により増減することがある。

2) 異常の有無に係わらず、速やかに監督職員にその結果を報告しなければならない。なお、著しい異常を発見した際は、可及的速やかに監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

3) 緊急点検は工期末日までに精算変更を行うものとする。

6-4 草刈工

(1) 航空機の運航等に支障となる場合は、草刈から搬出までを一連作業として実施すること。

(3) フェンス沿いの施工においては、センサーに損傷を与えないよう十分注意し施工しなければならない。

6-5 清掃工

(1) 舗装面清掃工

1) 施工においては、航空機の運航、道路交通及びその他周辺構造物に影響を与えないよう十分注意し、施工しなければならない。

2) ターミナル前清掃は、設計図に示す一般旅客者等の利用するターミナル前道路及び駐車場（「有料駐車場等の区域を除く」以下同じ）の舗装面、緑地帯、植え込み、立木、フェンス等の構造物の周囲で、紙屑、タバコの吸殻、空き缶、ビン等のゴミを掃き取りまたは、拾い集め等の方法により清掃しなければならない。

なお、実施にあたっては、原則として土・日曜日、祝祭日、年末年始を除き、1回当り作業員1名にて4時間以上巡回しなければならない。

(2) ゴム除去工

1) 滑走路上に付着しているゴムを除去するもので、除去の範囲は監督職員と協議のうえ施工するものとし工期末日までに精算変更を行うものとする。

2) 受注者はゴム除去本施工にあたっては、超高压水の水圧、噴射距離及び除去速度について、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 排水溝清掃工

梅雨時期及び台風集中時期等を考慮し、排水の機能を満足出来るよう適切な時期に行うものとする。

6-6 標識維持工

- 1) 使用する塗料は、既設の標識と同色とする。
- 2) 白色、黄色の塗料は、JIS K 5665 1種の規定に適合する常温式トラフィックペイントとし、使用量は100m²当り27ℓとする。
- 3) 赤色の塗料はJIS W 8301 の規定に適合する色彩とし、JIS K 5665 1種に準拠したものとする。使用量は100m²当り27ℓとする。
- 4) 黒色の塗料は、JIS K5665 1種に準拠したものとする。
使用量は100m²当り27ℓとする。

6-7 植栽維持工

- (1) 剪定、施肥、灌水、雑草抜き取りの実施にあたっては、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
- (2) 雑草の抜き取りは寄植範囲等において人力により抜根を行うものとし、工期末日までに精算変更を行うものとする。
- (3) 施肥に使用する材料の種類及び使用量は下表を標準とする。

名称	規格	材料	使用量
高木	幹周60cm未満	普通化成肥料 窒素：リン酸：カリ 8：8：8	0.15kg/本
中低木	樹高200cm以上300cm未満		0.15kg/本
	樹高200cm未満		0.12kg/本
寄植			0.10kg/m ²

- (4) 薬剤散布の実施にあたっては、以下により行うものとする。
 - 1) 薬剤は、下表に示すものを想定している。
 - 2) 害虫の発生状況により散布回数を変更する場合は監督職員の承諾を得なければならない。
 - 3) 薬剤の散布量、希釈率は下表を標準とするが、特記以外の薬剤を使用する場合は、監督職員の承諾を得た散布量、混合割合としなければならない。

項目		散布量（原液）					希釈率
樹木の種類		高木	中低木		寄植		
樹木の区分		幹周60cm未満	樹高100cm以上 200cm未満	樹高200cm以上 300cm未満	中木	低木	薬剤：水
薬剤	単位	100本	100本	100本	100㎡		
ディップテ レックス乳	CC	180	120	210	50	50	1:1,000
DMTP剤	CC	—	—	670	20	—	1:1,500

4) 薬剤の種類、散布回数、散布量について変更が生じた場合は、工期末日までに精算変更を行うものとする。

(5) 灌水

灌水は樹木の根まで十分浸透するように行うこと。また、灌水場所・回数は、工期末日までに精算変更を行うものとする。

6-8 緊急補修工

緊急補修工の実施について指示があった場合、速やかに施工体制を整え、航空機運航、構内道路交通、空港運用への影響がけできるだ最小になるよう短時間に施工しなければならない。

(1) 舗装補修工

滑走路、誘導路、エプロン及び構内道路の舗装において、航空機の運航、構内道路交通、空港運用に支障となる破損等が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、監督職員からの指示により補修を実施するものとする。なお、補修する断面、範囲及び使用材料等はその都度監督職員と協議し施工しなければならない。

(2) 施設補修工

滑走路、誘導路、エプロン及び構内道路の舗装破損以外において、航空機の運航、構内道路交通、空港運用に支障となる破損等が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、監督職員からの指示により補修等を実施するものとする。なお、補修する断面、範囲及び使用材料等はその都度監督職員と協議し施工しなければならない。

(3) 実施対象期間及び時間帯は、以下によるものとする。

平成24年 4月 1日 00:00～平成27年 3月31日 24:00

(4) 緊急補修工は、各年度毎に整理し全体を工期末日までに精算変更を行うものとする。

6-9 草刈工（航空保安施設等）

6-4 に準ずる。

6-10 清掃工（航空保安施設等）

6-5 に準ずる。

6-11 植栽維持工（航空保安施設等）

6-7 に準ずる。

7. その他

7-1 工事に伴う路面の汚れについては速やかに清掃しなければならない。

7-2 受注者は工事の施工に先だって数量等の照査を行い、疑義が生じた場合は監督職員と協議することとし、工事内容を精算変更した場合は工事費を変更する場合がある。

なお、工事期間中に工事数量及び施工条件に変更が生じた場合は、各年度毎に整理し全体を工期の末日までに契約変更を行うものとする。

7-3 再生資源の利用等

(1) 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

1) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」。（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結後に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

イ) 分別解体等の方法

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

ロ) 当局が費用を計上している再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート・アスファルト	香南リサイクルセンター	高松市香南町大字岡字寺奥 1 1 4 4 番 1

ハ) 受入時間

香南リサイクルセンター 08時00分 ~ 17時00分

ニ) 仮置き等

仮置きが必要な場合は、監督職員の指示する場所に仮置きするものとする。

2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

(2) 建設副産物

建設資材を搬入する場合または建設副産物を搬出する場合は、工事着手時及び工事完了時に「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を監督職員に提出しなければならない。

(3) 建設副産物情報交換システムの活用

本工事は、建設副産物情報交換システム（以下「システム」という）の登録対象工事であり、受注者は施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合には速やかに当該システムにデータの入力を行うものとする。

なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議しなければならない。

7-4 環境物品等の調達

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成22年2月5日一部変更閣議決定）に定められた特定調達品目（以下、「特定調達品目」という。）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

7-5 施工状況検査

本工事において、監督職員が行う施工状況検査の詳細や工種名称等は監督職員の指示による。

7-6 工事費等調査

受注者は、本工事が間接工事費等諸経費動向調査及び歩掛り実態調査等の対象となった場合には、別途監督職員より通知される調査要領に基づき調査票の作成を行わなければならない。

なお、調査対象となった場合の調査費用については、設計変更の対象とする。

7-7 過積載の防止

(1) 工事用資材等の積載超過のないようにすること。

(2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。

(3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

(4) さし枠の装着または物品積載装置の不当改造をしたダンプトラック等が、工事現場に出入りすることのないようにすること。

(5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。

(6) 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるものまたは、業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

(7) 上記のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

7-8 技術提案

(1) 入札時技術提案し、落札した受注者については以下の特記事項の対象とする。

1) 施工計画書

受注者は、技術資料に記述した施工計画に基づき施工計画書を作成し、施工しなければならない。

2) 施工計画の履行

施工計画の内容に変更が生じた場合及び施工計画に基づく施工ができなかった場合は、監督職員と協議しなければならない。

3) 施工計画の変更

予期しない障害が発生したことにより、技術資料に記述した施工計画に基づく施工ができない場合は、施工計画を変更することができる。ただし、監督職員の承諾を得なければならない。

4) 施工計画不履行の場合の措置

受注者の責により、入札に係わる技術提案を遵守できない場合は請負工事成績評定点について審査する。

5) 技術提案の保護

技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りでない。

6) 責任の所在

発注者が技術提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

7) その他

- ・入札時技術提案に基づく請負代金額の変更は行わないものとする。

7-9 契約後V E方式の試行工事

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受付ける契約後V E方式の試行工事である。

(1) 定義

「V E提案」とは、工事請負契約書第19条2の規定に基づき、設計図書に定める工事的目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減を可能とする工事材料、施工方法等設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の範囲

- 1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとする。
- 2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - ②工事請負契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - ③提案の実施にあたり、関係機関との協議等、第三者との調整等を要する提案。

(3) VE提案書の提出

- 1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（契約後に別途監督職員より提示）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - イ) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ロ) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係わる施工上の条件等を含む）
 - ハ) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - 二) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ホ) 工業所有地権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - へ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、前項のVE提案を契約締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の審査

VE提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、経済性等を評価する。

(5) VE提案の採否の通知及び設計変更等

- 1) 発注者は、VE提案の採否について、VE提案の受領後14日以内に書面により受注者に通知するものとする。ただし、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。
- 2) 提出されたVE提案を採用しなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。

- 3) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2の規定に基づくものとする。
- 4) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第24条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 5) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という）を削減しないものとする。
- 6) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 7) 発注者は、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第24条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合の前記5)のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(6) VE提案の保護

評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても活用できるものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利を保護する。

(7) 責任の所在

発注者が、VE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

8. 工事完成検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

費用負担区分表

項	目	発注者	受注者
車検、税及び保険	車検整備	○	×
	重量税		
	自動車税		
	自賠責保険		
	自動車任意保険		
法定点検	点検整備	返納期間中	貸与期間中
燃料及び油脂	燃料	返納期間中	貸与期間中
	エンジンオイル		
	デファレンシャルオイル		
	トランスミッションオイル		
	ブレーキフルード		
	グリース		
	その他オイル類		
消耗品	オイルエレメント	返納期間中	貸与期間中
	ウインドウォッシャー液		
	バッテリー液		
	ワックス		
	不凍液		
	ウェス		
	油膜取り		
	くもり止め		
	消臭剤		
	タイヤクリーナー		
	セーム皮		
	洗車ブラシ		
	カーシャンプー		
	タール落とし		
	手袋		
	バケツ		
その他必要な消耗品			
修理及び整備	受注者の瑕疵に寄る修理	×	○
	受注者の瑕疵に寄らない修理	○	×
	タイヤの交換		
	チューブの交換		
	バッテリーの交換		
	タイヤチェーンの交換		
	シートカバーの交換		
	カークーラーの修理調整		
ファンベルトの修理交換			
その他	駐車場	○	×
	シートカバーのクリーニング	×	○

※工事数量総括表に記載されている数量については、現時点のものであり、発注時において変更になる場合がある。

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名	高松空港土木施設維持修繕工事				事 業 区 分		空 港 維 持 修 繕
					工 事 区 分		空 港 維 持 工 事
工事区分・工種・種別・細別	規 格	単 位	内 訳 数 量	平成24年度	平成25年度	平成26年度	摘 要
空港維持（土木施設）							
巡回点検		式	1	1	1	1	
空港施設巡回工		式	1	1	1	1	
巡回点検(制限区域内)	滑走路, 誘導路, エプロン (夜間)	回	9	3	3	3	430,500 m ² × 3 回/年
緊急点検(空港施設)	(昼間)	回	9	3	3	3	
草刈工		式	1	1	1	1	
草刈工		式	1	1	1	1	
大型機械刈	制限区域内 (昼間)	m ²	2,264,400	754,800	754,800	754,800	377,400 m ² × 2 回/年
	制限区域内 (夜間)	m ²	1,899,000	633,000	633,000	633,000	316,500 m ² × 2 回/年
小型機械刈	制限区域内 (昼間)	m ²	52,200	17,400	17,400	17,400	8,700 m ² × 2 回/年
	制限区域内 (夜間)	m ²	1,200	400	400	400	200 m ² × 2 回/年
	管理用地 (昼間)	m ²	3,300	1,100	1,100	1,100	1,100 m ² × 1 回/年
	ターミナル地区 (昼間)	m ²	22,500	7,500	7,500	7,500	2,500 m ² × 3 回/年
肩掛式機械刈	制限区域内平面部 (昼間)	m ²	105,120	35,040	35,040	35,040	17,520 m ² × 2 回/年
	制限区域内平面部 (夜間)	m ²	5,580	1,860	1,860	1,860	930 m ² × 2 回/年
	制限区域内法面部 (昼間)	m ²	13,680	4,560	4,560	4,560	2,280 m ² × 2 回/年
	管理用地平面部 (昼間)	m ²	22,170	7,390	7,390	7,390	7,390 m ² × 1 回/年
	管理用地平面部 (夜間)	m ²	90	30	30	30	30 m ² × 1 回/年
	管理用地法面部 (昼間)	m ²	254,370	84,790	84,790	84,790	84,790 m ² × 1 回/年
	ターミナル地区平面部 (昼間)	m ²	71,550	23,850	23,850	23,850	7,950 m ² × 3 回/年
	ターミナル地区法面部 (昼間)	m ²	22,050	7,350	7,350	7,350	2,450 m ² × 3 回/年
刈草運搬処分		式	1	1	1	1	109t
清掃工		式	1	1	1	1	
舗装面清掃工		式	1	1	1	1	
基本施設面清掃(機械)	滑走路(夜間)	m ²	3,684,600	1,228,200	1,228,200	1,228,200	204,700 m ² × 6 回/年
	誘導路(夜間)	m ²	2,664,000	888,000	888,000	888,000	148,000 m ² × 6 回/年
	エプロン(昼間)	m ²	1,620,000	540,000	540,000	540,000	90,000 m ² × 6 回/年
路面清掃(機械)	道路(昼間)	m	128,880	42,960	42,960	42,960	3,580 m × 12 回/年
ターミナル地区清掃	人力(昼間)	回	156	52	52	52	1 回/週
ゴミ除去工		式	1	1	1	1	
ゴミ除去		m ²	4,500	1,500	1,500	1,500	1,500 m ² × 1 回/年
発生材運搬処理	ゴミ屑	式	1	1	1	1	1t
排水溝清掃工		式	1	1	1	1	
側溝清掃(人力)	幅 1 m未満 (昼間)	m	40,230	13,410	13,410	13,410	13,410 m × 1 回/年
側溝清掃(人力)	幅 1 m以上 3 m未満 (昼間)	m	540	180	180	180	180 m × 1 回/年
皿形排水溝清掃	(昼間)	m	11,250	3,750	3,750	3,750	3,750 m × 1 回/年
有蓋排水溝清掃	(昼間)	m	8,280	2,760	2,760	2,760	2,760 m × 1 回/年
	(夜間)	m	900	300	300	300	300 m × 1 回/年
樹清掃	700mm未満 (昼間)	箇所	636	212	212	212	212 箇所 × 1 回/年
	700mm未満 (夜間)	箇所	3	1	1	1	1 箇所 × 1 回/年
	700mm以上 (昼間)	箇所	165	55	55	55	55 箇所 × 1 回/年

工事数量総括表

工事名	高松空港土木施設維持修繕工事				事業区分		空港維持修繕
					工事区分		空港維持工事
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	内訳数量	平成24年度	平成25年度	平成26年度	摘要
	700mm以上 (夜間)	箇所	3	1	1	1	1箇所 × 1回/年
標識維持工		式	1	1	1	1	
飛行場標識維持工		式	1	1	1	1	
マーキング	滑走路中心線 常温式・白色(夜間)	m	6,504	2,168	2,168	2,168	1,084 m × 2回/年
	滑走路末端・接地帯・目標点・中央 常温式・白色(夜間)	m	20,817	6,939	6,939	6,939	6,939 m × 1回/年
	滑走路指示 常温式・白色(夜間)	m	834	278	278	278	278 m × 1回/年
	誘導路中心線・補助標識 常温式・黄色(夜間)	m	2,154	718	718	718	718 m × 1回/年
	誘導路停止位置 常温式・黄色(夜間)	m	438	146	146	146	146 m × 1回/年
	誘導路停止位置案内標識 常温式・赤色(夜間)	m	444	148	148	148	148 m × 1回/年
	誘導路停止位置案内標識(文字) 常温式・白色(夜間)	m	141	47	47	47	47 m × 1回/年
	誘導路停止位置案内標識 常温式・黒色(夜間)	m	69	23	23	23	23 m × 1回/年
	エプロン導入線 常温式・黄色(夜間)	m	1,209	403	403	403	403 m × 1回/年
	プッシュバックガイドライン 常温式・黄色(夜間)	m	126	42	42	42	42 m × 1回/年
	小型機用導入線 常温式・黄色(夜間)	m	228	76	76	76	76 m × 1回/年
	停止バー(大型) 常温式・黄色(夜間)	m	45	15	15	15	15 m × 1回/年
	エプロンスポット番号 常温式・黄色(夜間)	m	66	22	22	22	22 m × 1回/年
植栽維持工		式	1	1	1	1	
植木手入れ工		式	1	1	1	1	
樹木剪定	高木・夏期(昼間) 幹周60cm未満(歩道)	本	72	24	24	24	24本 × 1回/年
	高木・夏期(昼間) 幹周60cm未満(環境緑地帯)	本	30	10	10	10	10本 × 1回/年
	高木・冬期(昼間) 幹周60cm未満(歩道)	本	57	19	19	19	19本 × 1回/年
	高木・冬期(昼間) 幹周60cm未満(環境緑地帯)	本	30	10	10	10	10本 × 1回/年
	中低木・球形(昼間) 樹高200~300cm未満(歩道)	本	279	93	93	93	93本 × 1回/年
	中低木・円筒形(昼間) 樹高100~200cm未満(歩道)	本	120	40	40	40	40本 × 1回/年
	中低木・円筒形(昼間) 樹高200~300cm未満(歩道)	本	129	43	43	43	43本 × 1回/年
	中低木・円筒形(昼間) 樹高200~300cm未満(環境緑地帯)	本	129	43	43	43	43本 × 1回/年
寄植剪定	低木(昼間) 樹高60cm未満(歩道)	m	228	76	76	76	76 m × 1回/年
	中木(昼間) 樹高60cm以上300cm未満(歩道)	m	10,986	3,662	3,662	3,662	3,662 m × 1回/年
雑草抜き取り	植込み(歩道)	m	3,870	1,290	1,290	1,290	645 m × 2回/年
樹木施肥	高木(昼間) 幹周60cm未満(歩道)	本	72	24	24	24	24本 × 1回/年
	高木(昼間) 幹周60cm未満(環境緑地帯)	本	30	10	10	10	10本 × 1回/年
	中低木(昼間) 樹高200cm未満(歩道)	本	120	40	40	40	40本 × 1回/年
	中低木(昼間) 樹高200~300cm未満(歩道)	本	339	113	113	113	113本 × 1回/年
	中低木(昼間) 樹高200~300cm未満(環境緑地帯)	本	108	36	36	36	36本 × 1回/年
寄植施肥	中低木(昼間) (歩道)	m	4,554	1,518	1,518	1,518	1,518 m × 1回/年
灌水	トラック使用(昼間) (歩道)	m	9,108	3,036	3,036	3,036	1,518 m × 2回/年
樹木薬剤散布	高木(昼間) 幹周60cm未満(歩道)	本	144	48	48	48	24本 × 2回/年
	高木(昼間) 幹周60cm未満(環境緑地帯)	本	60	20	20	20	10本 × 2回/年
	中低木(昼間) 樹高100~200cm未満(歩道)	本	240	80	80	80	40本 × 2回/年
	中低木(昼間) 樹高200~300cm未満(歩道)	本	678	226	226	226	113本 × 2回/年
	中低木(昼間)DMTP剤 樹高200~300cm未満(歩道)	本	78	26	26	26	13本 × 2回/年

工事数量総括表

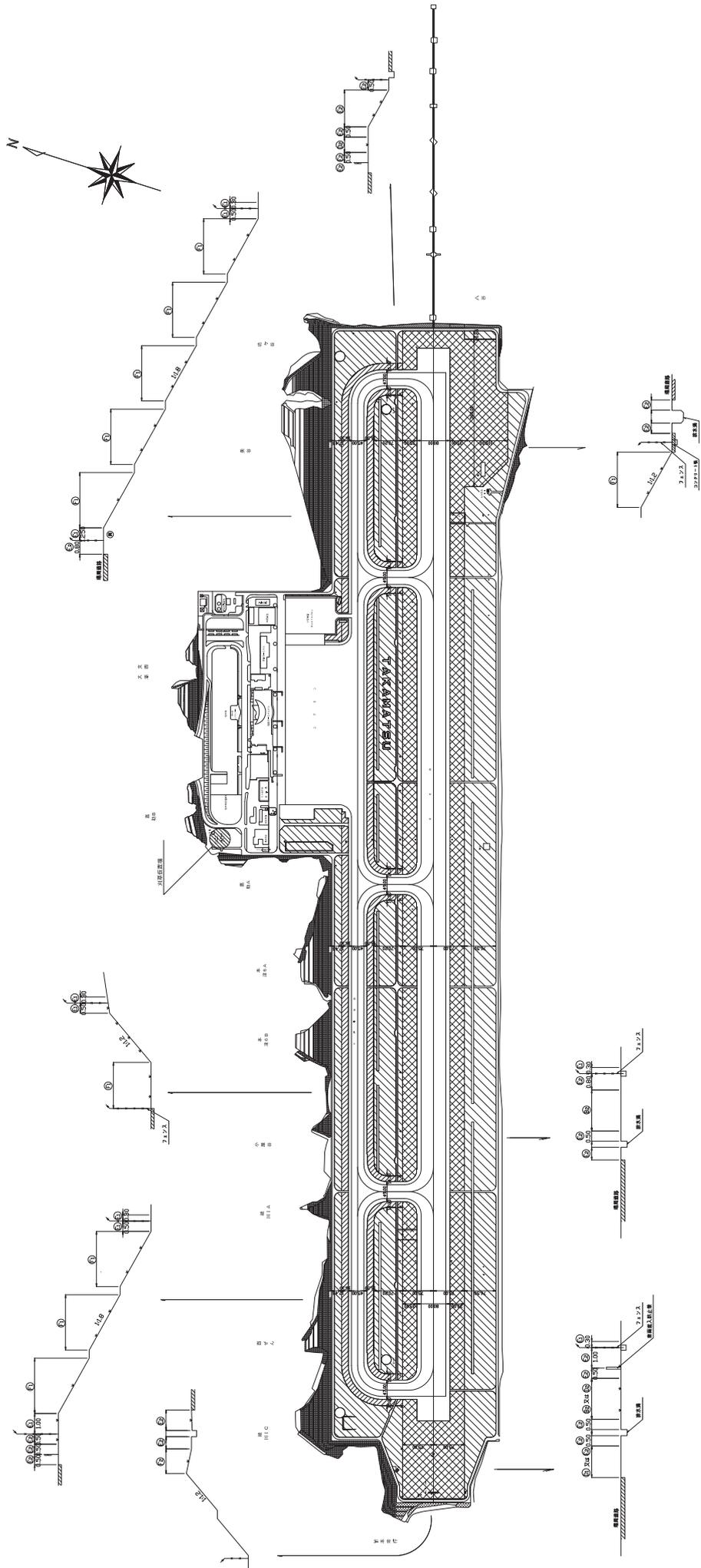
工事名	高松空港土木施設維持修繕工事				事業区分		空港維持修繕
					工事区分		空港維持工事
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	内訳数量	平成24年度	平成25年度	平成26年度	摘要
寄植薬剤散布	中低木（昼間） 樹高200～300cm未満（環境緑地帯）	本	216	72	72	72	36本 × 2回/年
	低木（昼間） （歩道）	㎡	456	152	152	152	76㎡ × 2回/年
発生材運搬処理	中木（昼間） （歩道）	㎡	21,972	7,324	7,324	7,324	3,662㎡ × 2回/年
	中木（昼間）DMTP剤 （歩道）	㎡	2,100	700	700	700	350㎡ × 2回/年
緊急補修工		式	1	1	1	1	4t
舗装補修工		式	1	1	1	1	
アスファルト舗装補修		式	1	1	1	1	
コンクリート舗装補修		式	1	1	1	1	
クラック補修		式	1	1	1	1	
殻運搬処分		式	1	1	1	1	
施設補修工		式	1	1	1	1	
応急処置		式	1	1	1	1	
空港維持（航空保安施設等）		式	1	1	1	1	
草刈工（航空保安施設等）		式	1	1	1	1	
草刈工（航空灯火施設）		式	1	1	1	1	
肩掛式機械刈	制限区域内平面部 （昼間）	㎡	360	120	120	120	60㎡ × 2回/年
	制限区域内平面部 （夜間）	㎡	1,320	440	440	440	220㎡ × 2回/年
刈草運搬処分	進入灯用地平面部 （昼間）	㎡	10,380	3,460	3,460	3,460	1,730㎡ × 2回/年
	高山航空障害灯平面部 （昼間）	㎡	120	40	40	40	20㎡ × 2回/年
草刈工（航空無線施設）	ターミナル飛行場灯台平面部 （昼間）	㎡	120	40	40	40	20㎡ × 2回/年
		式	1	1	1	1	4t
大型機械刈	香川V/D （昼間）	㎡	22,800	7,600	7,600	7,600	3,800㎡ × 2回/年
小型機械刈	ASR/TX （昼間）	㎡	7,200	2,400	2,400	2,400	1,200㎡ × 2回/年
肩掛式機械刈	ASR/TX（平面） （昼間）	㎡	900	300	300	300	150㎡ × 2回/年
刈草運搬処分	RX（平面） （昼間）	㎡	1,560	520	520	520	260㎡ × 2回/年
	香川V/D（平面） （昼間）	㎡	10,920	3,640	3,640	3,640	1,820㎡ × 2回/年
草刈工（庁舎）		式	1	1	1	1	6t
肩掛式機械刈	（昼間）	㎡	3,720	1,240	1,240	1,240	620㎡ × 2回/年
刈草運搬処分		式	1	1	1	1	1t
清掃工（航空保安施設等）		式	1	1	1	1	
排水溝清掃工（航空灯火施設）		式	1	1	1	1	
側溝清掃（人力）	幅1m未満 （昼間）	m	3,870	1,290	1,290	1,290	1,290m × 1回/年
有蓋排水溝清掃	（昼間）	m	18	6	6	6	6m × 1回/年
樹清掃	700mm未満 （昼間）	箇所	54	18	18	18	18箇所 × 1回/年
排水溝清掃工（航空無線施設）		式	1	1	1	1	
側溝清掃（人力）	幅1m未満 （昼間）	m	330	110	110	110	110m × 1回/年
植栽維持工（航空保安施設等）		式	1	1	1	1	
植木手入れ工（庁舎）		式	1	1	1	1	

高松空港土木施設維持修繕工事

図面集

平成23年9月

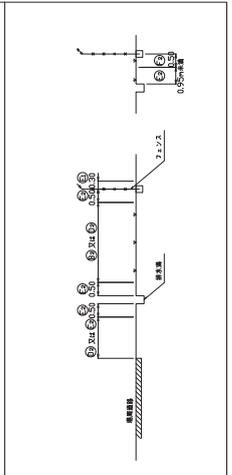
国土交通省 大阪航空局



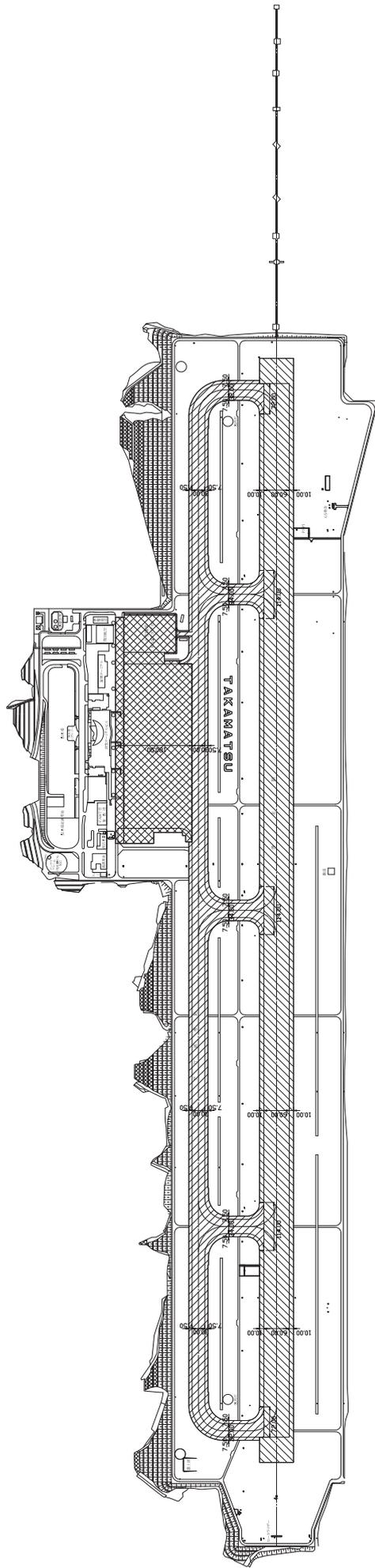
凡 例

区 分	地 区	施工程数	栋 别	层 数	備 考
	A 2 地区	2 棟/4	大型	夜 层	
	B 2 地区	2 棟/4	大型	夜 层	
	C 2 地区	2 棟/4	大型	夜 层	
	D 1 地区	1 棟/4	小型	层	管理用楼
	D 2 地区	2 棟/4	小型	层	管理用楼平面层
	E 1 地区	1 棟/4	层	层	
	E 2 地区	2 棟/4	层	层	
	F 1 地区	1 棟/4	层	层	
	F 2 地区	2 棟/4	层	层	

参 考 图



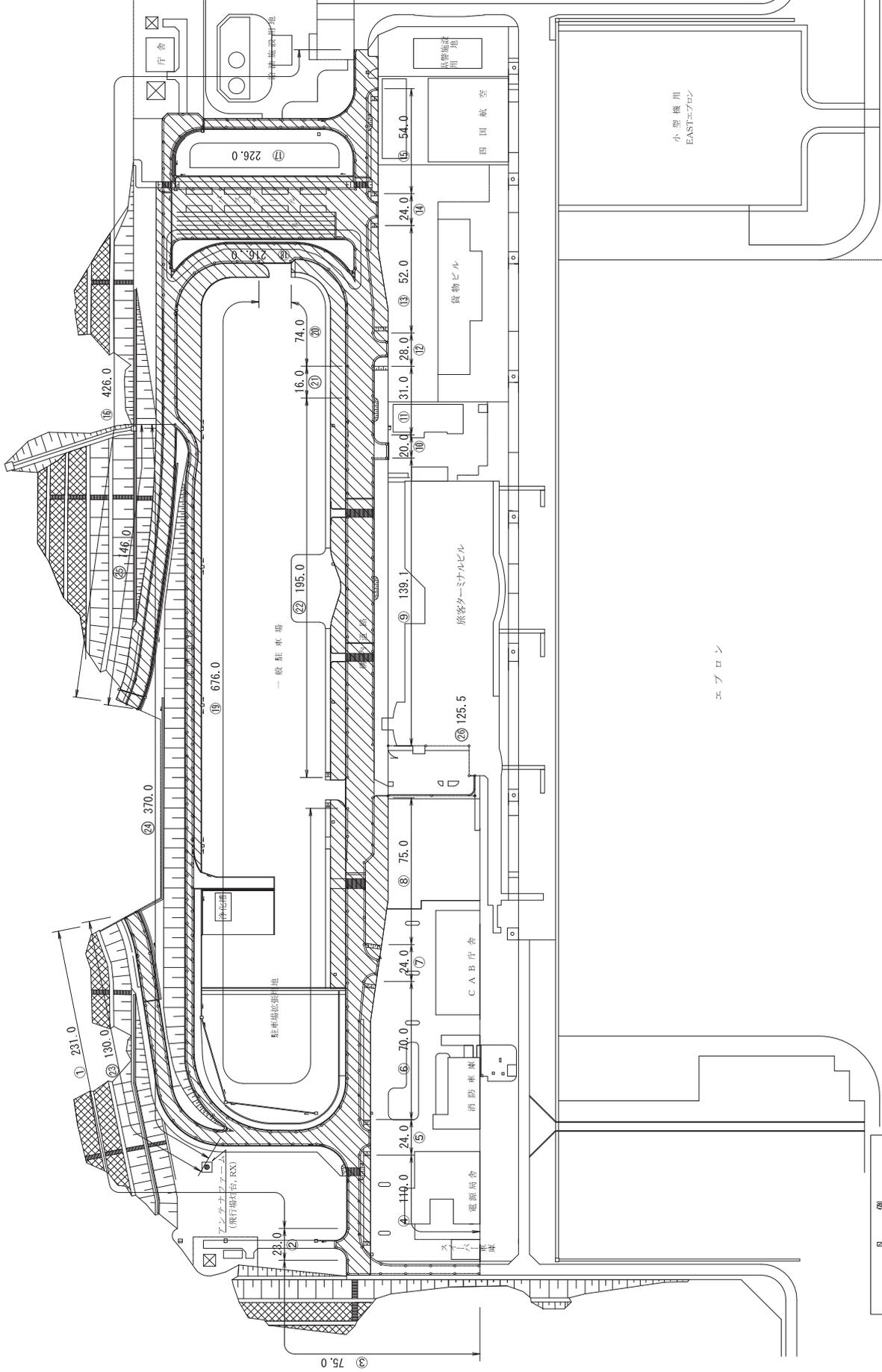
工事名	高松空港土木施設維持修繕工事		
図面名	平面工		
作成年月日	平成23年9月	図面番号	1 / 22
縮尺	1:5,000	会社名	国土交通省 大版航空局
製作者名	国土交通省 大版航空局		



凡 例

	構造体部 (鐵 筋)
	鋼骨部 (鐵 筋)
	エアドロップ部 (鐵 筋)

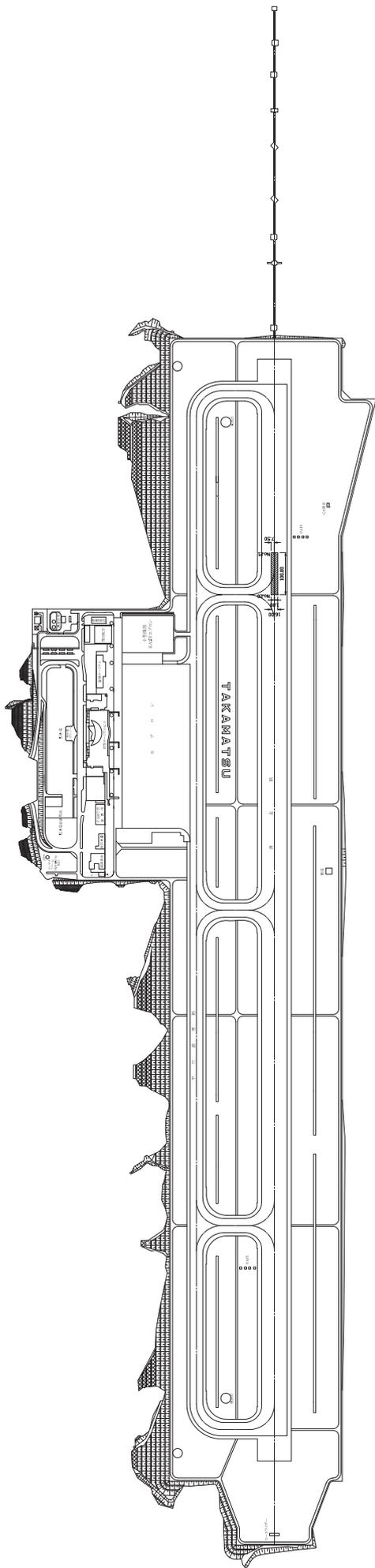
工事名	高松空港土木建築材料修繕工事		
図面名	補修部詳細工		
作成年月日	平成23年9月		
縮尺	1:5,000	図面番号	3 / 22
会社名			
事業名	国土交通省 大浜航空局		



凡例
→ 道路清掃 (機械)
▨ ターミナル地区清掃 (人力)

道路清掃延長 $L = 231.0 + 23.0 + 75.0 + 110.0 + 24.0 + 70.0 + 24.0 + 75.0 + 139.1 + 20.0 + 31.0 + 28.0 + 52.0 + 24.0$
 $+ 54.0 + 426.0 + 226.0 + 216.0 + 676.0 + 74.0 + 16.0 + 195.0 + 130.0 + 370.0 + 146.0 + 125.5 = 3,580.6 \text{ m}$

工事名	高松空港土木施設維持修繕工事
図面名	舗装面清掃工 (ターミナル地区)
作成年月日	平成23年9月
縮尺	1:1,000
図面番号	4 / 22
会社名	
事業所名	国土交通省 大版航空局



凡 例
 二/特殊工（夜間）

工事名	高松空港土木建築維持修繕工事		
図面名	二/特殊工		
作成年月日	平成23年9月		
縮尺	1:5,000	図面番号	5 / 22
会社名			
事業名	国土交通省 大浜航空局		



棟川C

開渠 (1m未満)	L = 899
開渠 (1m以上)	L = 5
灌漑水路	L = 36
集水溝 (700未満)	n = 13
集水溝 (700以上)	n = 2

棟川A

開渠 (1m未満)	L = 156
開渠 (1m以上)	-
灌漑水路	L = 11
集水溝 (700未満)	n = 6
集水溝 (700以上)	-

本郷6B

開渠 (1m未満)	L = 391
開渠 (1m以上)	-
灌漑水路	L = 17
集水溝 (700未満)	n = 9
集水溝 (700以上)	-

新子

開渠 (1m未満)	L = 638
開渠 (1m以上)	L = 10
灌漑水路	L = 12
集水溝 (700未満)	n = 10
集水溝 (700以上)	n = 1

百子ヶ

開渠 (1m未満)	L = 558
開渠 (1m以上)	-
灌漑水路	L = 20
集水溝 (700未満)	n = 8
集水溝 (700以上)	n = 1

小塚谷

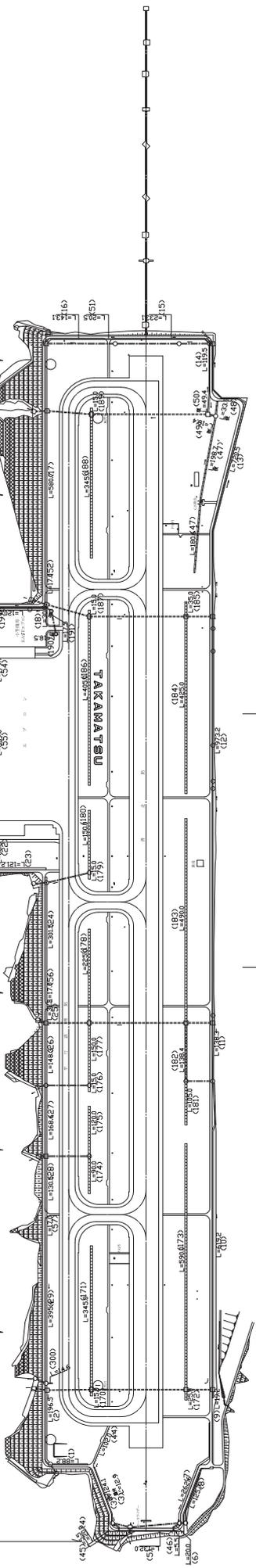
開渠 (1m未満)	L = 88
開渠 (1m以上)	-
灌漑水路	L = 20
集水溝 (700未満)	n = 4
集水溝 (700以上)	n = 1

本郷6A

開渠 (1m未満)	L = 731
開渠 (1m以上)	L = 135
灌漑水路	L = 35
集水溝 (700未満)	n = 1
集水溝 (700以上)	n = 1

折子谷

開渠 (1m未満)	L = 1,589
開渠 (1m以上)	L = 10
灌漑水路	L = 37
集水溝 (700未満)	n = 25
集水溝 (700以上)	n = 2



本郷6A

排水工事 (402)	n = 9
集水溝 (700未満)	L = 84
暗渠 (700未満)	L = 84

本郷6B

排水工事 (401)	n = 4
集水溝 (700未満)	n = 1
暗渠 (700未満)	L = 39
暗渠 (700以上)	L = 6

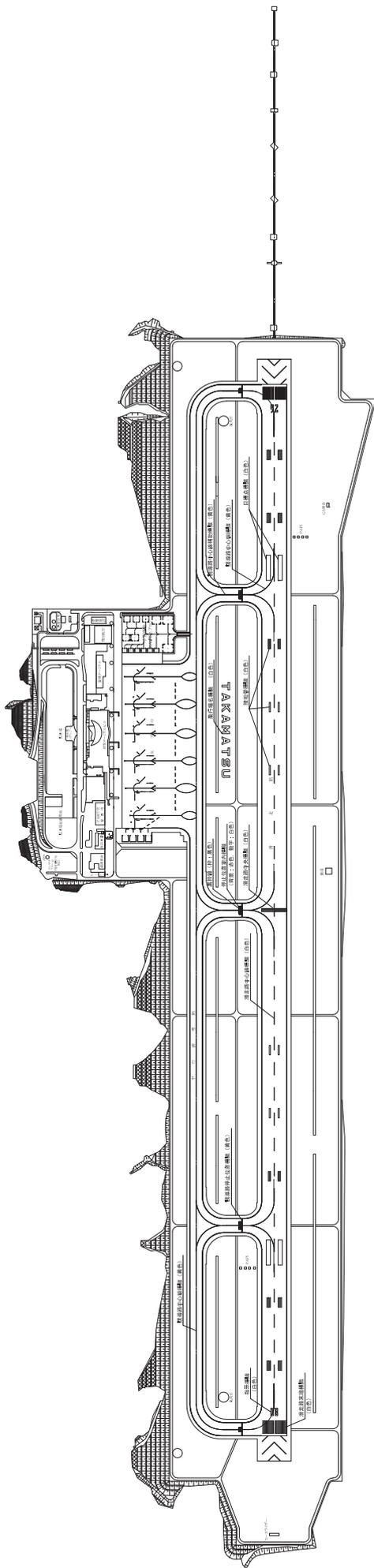
棟川A

開渠 (1m未満)	L = 205
-----------	---------

凡例

開渠 (1m未満)	□
有蓋排水溝	▤
無蓋排水溝	▥
暗渠 (700未満)	▧
暗渠 (700以上)	▨
集水溝 (700未満)	○
集水溝 (700以上)	□

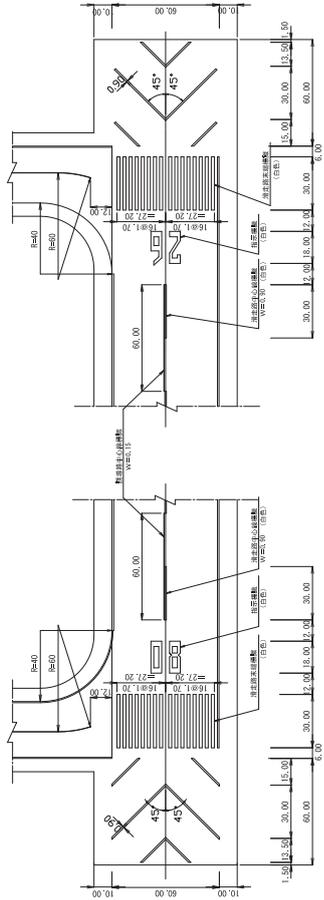
工事名	高松空港土木施設維持修繕工事
図面名	排水溝清掃工
作成年月日	平成23年9月
縮尺	1:5,000
図面番号	6 / 22
会社名	
事業名	国土交通省 大浜航空局



工事名	鹿嶋航空港土木建築修繕工事		
図面名	飛行機設備維持工		
作成年月日	平成23年9月		
縮尺	1:5,000	図面番号	8 / 22
会社名	鹿嶋航空港土木建築修繕工事		
事業名	国土交通省 大塚航空局		

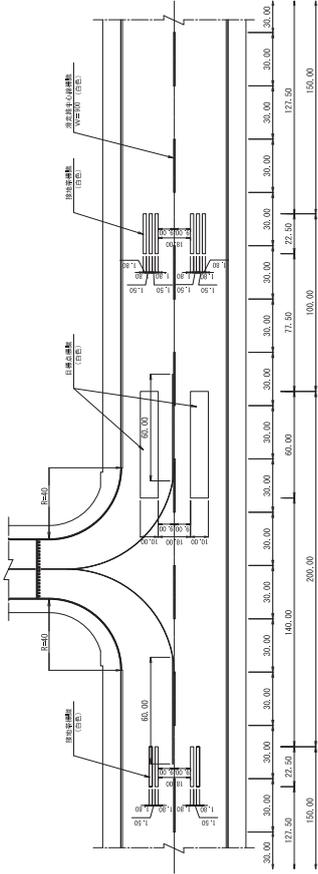
滑走路端部標識詳細図

S=1:1600



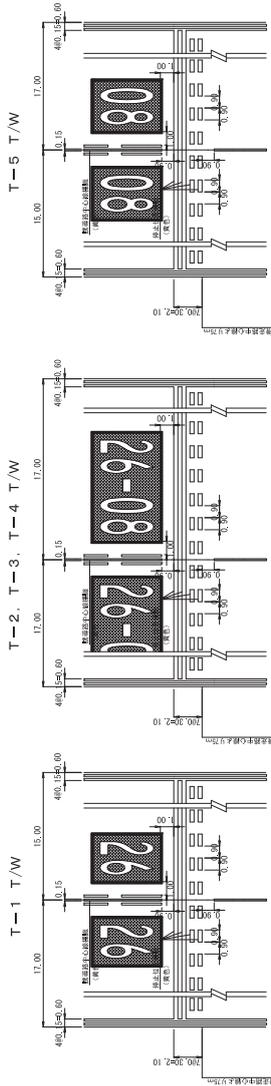
目標点及び接地帯標識詳細図

S=1:1500



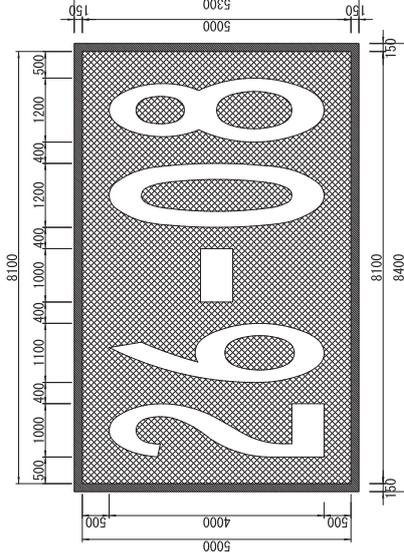
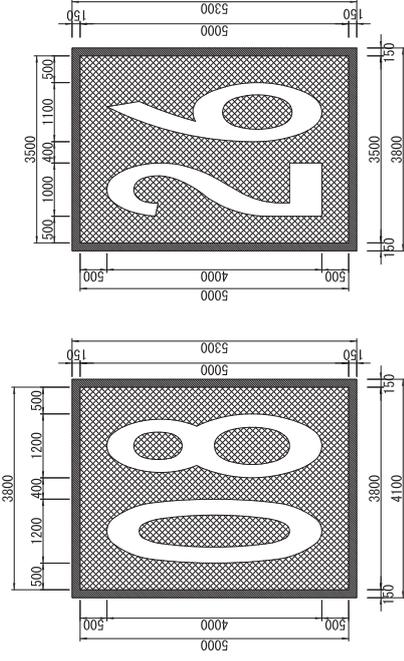
誘導路停止位置標識詳細図

S=1:200



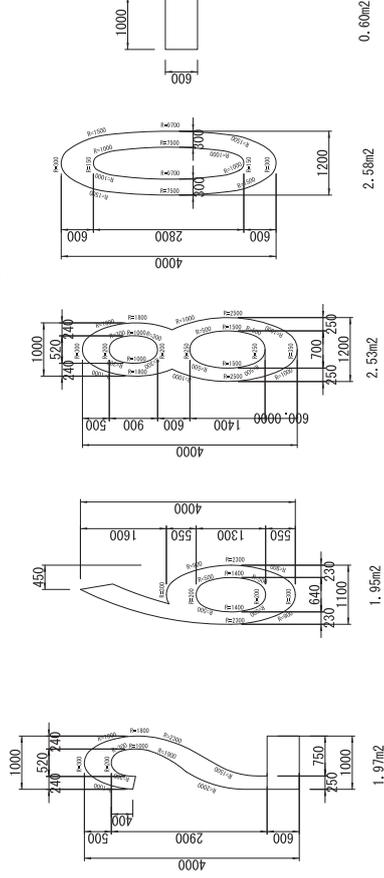
停止位置案内標識

S=1:50



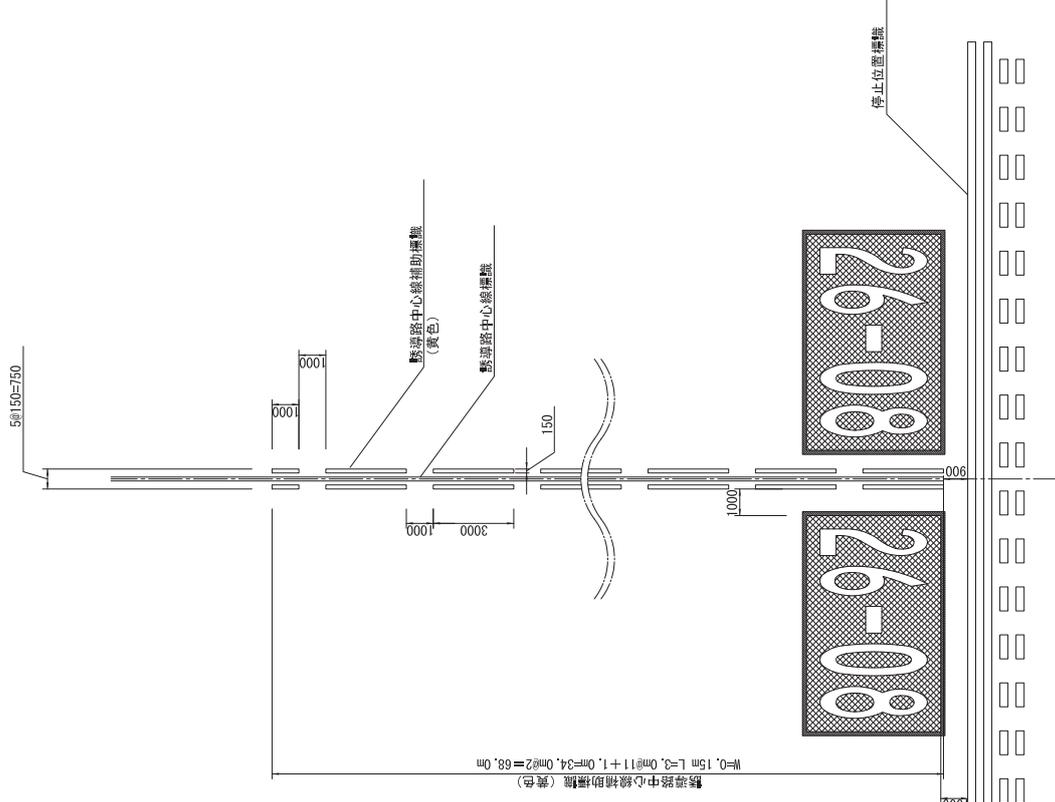
停止位置案内標識文字詳細図

S=1:50

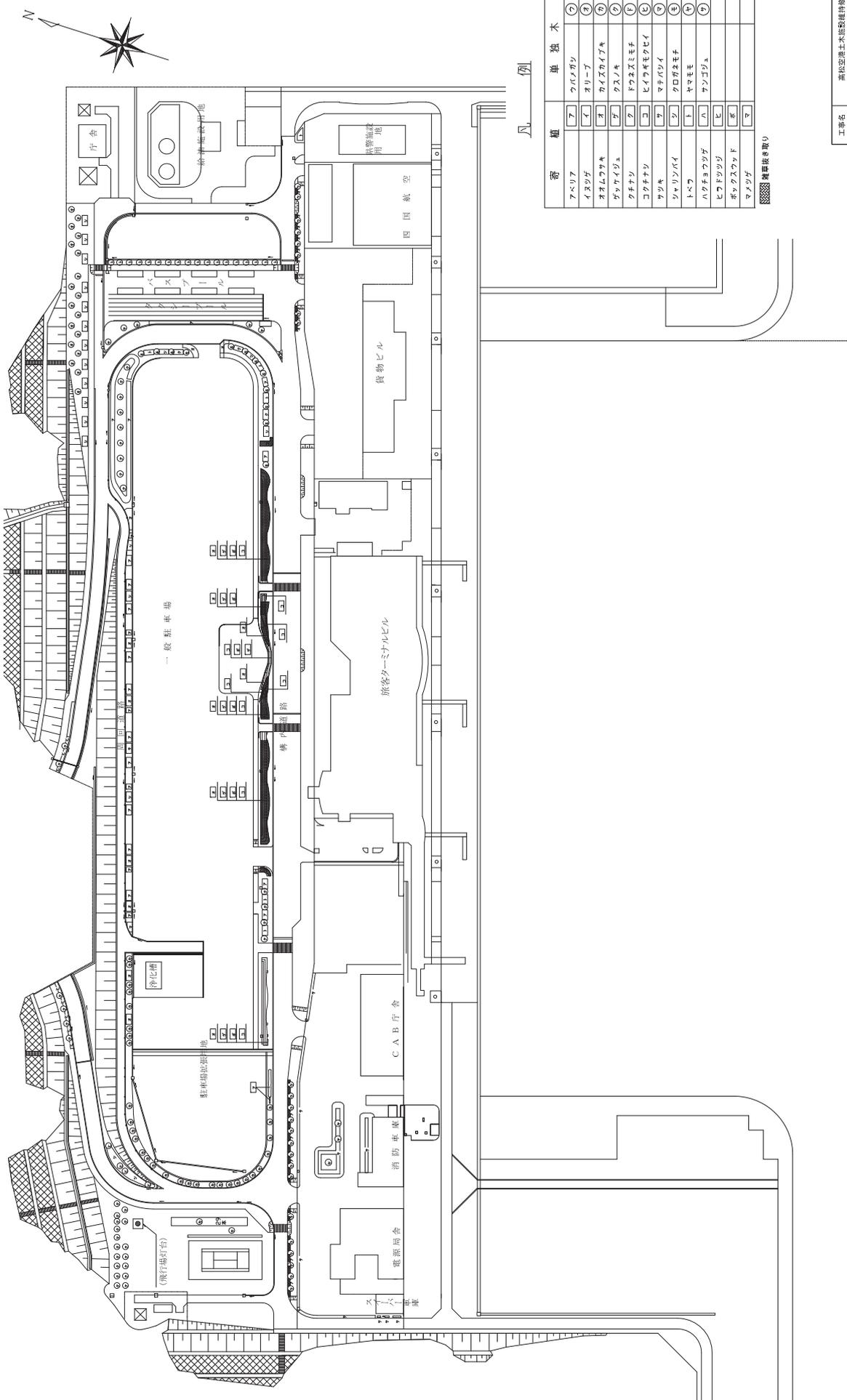


誘導路中心線標識等詳細図

S=1:100



工事名	高松空港土木施設維持修繕工事
図面名	飛行機標識維持工詳細図(2)
作成年月日	平成23年9月
縮尺	図示
図面番号	11 / 22
会社名	国土交通省 大塚航空局
製作者名	



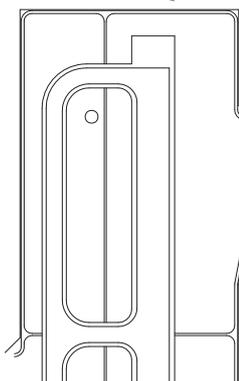
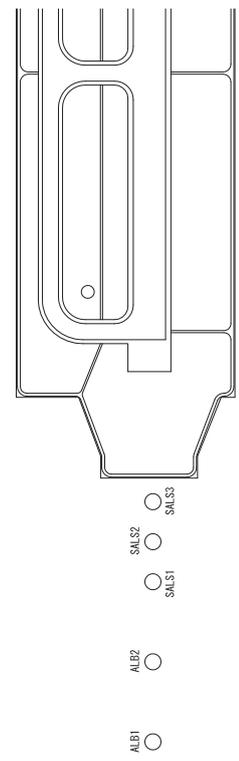
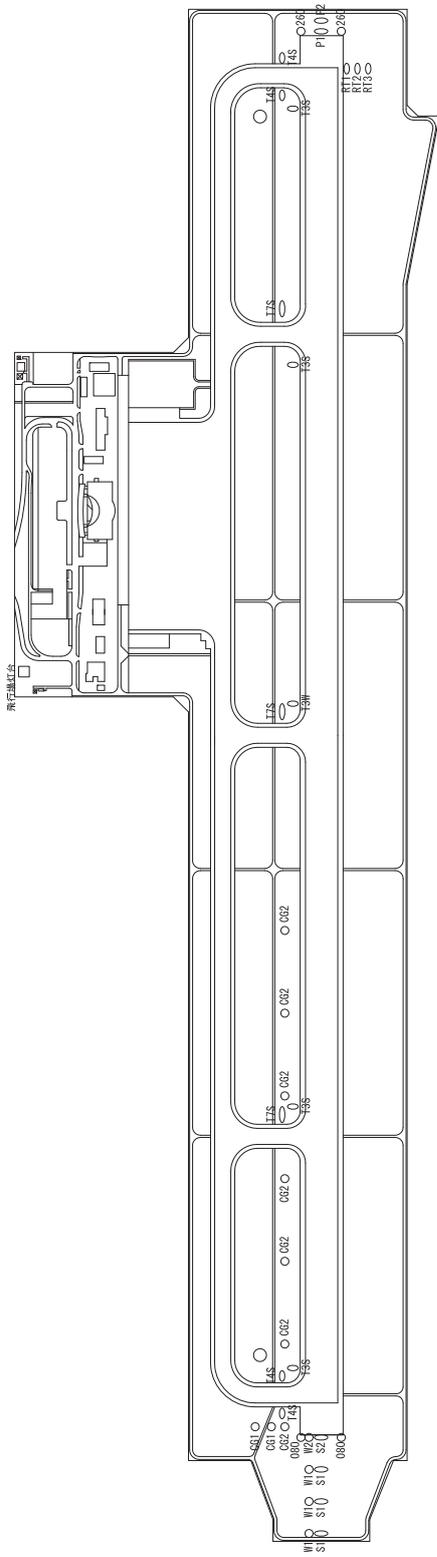
例

寄	植	単	独	木
アベリア	ア	ウバメガシ	ウ	ウ
イヌツゲ	イ	オリーブ	オ	オ
オオムクサキ	オ	オオムクサキ	オ	オ
クサノキ	ク	クサノキ	ク	ク
ドウglasミモズ	ド	ドウglasミモズ	ド	ド
コナナリ	コ	コナナリ	コ	コ
サツキ	サ	サツキ	サ	サ
ヤマモモ	ヤ	ヤマモモ	ヤ	ヤ
ハクネツツジ	ハ	ハクネツツジ	ハ	ハ
ヒメツツジ	ヒ	ヒメツツジ	ヒ	ヒ
ホウオウソウ	ホ	ホウオウソウ	ホ	ホ
マンツグ	マ	マンツグ	マ	マ

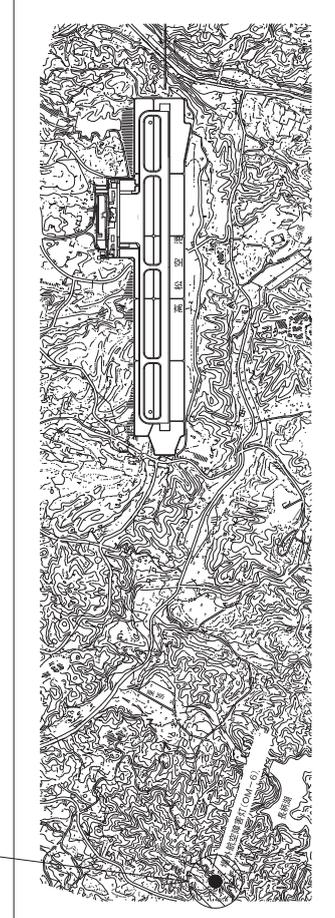
※植栽は省略

工事名	高松空港土木施設維持修繕工事
図面名	植木平入れ工
作成年月日	平成23年9月
縮尺	1:1,000
図面番号	12 / 22
会社名	国土交通省 大阪航空局
事業名	国土交通省 大阪航空局

航空灯火施設 平面図

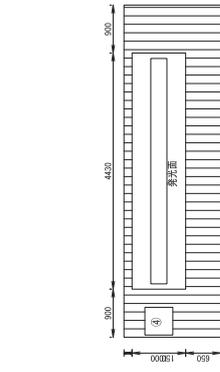


○ □ : 草刈り施設

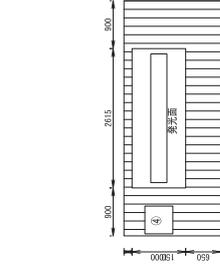


工事名	高山空港土木施設維持修繕工事
図面名	航空灯火施設 草刈り工 平面図
作成年月日	平成23年9月
縮尺	原図番号 13 / 22
会社名	
事業名	国土交通省 大浜航空局

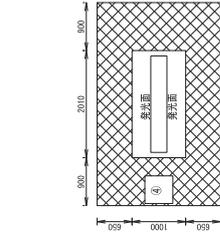
航空灯火 制限区域内 詳細図



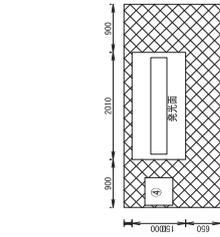
T7S



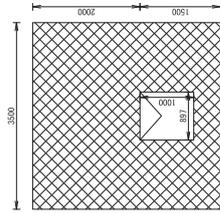
T4S



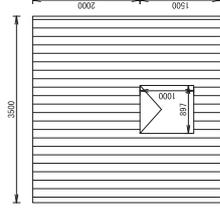
T3W



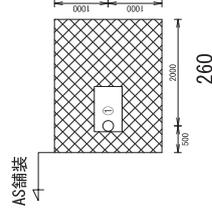
T3S



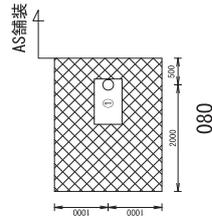
CG2



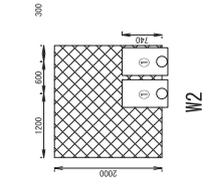
CG1



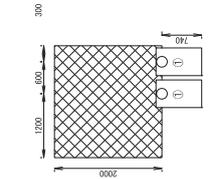
260



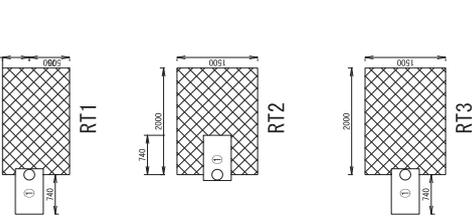
O80



W2



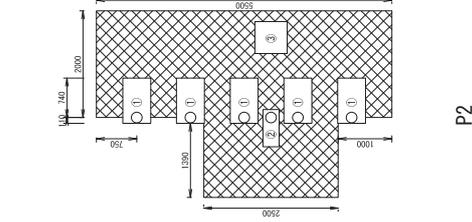
W1



RT1

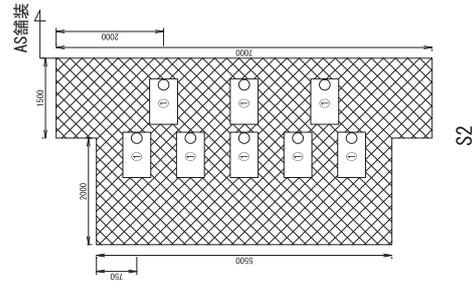
RT2

RT3

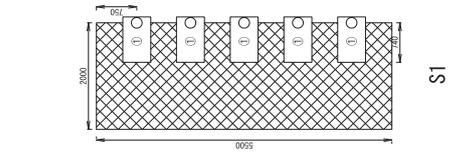


P1

P2



S2



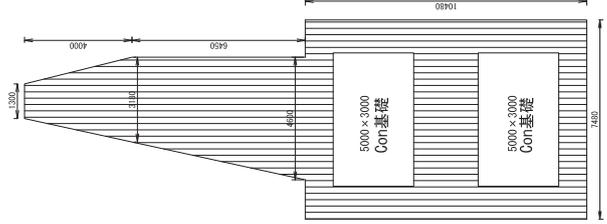
S1

- ① 950 × 520
- ② 700 × 300
- ③ □1600
- ④ □1520

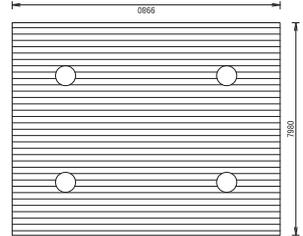
凡例

区	分	地	区	施工回数	種別	昼夜	備	考
□□□□□□	E 2 地区	2	照	照	照	照		
□□□□□□	E 2 地区	2	照	照	照	照		

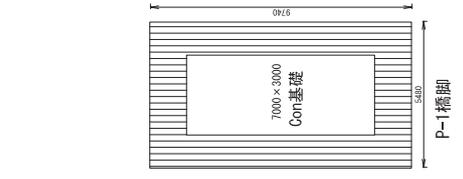
工事名	高松空港土木施設維持修繕工事		
図面名	航空灯火施設 並列工 制限区域内詳細図		
作成年月日	平成23年9月	原圖番号	14 / 22
縮尺	1:200	会社名	国土交通省 大阪航空局
製作者名			



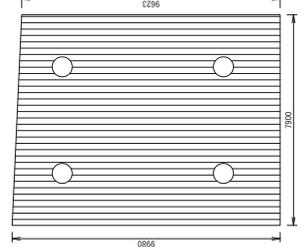
P-2橋脚



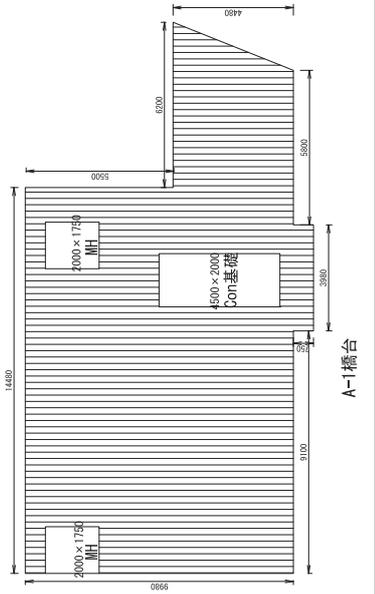
P-8橋脚
○ 基礎：R750



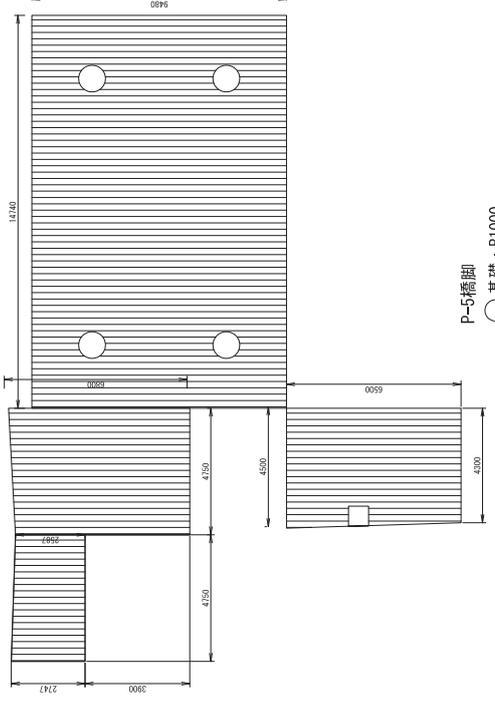
P-1橋脚



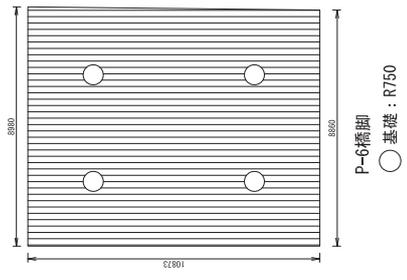
P-7橋脚
○ 基礎：R750



A-1橋台

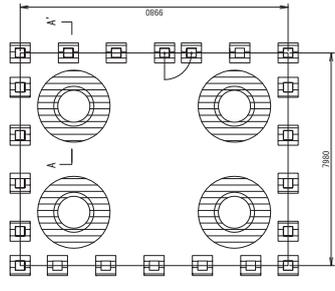
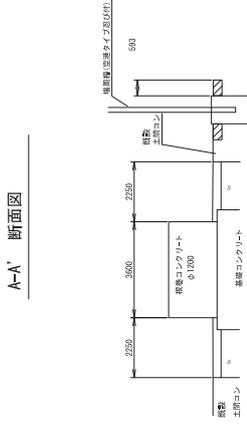


P-5橋脚
○ 基礎：R1000



P-6橋脚
○ 基礎：R750

A-A' 断面図



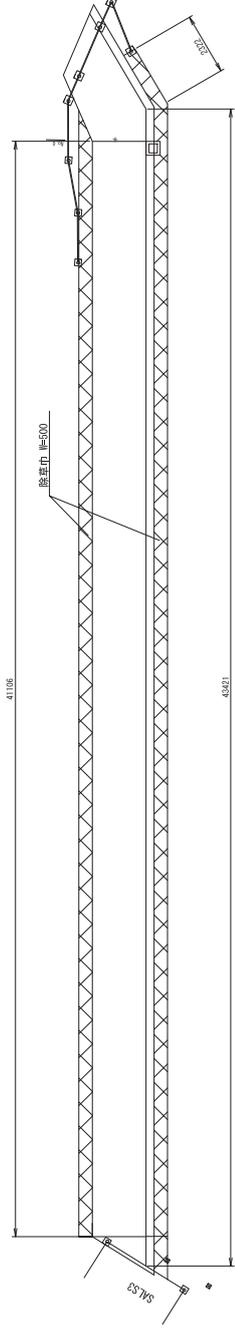
P-9橋脚
○ 根基礎：R600

凡 例

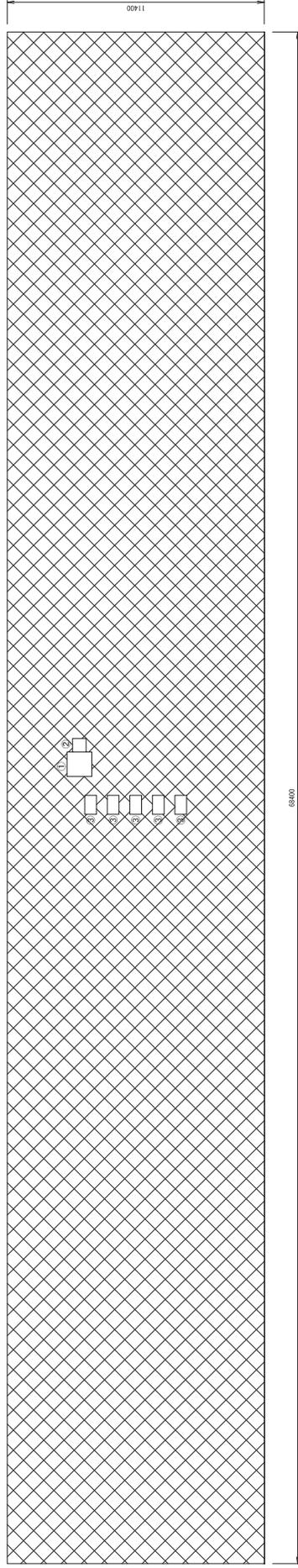
区分	地区	工区	橋別	昼夜	備考
□	E2地区	2区	橋	昼	

工事名	高松空港土木施設維持修繕工事				
図面名	緊急灯火施設 普列工 灯火圍道 2例 増外				
作成年月日	平成23年9月	図面番号	15 / 22		
縮尺	1:100	図面番号	15 / 22		
会社名	国土交通省 大浜航空局				事業者名

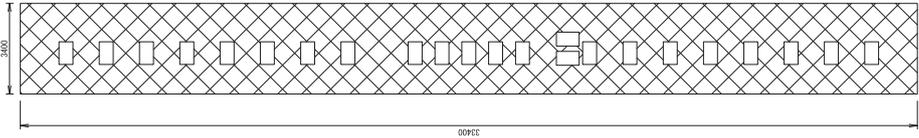
SALS3 進入道路



- ①基礎：□1100
- ②基礎：□600
- ③基礎：850 × 520



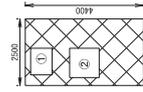
黒塗リ：灯器基礎
850 × 520



凡 例

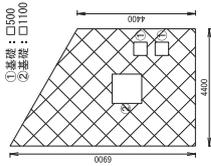
区	分	地	区	港	工	回	数	機	別	屋	敷	構	者
			E 2	地	区	2	■/■	■	■	■	■	■	■

- ①基礎：800 × 1100
- ②基礎：□1100



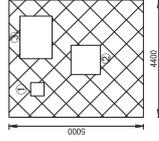
SALS2

- ①基礎：□500
- ②基礎：□100
- ③基礎：1200 × 1600



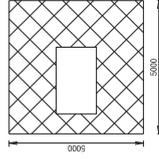
ALB2

- ①基礎：□500
- ②基礎：□100
- ③基礎：1200 × 1600



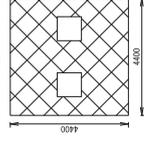
ALB1

- ①基礎：2500 × 1500



飛行場灯台

- ①基礎：□900 2ヶ

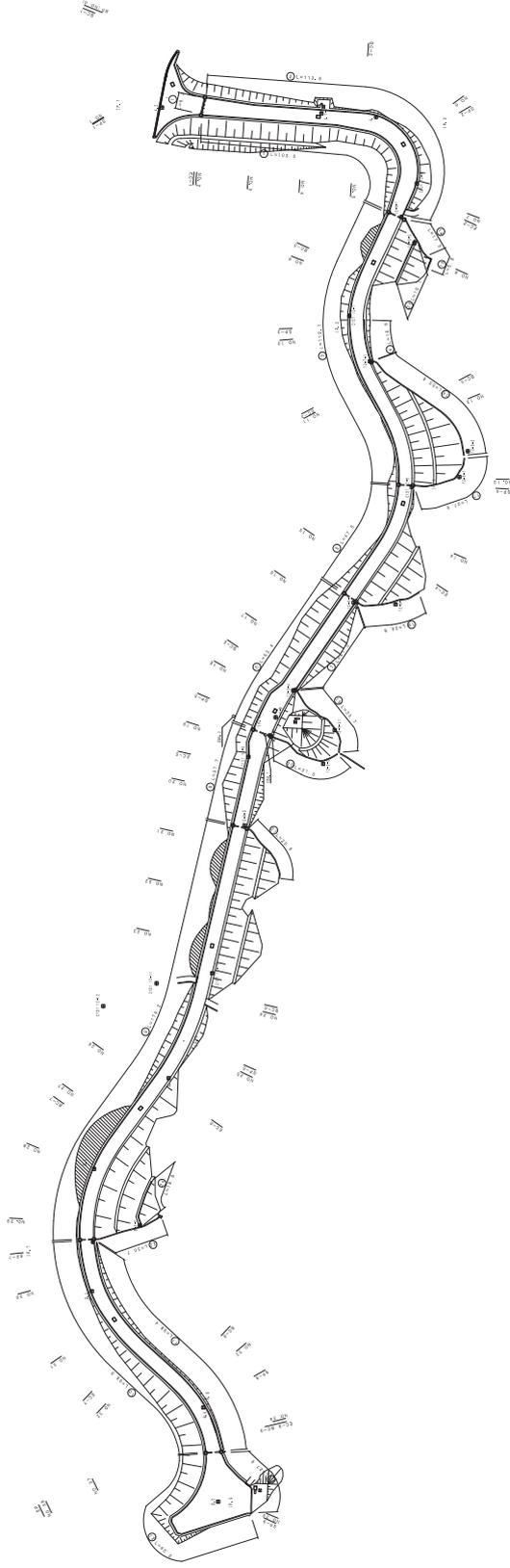
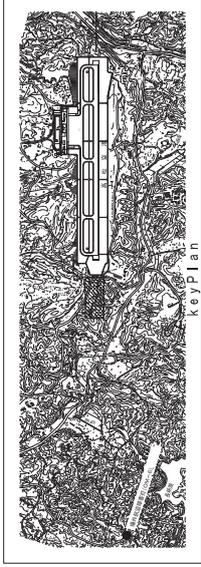


高山航空障害灯

SALS3

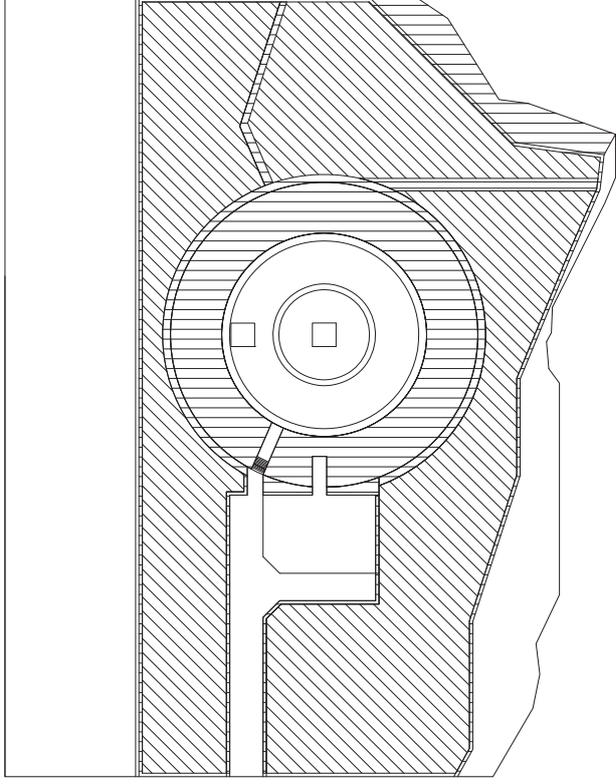
工事名	高山空港土木施設維持修繕工事		
図面名	航空灯台施設	資料工 灯台周辺 08側 海外他	
作成年月日	平成23年9月		
縮尺	1:100	図面番号	16 / 22
会社名			
製作者名	国土交通省 大阪航空局		

SALS点検道路



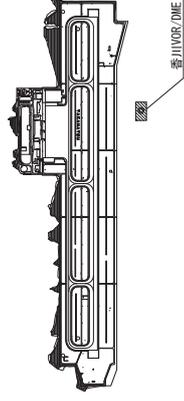
凡 例	
	側溝 (幅 1m未満)
	有蓋排水溝
	納溝 (埋設パイプ径 70mm未満)

工事名	高松空港土木施設維持修繕工事		
図面名	航空灯火施設 排水溝工 SALS点検道路		
作成年月日	平成23年9月		
縮尺	1:1,000	図面番号	17 / 22
会社名			
事業所名	国土交通省 大塚航空局		



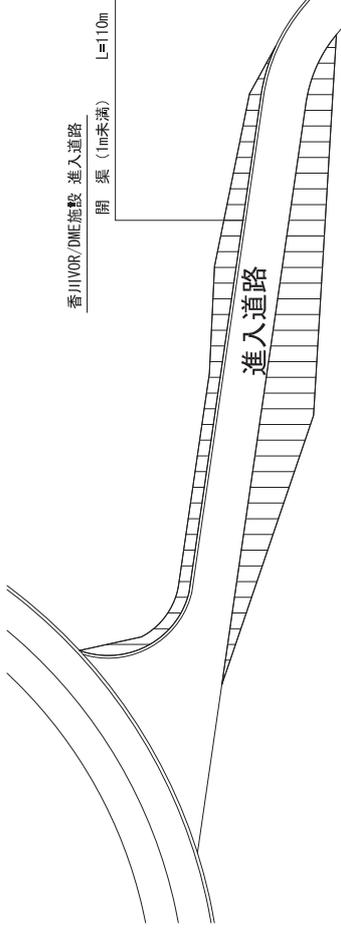
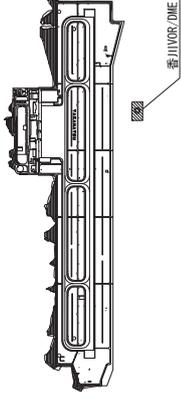
位置図

分	地	区	施工回数	種別	昼夜	備	考
▨	B 2	地区	2 回/年	大型	昼		
▤	E 2	地区	2 回/年	肩掛	昼		



工事名	高松空港土木施設維持修繕工事		
図面名	航空機除排空 並列工	香川VOR/DME除空 敷設平面図	
作成年月日	平成23年9月		
縮尺	1:400	図面番号	18 / 22
会社名	株式会社		
事業名	国土交通省 大浜航空局		

位置図



敷地境界線

フェンス

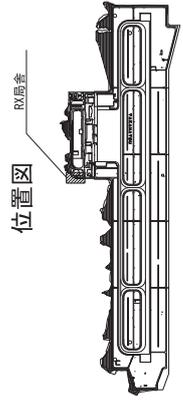
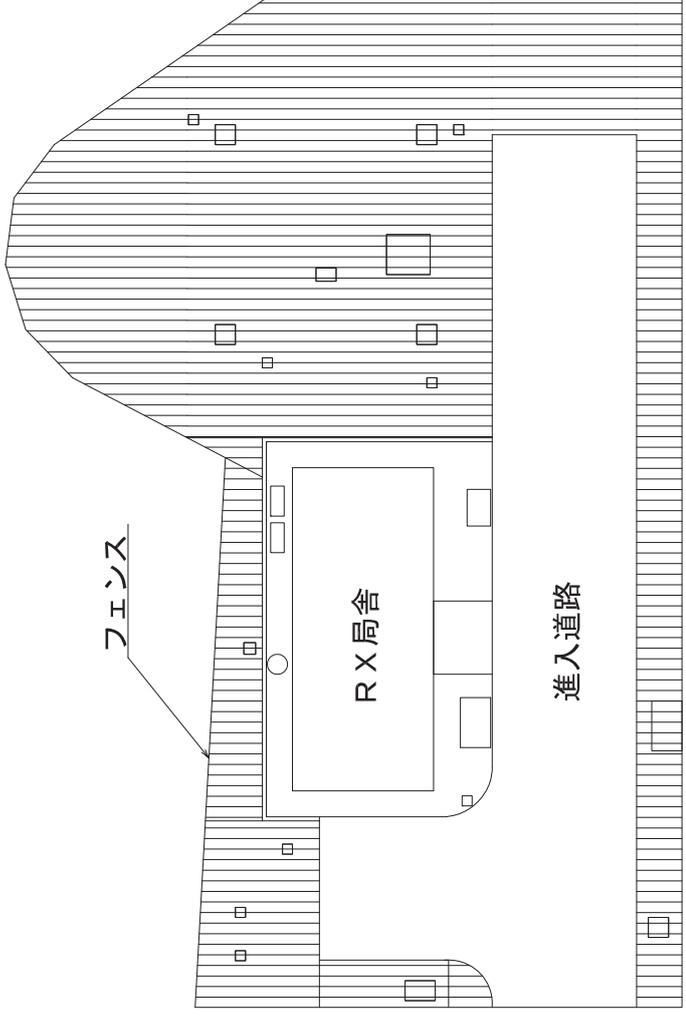
香川VOR/DME局舎

凡例

凡例	
開渠 (1m未満)	

区分	地	区	施工回数	種別	昼夜	備	考
□□□□□□□□	E ₂	地区	2回	開渠	昼		

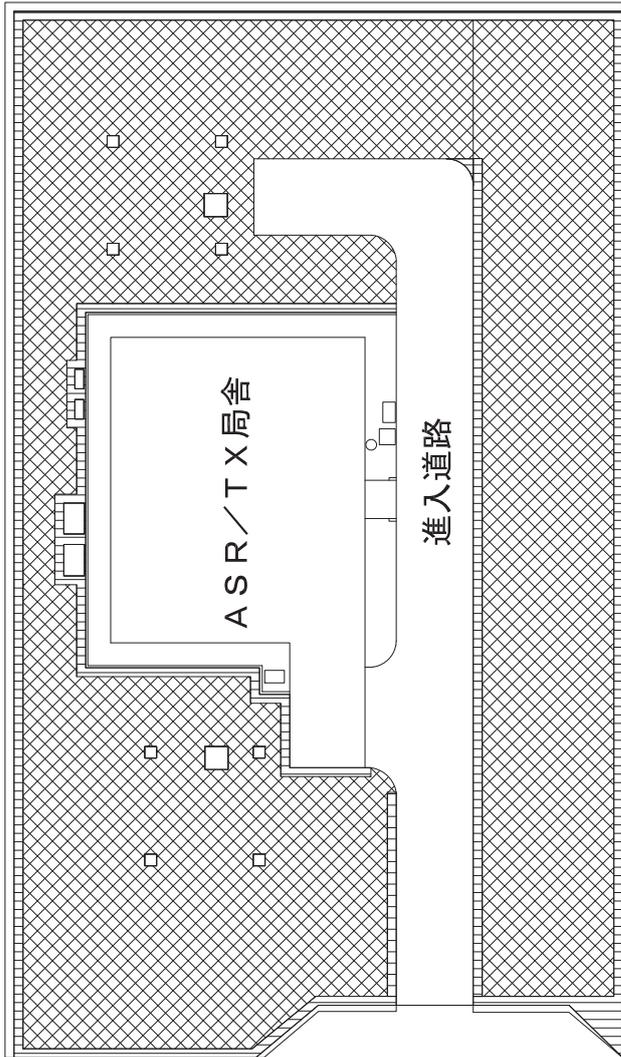
工事名	高松空港土木施設維持修繕工事		
図面名	航空機用施設 香川V・滑走路 香川VOR/DME施設 進入道路平面図		
作成年月日	平成29年9月	図面番号	19 / 22
縮尺	1:250	会社名	国土交通省 大阪航空局
事業者名	国土交通省 大阪航空局		



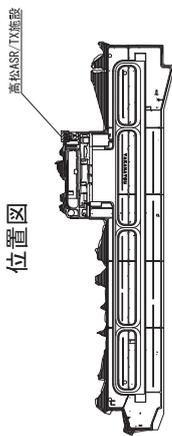
凡 例

区	分	地	区	施工回数	種別	昼夜	備	考
□	□	E 2	地区	2	肩 積	昼		

工事名	高松空港土木施設維持修繕工事		
図面名	航空無線設備 基列工 RFX施設 敷地平面図		
作成年月日	平成23年9月		
縮尺	1:75	図面番号	20 / 22
会社名	国土交通省 大阪航空局		
事業者名	国土交通省 大阪航空局		



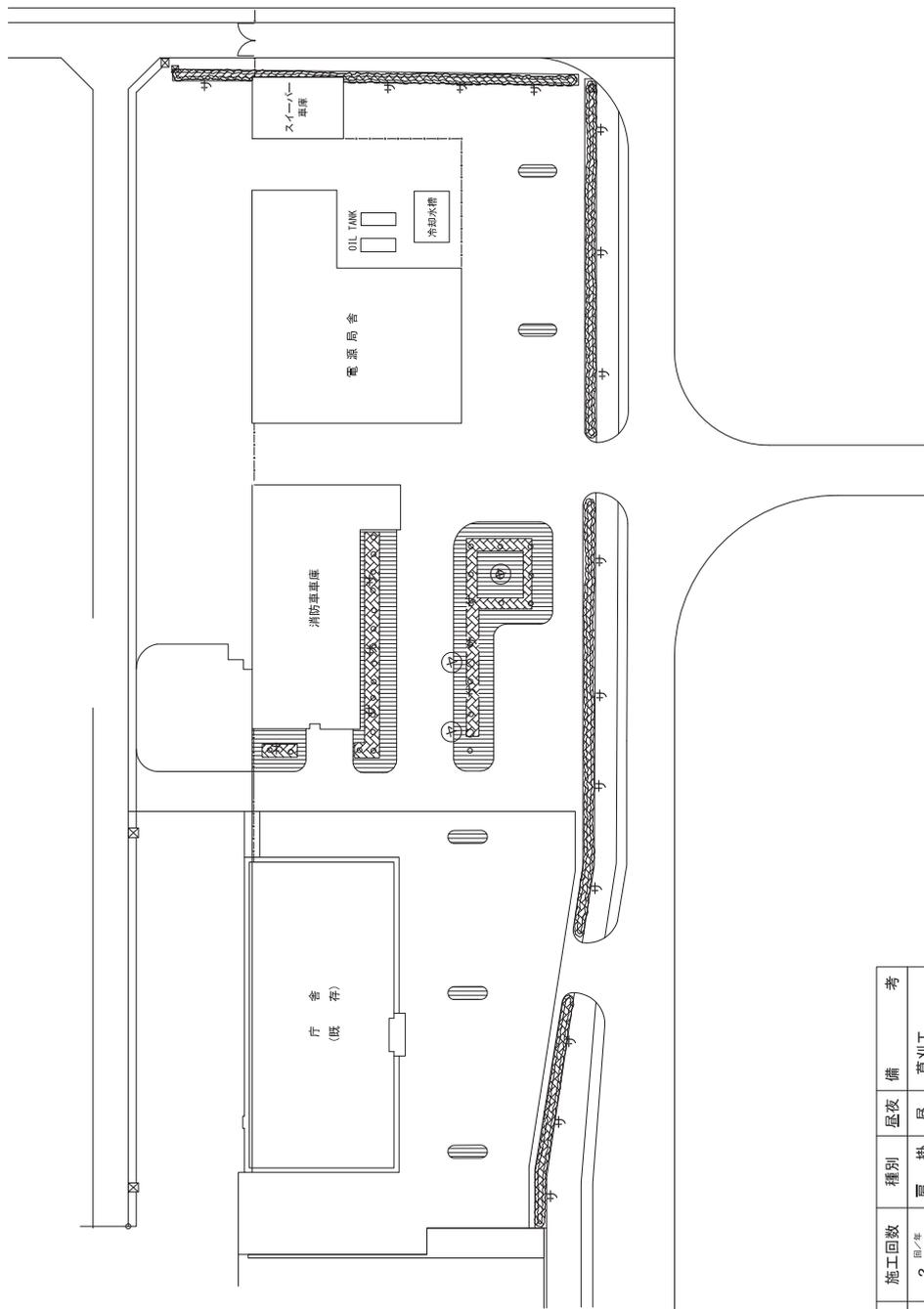
位置図



凡例

区分	地区	施工回数	種別	昼夜	備考
XXXX	D2地区	2回/年	小型	昼	
	E2地区	2回/年	層掛	昼	

工事名	高松空港土木施設維持修繕工事		
図面名	航空無線設備、並列工 ASR/TX施設、敷地平面図		
作成年月日	平成29年9月		
縮尺	1:100	図面番号	21 / 22
会社名	国土交通省 大阪航空局		
事業名	国土交通省 大阪航空局		



凡例

区分	地	区	施工回数	種別	昼夜	備考
□□□□□□□□	E2	地区	2回/年	肩掛	昼	草刈工
▨▨▨▨▨▨▨▨			2回/年		昼	雑草抜き取り
⊕	ヤマモモ				昼	植木手入れ工
サ	サツキ				昼	植木手入れ工

工事名	高松空港土木施設維持修繕工事		
図面名	草刈工・植木手入れ工 (行倉)		
作成年月日	平成23年9月		
縮尺	1:500	図面番号	22 / 22
会社名	国土交通省 大浜航空局		
事業者名	国土交通省 大浜航空局		

空港土木工事共通仕様書

(発行 財団法人 港湾空港建設技術サービスセンター)

総 目 次

第 1 編 共通編…………… 1-1

第 2 編 空港編…………… 1-1

付 録

付録－ 1	施工状況検査一覧表……………	付-1-1
付録－ 2	空港土木工事施工管理基準および規格値……………	付-2-1
付録－ 3	受注者提出書類一覧……………	付-3-1
付録－ 4	空港工事の留意点（第 10 制限区域内工事実施規程、 第 11 除雪作業実施規程）……………	付-4-1
付録－ 5	請負標準契約書……………	付-5-1
付録－ 6	土地立入関係法令一覧……………	付-6-1
付録－ 7	建設副産物適正処理推進要綱……………	付-7-1

第1編 共通編

第1編 共通編

目次

第1章	総則	1-1
第2章	材料	2-1
第3章	一般施工	3-1
第4章	土工	4-1
第5章	無筋、鉄筋コンクリート	5-1

第1章 総 則

目 次

第1節 総 則	1-3
1-1-1 適 用	1-3
1-1-2 用語の定義	1-3
1-1-3 設計図書の照査等	1-6
1-1-4 施工計画書	1-6
1-1-5 工事实績データの作成、登録	1-7
1-1-6 監督職員	1-8
1-1-7 工事用地等の使用	1-8
1-1-8 工事の着手	1-8
1-1-9 工事の下請負	1-9
1-1-10 施工体制台帳および施工体系図の作成	1-9
1-1-11 受注者相互の協力	1-9
1-1-12 調査・試験に対する協力	1-9
1-1-13 工事の一時中止	1-11
1-1-14 設計図書の変更	1-11
1-1-15 工期変更	1-11
1-1-16 支給材料および貸与品	1-12
1-1-17 工事現場発生物	1-13
1-1-18 建設副産物	1-13
1-1-19 監督職員による検査および立会	1-13
1-1-20 数量の算出および完成図	1-14
1-1-21 工事完成検査	1-15
1-1-22 既済部分検査	1-15
1-1-23 部分使用	1-16
1-1-24 施工管理	1-16
1-1-25 履行報告	1-17
1-1-26 工事関係者に対する措置請求	1-18
1-1-27 工事中の安全確保	1-18
1-1-28 爆発および火災の防止	1-20
1-1-29 後片付け	1-21
1-1-30 事故報告書	1-21

1-1-31	環境対策	1-21
1-1-32	文化財の保護	1-23
1-1-33	交通安全管理	1-23
1-1-34	諸法令の遵守	1-25
1-1-35	官公庁等への手続等	1-28
1-1-36	作業時間	1-29
1-1-37	工事測量	1-29
1-1-38	提出書類	1-29
1-1-39	損害	1-30
1-1-40	特許権等	1-30
1-1-41	保険の付保および事故の補償	1-31
1-1-42	臨機の措置	1-31
1-1-43	創意工夫	1-31
1-1-44	受注者の責任および義務	1-32
1-1-45	主任技術者等の資格	1-32
1-1-46	受注者の異議申立書の提出	1-32
1-1-47	公共工事における新技術活用の促進	1-32

第1節 総則

1-1-1 適用

- 1) 空港土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、空港整備工事および空港維持修繕工事に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）および設計図書の内容について統一的な解釈および運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2) 契約書に添付されている図面、**特記仕様書**および工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先するものとする。
- 3) **特記仕様書**、図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に**確認**して**指示**を受けなければならない。
- 4) **設計図書**は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位が併記されている場合は（ ）内を非SI単位とする。

1-1-2 用語の定義

共通仕様書で使用する用語は、次の各号に定めるところによる。

- 1) 「監督職員」とは、契約書第9条第1項に基づき発注者が選任しその官職および氏名を受注者に**通知**した者をいい、総括監督員、主任現場監督員および現場監督員を総称している。
- 2) 「総括監督員」とは、監督総括業務を担当し、主に、受注者に対する**指示**、**承諾**または**協議**および関連工事の調整のうち重要なものの処理、および**設計図書**の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（昭和22年3月31日法律第35号第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任現場監督員および現場監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。
- 3) 「主任現場監督員」とは、現場監督総括業務を担当し、主に受注者に対する**指示**、**承諾**または**協議**（重要なものおよび軽易なものを除く。）の処理、工事实施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成および交付または受注者が作成した図面の**承諾**を行い、また、**契約図書**に基づく工程の管理、施工状況検査、**立会**、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ、当該実施を**確認**することを含む。）で重要なものの処理、関連工事の調整（重要なものを除く。）、設計図書の変更（重要なものを除く。）、一時中止または打切りの必要があると認める場合における総括監督員への**報告**を行うとともに、現場監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務および一般監督業務の掌理を行う者をいう。
- 4) 「現場監督員」とは、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する**指示**、**承諾**または**協議**で軽易なものの処理、工事实施のための詳細図等で軽易なものの作成および

交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの**承諾**を行い、また、**契約図書**に基づく工程の管理、施工状況検査、立会、工事材料の試験の実施（重要なものは除く。）を行い設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における主任現場監督員への**報告**を行うとともに、一般監督業務の掌理を行う者をいう。

- 5) 「**契約図書**」とは、契約書および**設計図書**を総称していう。
- 6) 「**設計図書**」とは、**仕様書**、図面、工事数量総括表、現場説明書およびこれらに対する質問回答書をいう。
- 7) 「**仕様書**」とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される**特記仕様書**を総称していう。（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）
- 8) 「**共通仕様書**」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。
- 9) 「**特記仕様書**」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または工事に固有の技術的要求を求める図書をいう。

なお、**設計図書**に基づき監督職員が受注者に**指示**した書面および受注者が**提出**し監督職員が**承諾**した書面は、**特記仕様書**に含まれる。

- 10) 「**現場説明書**」とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書面をいう。
- 11) 「**質問回答書**」とは、質問受付時に入札参加者が**提出**した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。
- 12) 「**図面**」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図等をいう。

なお、**設計図書**に基づき監督職員が受注者に**指示**した図面および受注者が**提出**し、監督職員が書面により**承諾**した図面を含むものとする。

- 13) 「**工事数量総括表**」とは、工事施工に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
- 14) 「**指示**」とは、**契約図書**の定めに基づき、監督職員が受注者に対し工事の施工上必要な事項を書面をもって示し、実施させることをいう。
- 15) 「**承諾**」とは、**契約図書**で明示した事項について、発注者または監督職員と受注者が書面により同意することをいう。
- 16) 「**協議**」とは、書面により**契約図書**の協議事項について、発注者または監督職員とが対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 17) 「**提出**」とは、**契約図書**で定める工事の施工に係る書面またはその他の資料を受注者が監督職員に説明し、差し出すことをいう。
- 18) 「**提示**」とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係

わる事項について、書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

- 19) 「**報告**」とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。
- 20) 「**通知**」とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 21) 「**書面**」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と**協議**するものとする。
- 22) 「**確認**」とは、**契約図書**に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 23) 「**立会**」とは、**契約図書**に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を**確認**することをいう。
- 24) 「**施工状況検査**」とは、契約書第9条の「工事の施工状況の検査」をいい、**設計図書**の規定に従い、現場代理人または現場代理人が指定するものが臨場して、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が出来形、品質、数量等の**確認**をすることをいう。
- 25) 「**請求**」とは、発注者または受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- 26) 「**材料検査**」とは、契約書第9条の「工事材料の試験若しくは検査」を**設計図書**の規定に従い、現場代理人または現場代理人が指定するものが臨場して、受注者の材料の品質を証明する資料に基づき、監督職員が工事材料の試験若しくは検査を行うことをいう。
- 27) 「**工事検査**」とは、検査職員が契約書の第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。
- 28) 「**検査職員**」とは、契約書第31条第2項の規定に基づき工事検査を行うために、発注者が定めた者をいう。
- 29) 「**同等以上の品質**」とは、**特記仕様書**で指定する品質または**特記仕様書**に指定がない場合、監督職員が**承諾**する試験機関の品質確認を得た品質若しくは、監督職員の**承諾**した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
- 30) 「**工期**」とは、**契約図書**に明示した工事を実施するために要する準備および後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- 31) 「**工事開始日**」とは、工期の始期日または**設計図書**において規定する始期日をいう。

- 32) 「工事着手日」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む。）の初日をいう。
- 33) 「工事」とは、本体工事および仮設工事、またはそれらの一部をいう。
- 34) 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
- 35) 「仮設工事」とは、各種の仮工事であって、工事の施工および完成に必要なとされるものをいう。
- 36) 「工事区域」とは、工事用地、その他**設計図書**で定める土地または水面の区域をいう。
- 37) 「現場」とは、工事を施工する場所および工事の施工に必要な場所および設計図書で明確に指定される場所をいう。
- 38) 「現場発生品」とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
- 39) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき措置をいう。
- 40) 「SI」とは、国際単位系をいう。
- 41) 「JIS規格」とは、日本工業規格をいう。

1-1-3 設計図書の照査等

- 1) 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等、市販・公開されているものについては、受注者が備えるものとする。
- 2) 受注者は、施工前および施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が**確認**できる資料を書面により**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
- 3) 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**およびその他の図書を監督職員の**承諾**なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

1-1-4 施工計画書

- 1) 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての**施工計画書**を監督職員に**提出**しなければならない。
受注者は、**施工計画書**を遵守し工事の施工にあたらなければならない。
この場合、受注者は、**施工計画書**に次の事項について記載しなければならない。

また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の**承諾**を得て記載内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
 - (2) 計画工程表
 - (3) 現場組織表
 - (4) 指定機械
 - (5) 主要船舶・機械
 - (6) 主要資材
 - (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
 - (8) 施工管理計画
 - (9) 安全管理
 - (10) 緊急時の体制および対応
 - (11) 交通管理
 - (12) 環境対策
 - (13) 現場作業環境の整備
 - (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
 - (15) その他
- 2) 受注者は、**施工計画書**の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更**施工計画書**を監督職員に**提出**しなければならない。
- 3) 受注者は、**施工計画書**を提出した際、監督職員が**指示**した事項について、さらに詳細な**施工計画書**を**提出**しなければならない。

1-1-5 工事实績データの作成、登録

- 1) 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の**確認**を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。（ただし、工事請負代金額 500 万円以上 2,500 万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）
- 2) 変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金 2,500 万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。

- 3) 登録機関に登録後、CORINSより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に**提示**しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の**提示**を省略できるものとする。

1-1-6 監督職員

- 1) 当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項とする。
- 2) 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日、書面により監督職員と受注者の両者が**指示**内容等を**確認**するものとする。

1-1-7 工事用地等の使用

- 1) 受注者は、空港用地内に工事用仮設物等の用地を必要とする場合、「空港管理規則」に基づいて監督職員の**承諾**を得たうえで、当該国有財産を管理する空港長の使用承認を得なければならない。
- 2) 受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。
- 3) 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。
- 4) **設計図書**において受注者が確保するものとされる用地および工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）および型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
- 5) 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。
- 6) 受注者は、第3項に規定した工事用地等の使用終了後は**設計図書**の定めまたは監督職員の**指示**に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の途中において、発注者が返還を要求したときも同様とする。
- 7) 発注者は、第3項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

1-1-8 工事の着手

受注者は、**特記仕様書**に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日後 30 日以内に工事に着手しなければならない。

1-1-9 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導および調整するものであること。
- (2) 下請負者が国土交通省の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

1-1-10 施工体制台帳および施工体系図の作成

- 1) 受注者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の総額）が 3,000 万円以上になる場合、国土交通省令および「施工体制台帳に係わる書類の提出について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国空建第 68 号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に**提出**しなければならない。
- 2) 第 1 項の受注者は、国土交通省令および「施工体制台帳に係わる書類の提出について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国空建第 68 号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者等が見やすい場所および公衆が見やすい場所に掲げるとともに監督職員に提出しなければならない。
- 3) 第 1 項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）および元受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名および社印の入った名札等を着用させなければならない。
- 4) 第 1 項の受注者は、施工体制台帳および施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に**提出**しなければならない。

1-1-11 受注者相互の協力

受注者は、契約書第 2 条の規定に基づき隣接工事または関連工事の受注業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

1-1-12 調査・試験に対する協力

- 1) 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前

に監督職員に説明し、**承諾**を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、**承諾**を得なければならない。

- 2) 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査および試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。
- 3) 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
 - (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に**提出**する等必要な協力をしなければならない。
 - (2) 調査票等を**提出**した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - (3) 正確な調査票等の**提出**が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- 4) 受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 5) 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
- 6) 受注者は、当該工事が予決令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、次に掲げる措置をとらなければならない。
 - (1) 受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の**提出**に際して、その内容のヒヤリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
 - (2) 受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完了後、速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、調査票等については、別途監督職員が**指示**する。
 - (3) 受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の内容について、監督職員が説明を求めた場合にはこれに応じなければならない。

なお、監督職員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者へ周知しなければならない。

1-1-13 工事の一時中止

- 1) 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ**通知**したうえで、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、豪雪、落雷、洪水、高潮、地震、津波、竜巻、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象（以下「天災等」という。）による工事の中断については、1-1-42 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延および埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適當または不可能となった場合
 - (2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行が不適當と認めた場合
 - (3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合
- 2) 発注者は、受注者が**契約図書**に違反したまたは監督職員の**指示**に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に**通知**し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができるものとする。
- 3) 前 1 項および 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

1-1-14 設計図書の変更

図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、受注者に行った工事の変更指示に基づき、発注者が修正することをいう。

1-1-15 工期変更

- 1) 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条および第 43 条第 2 項の規定に基づく工期の変更は、発注者と受注者の**協議**の前に当該変更が工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で**確認**する（本条では以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に**通知**するものとする。
- 2) 受注者は、契約書第 18 条第 5 項および第 19 条に基づき**設計図書**の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議で工期変更協議の対象であると**確認**された事項を、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に提

出しなければならない。

- 3) 受注者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に**提出**しなければならない。
- 4) 受注者は、契約書第 21 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に**提出**しなければならない。
- 5) 受注者は、契約書第 22 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、本条第 1 項に示す事前協議で工期変更協議の対象であると**確認**された事項を、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更の協議書を監督職員に**提出**しなければならない。

1-1-16 支給材料および貸与品

- 1) 受注者は、支給材料および貸与品を契約書第 15 条第 8 項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2) 受注者は、支給材料および貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- 3) 受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に支給材料精算書を監督職員に**提出**しなければならない。
- 4) 受注者は、契約書第 15 条第 1 項の規定に基づき、支給材料および貸与品の支給を受ける場合、品名、数量、品質、規格または性能を記した要求書をその使用予定日の 14 日前までに監督職員に**提出**しなければならない。
- 5) 契約書第 15 条第 1 項に規定する「引渡場所」は、**設計図書**または監督職員の**指示**によるものとする。引渡場所からの積込み、荷下しを含む運搬に係る費用は受注者の負担とする。
- 6) 受注者は、契約書第 15 条第 9 項「不用となった支給材料または貸与品の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の**指示**に従うものとする。
なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
- 7) 受注者は、支給材料および貸与品の修理等を行う場合、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 8) 受注者は、支給材料および貸与品を他の工事に流用してはならない。
- 9) 支給材料および貸与品の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するも

のとする。

1-1-17 工事現場発生品

- 1) 受注者は、**設計図書**に定められた現場発生品について、現場発生品調書を作成し、**設計図書**または監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡さなければならない。
- 2) 受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に**通知**し、監督職員が引渡しを**指示**したものについては、現場発生品調書を作成し、監督職員の**指示**する場所で監督職員に引き渡さなければならない。
- 3) 受注者は、前2項以外の現場発生品を自らの責任と費用で処分しなければならない。

1-1-18 建設副産物

- 1) 受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂、その他の材料を工事に用いる場合、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に明示がない場合には、本体工事または**設計図書**に指定された仮設工事にあつては、監督職員と**協議**するものとし、**設計図書**に明示がない任意の仮設工事にあつては、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 2) 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあつては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または、電子マニフェストにより、適正に処理されていることを**確認**するとともに監督職員に**提示**しなければならない。
- 3) 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理および再生資源の活用を図らなければならない。
- 4) 受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、**施工計画書**に含め監督職員に**提出**しなければならない。
- 5) 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、**施工計画書**に含め監督職員に**提出**しなければならない。
- 6) 受注者は、再生資源利用計画および再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書（実施書）」および「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督職員に**提出**しなければならない。

1-1-19 監督職員による検査および立会

- 1) 受注者は、**設計図書**の規定に従い、監督職員の材料検査、**施工状況検査**および**立会**を受ける場合、事前に監督職員に**通知**しなければならない。
- 2) 監督職員は、工事が**設計図書**どおりに行われているかを**確認**するため、必要に応じ工事現場または製作工場に立ち入り**立会**、または資料の**提出**を請求できるものとする。
なお、受注者はこれに協力しなければならない。
- 3) 受注者は、別に示す「施工状況検査一覧表」の検査時期並びに設計図書に定める事項について、監督職員による施工状況検査を受けなければならない。
- 4) 受注者は、**設計図書**に定める監督職員の施工状況検査に必要な測量、出来形算出および品質等の**確認**を行い、その結果を整理し監督職員に**提出**しなければならない。
- 5) 監督職員は、**設計図書**に定められた**施工状況検査**を受注者の測定結果に基づき出来形、品質、数量等の確認を行うものとする。監督職員が行う**施工状況検査**には、現場代理人または現場代理人の指定する者が臨場しなければならない。
- 6) 監督職員は、**設計図書**に定められた**施工状況検査**を書類確認をすることができる。
この場合、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整理し、監督職員にこれらを提出しなければならない。
- 7) 監督職員による検査および**立会**に必要な準備、人員および機材等の提供並びに写真その他資料の整備のための必要な費用は、受注者の負担とする。なお、監督職員が製作工場で検査および立会を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を無償で提供し、光熱費は受注者が負担しなければならない。
- 8) 監督職員による検査および立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。
ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りでない。
- 9) 受注者は、契約書の第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の**立会**を受け、材料検査に合格した場合にあっても、契約書第17条および第31条に規定する義務を免れないものとする。

1-1-20 数量の算出および完成図

- 1) 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
- 2) 受注者は、出来形測量の結果を基に、**設計図書**に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に**提出**しなければならない。出来形測量の結果が、**設計図書**の寸法に対し、規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。
なお、設計数量とは、**設計図書**に示された数量およびそれを基に算出された数量をいう。
- 3) 受注者は、出来形測量の結果および**設計図書**に従って完成図を作成し、監督職員に**提出**しなければならない。
- 4) 工事完成図等に要する費用は、受注者の負担とする。

1-1-21 工事完成検査

- 1) 受注者は、契約書第 31 条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に**提出**しなければならない。
- 2) 受注者は、工事完成通知書を監督職員に**提出**する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
 - (1) **設計図書**（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。
 - (2) 契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
 - (3) **設計図書**により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図書等の資料の整理がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。
- 3) 発注者は、工事完成検査に先立って請負者に対して検査日を**通知**するものとする。
- 4) 検査職員は、監督職員および請負者の臨場の上、工事目的物を対象として、**契約図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質および出来ばえ
 - (2) 工事管理状況に関する書類、記録および写真等
- 5) 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には受注者に対して、期限を定めて修補の**指示**を行うことができるものとする。
- 6) 修補の完了が**確認**された場合は、その**指示**の日から修補完了の**確認**の日までの期間は、契約書第 31 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。
- 7) 受注者は、当該工事完成検査については、1-1-19 第 7 項の規定を準用する。

1-1-22 既済部分検査

- 1) 既済部分検査
 - (1) 受注者は、契約書第 37 条に規定する「出来形部分等」の検査を受ける場合、契約書第 31 条の規定を準用する。この場合、「工事」とあるのは「既済部分に係わる出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料」と読み替えるものとする。
 - (2) 発注者は既済部分検査に先立って受注者に対して検査日を**通知**するものとする。
 - (3) 既済部分の検査職員は、監督職員および受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**設計図書**および確認請求書等と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - ① 工事出来形部分の形状、寸法、精度、数量、品質および出来栄
 - ② 出来形部分の工事管理状況の書類、記録、写真等
- 2) 指定部分検査

- (1) 受注者は、契約書第 38 条に規定する「指定部分」の検査を受ける場合には、契約書第 31 号の規定を準用する。
 - (2) 受注者は、契約書第 38 条に基づき、「指定部分完成検査」を受ける場合は、第 1 編 1-1-21 工事完成検査を準用するものとし、この場合について、「工事」とあるのは「指定部分に係わる工事」と「工事目的物」とあるのは「指定部分に係わる工事目的物」と読み替えるものとする。
- 3) 中間前払い
- 受注者は、契約書第 34 条第 3 項に基づく中間前払い金の請求を行うときは、認定請求書を支出負担行為担当官等に提出し、内容の**確認**を受けなければならない。

1-1-23 部分使用

- 1) 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
- 2) 受注者は、発注者が契約書第 33 条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督職員による品質および出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

1-1-24 施工管理

- 1) 受注者は、工事の施工にあたっては、**施工計画書**に示される作業手順に従い施工し、品質および出来形が**設計図書**に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
- 2) 受注者は、国土交通省航空局が定める「空港土木工事施工管理基準および規格値」および**設計図書**に定められた項目、方法、頻度、規格値により施工管理を行い、その記録および関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に**提出**しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに**提示**しなければならない。

なお、「空港土木工事施工管理基準および規格値」が定められていない工種については、監督職員と**協議**の上、施工管理を行うものとする。
- 3) **設計図書**に示す試験方法は国内規格によるが、受注者は監督職員が**承諾**する国内規格と同等の他の規格による試験方法を使用することができる。
- 4) 監督職員は、以下に掲げる場合は、**設計図書**に示す試験項目および試験頻度を変更することがある。

この場合において、受注者は監督職員の**指示**に従わなければならない。

- (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
- (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- (3) 試験の結果、品質および出来形に均一性を欠いた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

- 5) 受注者は、工事の施工に伴って独自に試験、研究等を行う場合は、具体的な試験、研究項目および成果の発表方法について、事前に、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 6) 受注者は、工事の施工にあたり、以下の記録写真（電子媒体によるものを含む。）を撮影し、監督職員に**提出**しなければならない。
 - (1) 工事段階ごとの施工状況一般
 - (2) 完成後、外面から明視できない箇所
 - (3) その他特に監督職員が**指示**した箇所撮影の際は、被写体の寸法がわかるように、スケール（巻尺、ポール、箱尺等）を同時に撮影しなければならない。なお、撮影項目、撮影時期、撮影頻度および写真の整理の方法の詳細については、「空港土木工事施工管理基準および規格値」の「写真管理基準」の定めによる。
- 7) 施工管理に要する費用は受注者の負担とする。
- 8) 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名および受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができるものとする。
- 9) 受注者は、工事期間中現場内および周辺の整理整頓に努めなければならない。
- 10) 受注者は、工事に使用する指定機械および主要な船舶を搬入・搬出する際には、監督職員に通知しなければならない。
- 11) 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物および施設などへ損傷を与えないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ**通知**し、その対応方法等に関して**協議**するものとする。また、損傷が受注者の過失と認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。
- 12) 受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所および作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
- 13) 受注者は、工事中に物件を発見または拾得した場合、直ちに監督職員および関係官公庁へ**通知**し、その**指示**を受けるものとする。

1-1-25 履行報告

- 1) 受注者は、契約書第 11 条の規定に基づき、履行状況を所定の様式に基づき作成し、監督職員に**提出**しなければならない。
- 2) 受注者は、監督職員の**指示**する様式により、日々の作業内容を記載した作業報告書（工事旬報）を**提出**しなければならない。
- 3) 受注者は、監督職員の**指示**する様式により、**指示、承諾、協議、立会**等に係る監督職員との**確認**状況を整理した「作業確認書」および材料検査の経過を整理した「工

事材料検査表」を提出しなければならない。

1-1-26 工事関係者に対する措置請求

- 1) 発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2) 発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く）が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-27 工事中の安全確保

- 1) 受注者は、常に工事の安全に留意して、事故および災害の防止に努めなければならない。
また、非常時の緊急連絡体制を定めておかななければならない。
- 2) 受注者は、空港内で工事をする場合、「空港管理規則」および「航空保安業務処理規程」で定める禁止行為をしてはならない。
- 3) 受注者は、空港の制限区域内に立ち入る場合、「空港管理規則」に基づき手続きをしなければならない。
- 4) 受注者は、空港の制限区域内で工事を施工する場合、**設計図書**の定めに基づき保安要員を配置して、航空機の運航の安全を確保しなければならない。
- 5) 空港の制限区域内における工事車両の入退経路については、監督職員の**指示**によるものとする。
- 6) 受注者は、工事施工中、監督職員および管理者の許可なくして、流水および水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。
- 7) 受注者は、工事箇所およびその周辺にある地上および地下の既設構造物に対して、支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- 8) 受注者は、豪雨、出水、土石流、その他の天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。
- 9) 受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、事前に監督職員の**承諾**を得て、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。
- 10) 受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域およびその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。

- 11) 受注者は、必要に応じて工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所または作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーションおよび現場周辺的美装化に努めるものとする。
- 12) 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - ① 安全活動のビデオ等、視聴覚資料による安全教育
 - ② 当該工事内容等の周知徹底
 - ③ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - ④ 工事における災害対策訓練
 - ⑤ 工事現場で予想される事故対策
 - ⑥ その他、安全教育・訓練等として必要な事項
- 13) 受注者は、工事の内容に応じた安全教育および安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。
- 14) 受注者は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告書等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。
- 15) 受注者は、残存爆発物があると予測される区域については、**設計図書**の定めに基づき、適切な措置を講じなければならない。
- 16) 受注者は、施工途中における安全施工の確保のため、次の事項について注意しなければならない。
 - (1) 気象状況等に関して、常時十分な注意を払うものとする。また、海上工事の場合は併せて海象状況にも十分注意を払うものとする。
 - (2) 作業時に危険を予知した場合等においては、直ちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させる。
 - (3) 異常箇所の点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行う。
- 17) 受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、労働基準監督署等の関係者および関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。
- 18) 受注者は、工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。
- 19) 監督職員が、労働安全衛生法（昭和47年法律第57条）第30条第1項に規定する措置を講ずる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、

請負者はこれに従うものとする。

- 20) 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電機設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。
- 21) 受注者は、事故または災害が発生した場合、第三者および作業員等の人命の安全確保を全てに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに監督職員および関係機関に電話にて状況を連絡し、その後**通知**をしなければならない。
- 22) 受注者は工事施工箇所にて地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に**報告**しなければならない。
- 23) 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し、その処置については占有者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
- 24) 受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、補修しなければならない。
- 25) 受注者は、足場工の施工に当たり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成 21 年 4 月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時および使用時には、①手すり先行専用型足場の設置、または、②わく組足場以外の足場（わく組足場の妻面を含む）にあつては、全ての作業床において二段手すり（高さ 85cm 以上の手すりおよび高さ 35cm 以上 50cm 以下のさん）および幅木（高さ 10cm 以上の幅木）の機能を有するもの、または、③わく組足場（妻面を除く）にあつては、イ. 交さ筋かいに高さ 15cm 以上 40cm 以下のさんおよび高さ 10cm 以上の幅木および上さん、若しくは、ロ. 交さ筋かいに高さ 15cm 以上の幅木および上さんの機能を有するものとする。

1-1-28 爆発および火災の防止

- 1) 受注者は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。
 - (1) 受注者は発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を厳守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆破等の防止の処置を講じるものとする。

なお、監督職員の請求があつた場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳および従事者手帳を**提示**しなければならない。
 - (2) 受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合、使用に先立ち監督職員に使用計画書を**提出**しなければならない。
 - (3) 現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

2) 受注者は、火気の使用については、以下の規定によらなければならない。

- (1) 火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所および日時、消火設備等を記載した計画書を監督職員に**提出**するとともに、当該国有財産を管理する空港長に「一般火気使用承認申請書」を**提出し承諾**を受けなければならない。
- (2) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (3) 工事関係者の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での喫煙等は禁止しなければならない。
- (4) 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

1-1-29 後片付け

受注者は、工事の全部または一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸および各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場および工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。

ただし、**設計図書**において存置するとしたものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は監督職員の**指示**に従って存置し、検査終了後撤去する。

1-1-30 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員および関係官公庁に通報するとともに、監督職員が**指示**する様式で**指示**する期日までに、**提出**しなければならない。

1-1-31 環境対策

- 1) 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画および工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- 2) 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に**報告**し、監督職員の**指示**があればそれに従わなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- 3) 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の**提示**を求めるこ

とができる。この場合において、受注者は必要な資料を提示しなければならない。

- 4) 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。
- 5) 受注者は、海中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。
- 6) 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付け国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」または「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。なお、トンネル工事を除き、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を使用する場合はこの限りではない。排出ガス対策型建設機械を使用出来ない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議をするものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。

機 械	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・バックホー ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの： 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式銅管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガー、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン 	<p>ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kw 以上 260kWkw 以下）を搭載した建設機械に限る。</p>

- 7) 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和 62 年 3 月 30 日）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（建設省告示、平成 9 年 7 月 31 日）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機械の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができるものとする。
- 8) 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。「グリーン購入法」という。）」第 6 条で定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。

1-1-32 文化財の保護

- 1) 受注者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財等の重要性を十分認識させ、工事中に文化財等を発見したときは直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。
- 2) 受注者は、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

1-1-33 交通安全管理

- 1) 受注者は、工事用運搬路として公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害を与えることのないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第 28 条によって処置するものとする。
- 2) 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材および機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送機関、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他の安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止に努めなければならない。
- 3) 受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送を伴う工事は、事前に関係機関と協議の上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、書面で監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、ダンプトラックを使用する場合は、「空港関係直轄工事におけるダンプトラック過積載防止対策要領」に従うものとする。
- 4) 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全につい

て、監督職員、道路管理者および所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線および道路標示に関する命令(昭和35年12月17日総理府・建設省令第3号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板および工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)および道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。

- 5) 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。
- 6) 受注者は、特記仕様書に他の請負者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
- 7) 公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料または設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時および何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- 8) 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、または水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。
- 9) 受注者は、工事の施工にあたっては、作業区域の標示および関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳している区域を航行またはえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。
- 10) 受注者は、船舶の航行または漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。なお、直ちに取除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、監督職員および関係官公庁に通知しなければならない。
- 11) 受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに監督職員および関係官公庁に通知しなければならない。
- 12) 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

表 1-1 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m
重量 総重量	20.0 t (但し、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t)
軸重	10.0 t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t (隣り合う車軸に係る軸距が 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸距が 9.5 t 以下の場合は 19 t)、1.8mの場合は 20 t
輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

1-1-34 諸法令の遵守

1) 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 会計法 | (昭和 22 年法律第 35 号) |
| (2) 建設業法 | (昭和 24 年法律第 100 号) |
| (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (昭和 31 年法律第 120 号) |
| (4) 労働基準法 | (昭和 22 年法律第 49 号) |
| (5) 労働安全衛生法 | (昭和 47 年法律第 57 号) |
| (6) 作業環境測定法 | (昭和 50 年法律第 28 号) |
| (7) じん肺法 | (昭和 35 年法律第 30 号) |
| (8) 雇用保険法 | (昭和 49 年法律第 116 号) |
| (9) 労働者災害補償保険法 | (昭和 22 年法律第 50 号) |
| (10) 健康保険法 | (昭和 11 年法律第 70 号) |
| (11) 中小企業退職金共済法 | (昭和 34 年法律第 160 号) |
| (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 | (昭和 51 年法律第 33 号) |
| (13) 出入国管理及び難民認定法 | (昭和 26 年法律第 201 号) |
| (14) 道路法 | (昭和 27 年法律第 180 号) |

(15) 道路交通法	(昭和 35 年法律第 105 号)
(16) 道路運送法	(昭和 26 年法律第 183 号)
(17) 道路運送車両法	(昭和 26 年法律第 185 号)
(18) 砂防法	(明治 30 年法律第 29 号)
(19) 地すべり等防止法	(昭和 33 年法律第 30 号)
(20) 河川法	(昭和 39 年法律第 167 号)
(21) 海岸法	(昭和 31 年法律第 101 号)
(22) 港湾法	(昭和 25 年法律第 218 号)
(23) 港則法	(昭和 23 年法律第 174 号)
(24) 漁港法	(昭和 25 年法律第 137 号)
(25) 下水道法	(昭和 33 年法律第 79 号)
(26) 航空法	(昭和 27 年法律第 231 号)
(27) 公有水面埋立法	(大正 10 年法律第 57 号)
(28) 軌道法	(大正 10 年法律第 76 号)
(29) 森林法	(昭和 26 年法律第 249 号)
(30) 環境基本法	(平成 5 年法律第 91 号)
(31) 火薬類取締法	(昭和 25 年法律第 149 号)
(32) 大気汚染防止法	(昭和 43 年法律第 97 号)
(33) 騒音規制法	(昭和 43 年法律第 98 号)
(34) 水質汚濁防止法	(昭和 45 年法律第 138 号)
(35) 湖沼水質保全特別措置法	(昭和 59 年法律第 61 号)
(36) 振動規制法	(昭和 59 年法律第 61 号)
(37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律	(昭和 45 年法律第 137 号)
(38) 文化財保護法	(昭和 25 年法律第 214 号)
(39) 砂利採取法	(昭和 43 年法律第 74 号)
(40) 電気事業法	(昭和 39 年法律第 170 号)
(41) 消防法	(昭和 23 年法律第 186 号)
(42) 測量法	(昭和 24 年法律第 188 号)
(43) 建築基準法	(昭和 25 年法律第 201 号)
(44) 都市公園法	(昭和 31 年法律第 79 号)
(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成 12 年法律第 104 号)
(46) 土壌汚染対策法	(平成 14 年法律第 53 号)
(47) 駐車場法	(平成 18 年 5 月改正法律第 46 号)
(48) 海上交通安全法	(昭和 47 年法律第 115 号)

- (49) 海上衝突予防法 (昭和 52 年法律第 62 号)
- (50) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和 45 年法律第 136 号)
- (51) 船員法 (昭和 22 年法律第 100 号)
- (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和 26 年法律第 149 号)
- (53) 船舶安全法 (昭和 8 年法律第 11 号)
- (54) 自然環境保全法 (昭和 47 年法律第 85 号)
- (55) 自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号)
- (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成 12 年法律第 127 号)
- (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (58) 河川法施行法 (平成 12 法律第 100 号)
- (59) 技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号)
- (60) 漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号)
- (61) 漁港漁場整備法 (平成 19 年 5 月改正法律第 61 号)
- (62) 空港法 (平成 20 年 6 月改正法律第 75 号)
- (63) 計量法 (平成 4 年法律第 51 号)
- (64) 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)
- (65) 航路標識法 (昭和 24 年法律第 99 号)
- (66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)
- (67) 最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号)
- (68) 職業安定法 (昭和 22 年法律第 141 号)
- (69) 所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号)
- (70) 水産資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号)
- (71) 船員保険法 (昭和 14 年法律第 73 号)
- (72) 著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号)
- (73) 電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)
- (74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和 42 年法律第 131 号)
- (75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和 44 年法律第 84 号)
- (76) 農薬取締法 (昭和 23 年法律第 82 号)
- (77) 毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号)
- (78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 17 年法律第 51 号)
- (79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 17 年法律第 18 号)

(80) 警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号)

(81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
(平成 15 年法律第 58 号)

(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
(平成 18 年法律第 91 号)

- 2) 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- 3) 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書および契約そのものが第 1 項の諸法令に照らし不相当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に報告し、その確認を請求しなければならない。

1-1-35 官公庁等への手続等

- 1) 受注者は、工事期間中、関係官公庁およびその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- 2) 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁およびその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。
- 3) 受注者は、前項に規定する届出等の実施にあたっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員に報告しなければならない。
- 4) 受注者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを監督職員に提出しなければならない。
- 5) 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。
- 6) 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 7) 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。
なお、受注者は、対応等に関しては監督職員に報告しなければならない。
- 8) 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前報告の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
- 9) 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

1-1-36 作業時間

- 1) 受注者は、設計図書に作業時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。
- 2) 受注者は、**設計図書**に作業時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

1-1-37 工事測量

- 1) 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事中多角点の設置および用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が**設計図書**に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員の**指示**を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）および多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に**提出**しなければならない。
- 2) 受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に報告し、ただちに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。
- 3) 受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事中多角点および重要な工事中測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員に報告し指示に従わなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。
- 4) 受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設および復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。
- 5) 水準測量および水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中基準面を基準として行うものとする。

1-1-38 提出書類

受注者は、提出書類を**設計図書**に基づいて、監督職員に**提出**しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の**指示**する様式によるものとする。

1-1-39 損害

- 1) 受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第 29 条の規定の適用を受けられる場合には、直ちに工事災害通知書により監督職

員に**報告**するものとする。

2) 契約書第 29 条第 1 項に規定する「**設計図書**で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上または周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

(2) 強風に起因する場合

最大風速（10 分間の平均風速で最大のもの）が 15m/秒以上あった場合

(3) 降雨に起因する場合次のいずれかに該当する場合とする。

① 24 時間雨量（任意の連続 24 時間における雨量をいう。）が 80mm 以上

② 1 時間雨量（任意の 60 分における雨量をいう。）が 20mm 以上

③ 連続雨量（任意の 72 時間における雨量をいう。）が 150mm 以上

④ その他設計図書で定めた基準

(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合

(5) 地震、津波、豪雪、竜巻に起因する場合

周辺の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

3) 契約書第 29 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書および契約書第 26 条に規定する予防措置を行ったと認められないものおよび災害の一因が施工不良等受注者の責によるものをいう。

1-1-40 特許権等

1) 受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等に対象である旨明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第 8 条に基づき、発注者が求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に監督職員と**協議**しなければならない。

2) 受注者は、業務の遂行により発明または考案したときは、書面により監督職員に**報告**するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願および権利の帰属等については、発注者と**協議**するものとする。

3) 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号第 2 条第 1 項第 1 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願および権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。

1-1-41 保険の付保および事故の補償

- 1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法および中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2) 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡およびその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 3) 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に**提出**しなければならない。
- 4) 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事を施工する場合、使用する陸上建設機械等およびその作業員並びに作業船およびその乗組員について、**設計図書**に定める水雷保険、傷害保険および動産総合保険を付保しなければならない。
- 5) 受注者は、作業船等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。
- 6) 受注者は、樹木および地被植物を植栽する場合、植樹保険を付保しなければならない。
- 7) 受注者は、空港維持・修繕工事において、車両の貸与を受ける場合は、**設計図書**の定めにより車両保険を付保しなければならない。
- 8) 契約書の「火災保険等」に規定する火災保険およびその他の保険の付保は任意とする。

1-1-42 臨機の措置

- 1) 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
- 2) 監督職員は、天災等に伴ない、工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

1-1-43 創意工夫

受注者は、工事において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目または、地域社会への貢献として評価出来る項目について、工事完成時まで監督職員の指示する所定の様式により、監督職員へ提出する事が出来る。

1-1-44 受注者の責任および義務

- 1) 受注者は、発注者が工事の書面による最終の引渡しを受けるまでは、工事の目的物を自らの負担で管理し、その責任を持たなければならない。

- 2) 受注者は、発注者または監督職員が**設計図書**の変更を**指示**したときは、契約書第18条の規定に基づくほかは、その変更を理由として工事の中止を請求することはできない。

1-1-45 主任技術者等の資格

- 1) 受注者は、工事現場ごとに建設業法の規定に基づく資格を有する主任技術者（監理技術者）を配置しなければならない。なお、別添に示す「主任技術者（監理技術者）資格表」の資格を有する者でなければならない。
- 2) 受注者は、工事現場ごとに配置しなければならない専任の監理技術者のうち、当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合は、「指定建設業監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けている者を配置しなければならない。
- 3) 第2項により配置された監理技術者は、発注者から請求があったときは、資格者証を**提示**しなければならない。

1-1-46 受注者の異議申立書の提出

- 1) 受注者は、監督職員からの**指示**に異議がある場合は、**指示**を受けた日から7日以内に、監督職員に対し書面により異議申立をすることができる。
- 2) 第1項の異議申立書の**提出**があった場合には、監督職員と受注者はその異議申立事項について**協議**する。
- 3) 受注者、第1項の異議申立書を**提出**したことを理由に、工事を中止してはならない。
- 4) 受注者が、第1項の規定により異議申立書を監督職員に**提出**しなかった場合は、監督職員によるすべての**指示**に受注者が合意したものとみなす。

1-1-47 公共工事における新技術活用の促進

受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を活用することにより、使用することが有用と思われる新技術等が明らかになった場合には、監督職員に報告するものとする。

主任技術者（監理技術者）資格表

空港土木工事について下表を適用する。

契約予定金額の範囲	資 格 基 準
1 億 6,000 万円以上の工事	<p>次のイまたはロに掲げる者</p> <p>イ 建設業法による技術検定（以下「技術検定」）のうち検定種目を一級の建設機械施工または一級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>ロ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）または森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者</p>
6,000 万円以上 1 億 6,000 万円未満の工事	<p>次のイまたはロに掲げる者</p> <p>イ 技術検定のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工または一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者</p> <p>ロ 上欄のロに掲げる者</p>

第4章 空港維持

目 次

第1節 適用	4-3
第2節 草刈工	4-3
4-2-1 一般事項	4-3
4-2-2 材 料	4-3
4-2-3 草刈工	4-3
第3節 清掃工	4-4
4-3-1 一般事項	4-4
4-3-2 材 料	4-4
4-3-3 舗装面清掃工	4-5
4-3-4 脱油清掃工	4-5
4-3-5 ゴム除去工	4-5
4-3-6 排水溝清掃工	4-6
4-3-7 道路付属物清掃工	4-6
4-3-8 地下道清掃工	4-6
第4節 標識維持工	4-7
4-4-1 一般事項	4-7
4-4-2 材 料	4-7
4-4-3 飛行場標識維持工	4-7
4-4-4 区画線維持工	4-8
第5節 植栽維持工	4-8
4-5-1 一般事項	4-8
4-5-2 材 料	4-9
4-5-3 植木手入れ工	4-9
第6節 緊急補修工	4-10
4-6-1 一般事項	4-10
4-6-2 材 料	4-11
4-6-3 緊急補修工	4-11
第7節 除雪工	4-11
4-7-1 一般事項	4-11
4-7-2 材 料	4-13

4-7-3	除雪工	4-13
4-7-4	借上車両	4-14
4-7-5	待機補償	4-15

第1節 適用

本章は、草刈工、清掃工、標識維持工、植栽維持工、緊急補修工および除雪工について適用するものとする。

第2節 草刈工

4-2-1 一般事項

- 1) 本節は、着陸帯、ターミナル地区等の植生地域を機械等で刈取り、集草、梱包、積込、運搬および処分までの一連の草刈工について定めるものとする。
- 2) 受注者は、降雨等により軟弱となっている着陸帯等を損傷させるおそれのある場合は、施工してはならない。
- 3) 受注者は、施工区域外および搬出経路に刈草が飛散することのないよう注意しなければならない。

また、車両等によるわだち掘れは、監督職員の指示に従い整地しなければならない。

- 4) 受注者は、設計図書に定められた方法により、航空機の運航、道路交通に支障をきたさないよう注意して施工しなければならない。
- 5) 受注者は、草刈工の実施に先立ち、施工範囲内の航空保安施設、構造物等(ハンドホール、マンホール等)の位置確認を行い、必要に応じて目印等を設置し、それらの破損防止に努めなければならない。

なお、草刈時において、これらを破損した場合は、速やかに監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。

- 6) 受注者は、草刈工の実施にあたり、転石等施工に支障のある雑物を除去しなければならない。
- 7) 受注者は、施工計画書の計画工程および天候、草の生育状況等を十分に考慮し、対象区域の草丈がおおむね 30cm となる最適時期に刈取りを行うものとする。

4-2-2 材料

- 1) 梱包に使用する材料は処分等に支障をおよぼさないものとする。

4-2-3 草刈工

- 1) 草刈工は、施工方法により表 4-1 のように区分するものとする。

表 4 - 1 草刈工の施工方法

名 称	施 工 方 法
肩掛式機械刈	肩掛式草刈機を使用して行うもの。
小型機械刈	小型草刈機を使用して行うもの。
大型機械刈	農耕用トラクタに刈取用、集草用、梱包用等のアタッチメントを装着して行うもの。

- 2) 受注者は、草の刈込高さを 5cmとし、刈残しのないよう丁寧に施工しなければならない。
- 3) 受注者は、刈草を機械および人力により取残しのないよう速やかに集草しなければならない。
- 4) 受注者は、滑走路等舗装面および排水溝等に散乱した刈草を人力等により速やかに取り除かなければならない。
- 5) 受注者は、刈草を集草後、機械等により梱包し監督職員が指示した箇所に運搬・集積しなければならない。
また、集積後は飛散および流出しないような措置を講じなければならない。
- 6) 受注者は、**設計図書**に基づき、刈草を処分しなければならない。
- 7) 受注者は、場外搬出に際しては関係法令を厳守のうえ、刈草を運搬・処分しなければならない。

第 3 節 清掃工

4 - 3 - 1 一般事項

- 1) 本節は、滑走路、誘導路、エプロン、道路等の舗装面の清掃工、コンクリート舗装エプロンの脱油清掃工、滑走路路面のゴム除去工、排水溝清掃工、道路ガードレール等の道路付属物清掃工および地下道清掃工について定めるものとする。
- 2) 受注者は、設計図書に定められた方法により、航空機の運航、道路交通に支障をきたさないよう注意して施工しなければならない。
- 3) 受注者は、清掃工の実施にあたり貸与清掃車両について、貸与期間中、「路面清掃車両等取扱要領」または「除雪車両等取扱要領」により、常に点検整備を行わなければならない。
また、清掃開始に先立ち始業点検を実施し、清掃完了後は再度点検を行い、異常の有無を監督職員に**報告**しなければならない。

4 - 3 - 2 材料

- 1) 脱油清掃工に使用する洗剤は事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

- 2) 道路付属物清掃工および地下道清掃工に使用する洗剤は中性のものとし、事前に監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 3) 清掃工に必要な水は、**設計図書**の定めによるものとする。

4-3-3 舗装面清掃工

<機械清掃工>

- 1) 受注者は、**設計図書**に定められた範囲を清掃車両により清掃しなければならない。
- 2) 受注者は、清掃車両のブラシの損耗度について施工前および施工後に点検し、取替えが必要な場合は、監督職員の**承諾**を得て行なわなければならない。
- 3) 受注者は、機械で清掃できなかった箇所は人力により清掃しなければならない。
- 4) 受注者は、凍結等により航空機、車両等の運行に支障を与えるおそれがある場合は散水してはならない。

<人力清掃工>

- 5) 受注者は、**設計図書**に定められた範囲を、人力により清掃しなければならない。
- 6) 受注者は、ターミナル地区の清掃にあたり、ほうき等を使用して紙屑、ビニール、空缶、ビン等を除去しなければならない。

<発生材運搬処理>

- 7) 受注者は、清掃にあたり発生するごみ等の雑物を**設計図書**の定めにより処分しなければならない。

4-3-4 脱油清掃工

- 1) 受注者は、洗浄液、洗浄水が施工区域外に流出しない措置を講じなければならない。
- 2) 受注者は洗浄にあたり水洗いを標準とし、洗浄水は清掃車両等により除去しなければならない。
- 3) 受注者は、洗浄液を舗装面に散布し、付着した油等を舗装面に損傷を与えない器具で洗浄しなければならない。
- 4) 受注者は、凍結等により航空機の運航に支障を与えるおそれがある場合は施工を行ってはならない。
- 5) 受注者は、清掃により発生する洗浄水を産業廃棄物として処分しなければならない。

4-3-5 ゴム除去工

- 1) ゴム除去は超高压水による施工を標準とする。
- 2) 受注者は、滑走路舗装面およびグルーピングに損傷を与えない機械を使用しなければならない。

- 3) 受注者は施工に先立ち、路面の状況に適応した水圧、噴射距離、速度となるよう施工機械を調整しなければならない。
- 4) 受注者は、除去したゴム屑、汚水を吸引装置で回収しなければならない。
- 5) 受注者は、凍結等により航空機の運航に支障を与えるおそれがある場合はゴム除去を行ってはならない。
- 6) 受注者は、清掃により発生するゴム、汚水を産業廃棄物として処分しなければならない。

4-3-6 排水溝清掃工

- 1) 受注者は、集水桝、暗渠等の清掃にあたり、有毒ガスによる事故のないよう事前に調査を行うなど、施工の安全を確保しなければならない。
- 2) 受注者は、開渠、暗渠、集水桝、皿型側溝、蓋付側溝、素掘排水溝等の排水施設に堆積している泥土、その他の堆積物をジョレン、スコップ等を用いて清掃しなければならない。
- 3) 受注者は、蓋付側溝の施工にあたり、施工の支障となる蓋を取り外し清掃しなければならない。
- 4) 受注者は、排水溝清掃のために蓋を外した場合、施工終了後速やかに蓋のガタつきがないよう完全に据え付けなければならない。
- 5) 受注者は、暗渠清掃等の施工にあたり、ジェット水流等による機械施工を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
- 6) 受注者は、排水溝清掃にあたり発生する泥土、砂礫およびその他ゴミ等を設計図書のとめにより処分しなければならない。

4-3-7 道路付属物清掃工

- 1) 受注者は、ガードレール、ガードパイプの表面および支柱等を洗剤を用いて機械または人力により清掃しなければならない。
- 2) 受注者は、ガードレール、ガードパイプの清掃にあたり、洗剤を残さないよう洗い落とさなければならない。
- 3) 受注者は、道路標識、視線誘導標等の清掃にあたり、材質を傷めることのないよう布等により丁寧にふき取らなければならない。
なお、道路標識の標示板の清掃については、洗剤を用いず水洗いにより行わなければならない。

4-3-8 地下道清掃工

- 1) 受注者は、地下道側壁等の清掃にあたり、機械または人力で洗剤を使用して汚れを洗い落とすものとし、十分な水で洗剤が残らないよう清掃しなければならない。

- 2) 受注者は、地下道側壁等の清掃にあたり、付属する非常用施設等を破損したり浸水等により機能を低下させないようにしなければならない。
- 3) 受注者は、地下道側壁等の清掃にあたり、側溝や暗渠の排水状況を点検の上、良好な状態に保たなければならない。

第4節 標識維持工

4-4-1 一般事項

- 1) 本節は、滑走路、誘導路、エプロン、道路等の舗装面への路面標示、消去および再塗装について定めるものとする。
- 2) 受注者は標識の施工にあたり、舗装面、塗装面に付着した砂塵等を清掃、除去しなければならない。
- 3) 受注者は次の場合、施工を行ってはならない。
 - (1) 気温が5℃以下のとき。なお、5℃以下で施工する場合は、路面を暖めなければならない。
 - (2) 風が強いとき、およびほこりが多いとき。
 - (3) 塗料の乾燥前に降雨、降雪または降霜のおそれのあるとき。
 - (4) 舗装面が降雨または結露等でぬれているとき。
 - (5) その他監督職員が不相当と認めたとき。
- 4) 受注者は、施工にあたり使用する材料の特性、使用方法を十分に検討し、施工しなければならない。
- 5) 受注者は、航空機の運航および道路交通に支障をきたさないよう注意して施工しなければならない。

4-4-2 材料

- 1) 標識維持工に使用する材料は、第2編2-5-2「材料」によるものとする。

4-4-3 飛行場標識維持工

- 1) 受注者は、マーキングにあたり、常温式塗料による吹付け塗りを標準とし、塗り残し、気泡の発生、塗りむら等がないように全面を均一な厚さに塗装しなければならない。
- 2) 受注者は、塗装面以外に塗布したり、こぼれたりしないよう注意しなければならない。もし、塗装面以外に塗布した場合には、速やかに除去しなければならない。
- 3) 受注者は、必要に応じて、航空機、車両および歩行者への塗料の付着防止策を講じなければならない。この場合、交通に支障がないような措置を講じなければならない。
- 4) 受注者は、飛行場標識の再塗装にあたり、位置形状を確認後に施工しなければならない。

らない。

- 5) 受注者は、塗料を使用直前に開封し容器底部まで均一になるように、かき混ぜなければならない。

多液型の塗料は、混合割合、混合方法、可使時間等について、使用する塗料の仕様を厳守しなければならない。

- 6) 受注者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管しなければならない。
- 7) 受注者は、塗装面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないように注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。
- 8) 受注者は、マーキング消去にあたり、表示材(塗料)のみの除去に心がけ、路面への影響を最小限にとどめなければならない。

また、消去により発生する塗料粉塵の飛散防止に努めなければならない。

- 9) 受注者は、マーキング消去により発生する塗料屑を**設計図書**の定めにより処分しなければならない。

4-4-4 区画線維持工

- 1) 受注者は、溶融式区画線の施工にあたり、プライマーを路面に均一に散布しなければならない。
- 2) 受注者は、溶融式区画線の施工にあたり、180℃～220℃の温度で塗料を塗布できるよう溶解槽を常に適温に管理しなければならない。
- 3) 受注者は、塗装面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないように注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。
- 4) 受注者は区画線の消去にあたり、表示材(塗料)のみの除去に心がけ、路面への影響を最小限にとどめなければならない。

また、消去により発生する塗料粉塵の飛散防止に努めなければならない。

- 5) 受注者は、区画線の消去により発生する塗料屑を**設計図書**の定めにより処分しなければならない。

第5節 植栽維持工

4-5-1 一般事項

- 1) 本節は、空港内における道路、駐車場等に植栽された樹木の剪定、施肥、灌水および薬剤散布等について定めるものとする。
- 2) 受注者は植木手入れ工に先立ち、対象樹木、寄植等の成育状況および樹木特性を把握し、適切な植栽維持管理方法を**施工計画書**に記載しなければならない。
- 3) 受注者は、植木手入れ工によって発生する樹枝等を**設計図書**の定めにより処分し

なければならない。

4-5-2 材料

- 1) 植木手入れ工に使用する肥料は、普通化成肥料(N8・P8・K8)を標準とする。
なお、樹木の生育状況により適さないと判断される場合は、監督職員と協議の上使用する肥料を決定するものとする。
- 2) 植木手入れ工に使用する薬剤は、MEP剤およびDEP剤を標準とし、害虫の種類・発生時期等により選択し監督職員の承諾を得なければならない。
なお、使用する薬剤は農薬取締法に基くものとする。
- 3) 植木手入れ工に必要な水は、設計図書のと定めによるものとする。

4-5-3 植木手入れ工

<剪定>

- 1) 受注者は、樹木および寄植の生育状況に応じて夏季および冬季に枝先の刈込み、切り取り、枝抜き等、通風採光を考慮し見ばえよく刈り込まなければならない。
- 2) 受注者は、樹木の目的とする諸機能の維持、向上と美観を考慮するとともに、植栽環境や生育状態等から、その樹木および樹木群落固有の樹姿に応じた剪定を行うものとする。
- 3) 受注者は、天候および樹木の成育状況等十分考慮のうえ、最適時期に施工しなければならない。
- 4) 受注者は、剪定にあたり、植栽管理に熟達した作業員により施工しなければならない。
- 5) 受注者は夏季剪定にあたり、枝葉のこみすぎを切詰め、枝抜き等により一定限度に樹木の大きさを制限し、美しい樹冠を保つようにしなければならない。
また、剪定は美観をそこねたり、樹木に生理的障害を与えてはならない。
- 6) 受注者は冬季剪定にあたり、それぞれ樹木の樹冠の形姿を現すように剪定しなければならない。
また、監督職員が指示する以外は基本的に樹冠は同高同型になるように行い、所定の大きさに達したものはその樹冠の維持および更新を図り、骨格枝の配置が均等になるようにしなければならない。

<施肥>

- 7) 受注者は、樹木の健全な育成を促すため、天候および樹木の成育状況等十分考慮し、最適時期に施肥を行うものとする。
- 8) 受注者は、穴掘り、溝掘りまたは打込み等により施肥を行うものとする。
なお、施工にあたり、樹木、樹木群落および周囲の状況を十分に把握したうえで、根や幹に損傷をあたえないよう十分注意しなければならない。

- 9) 受注者は、樹勢の衰えている樹木を発見した場合、速やかに監督職員に**報告**し、必要な措置について**協議**しなければならない。

<薬剤散布（防除）>

- 10) 受注者は、病虫害による樹木の衰退の防止および、周辺地域の森林や農作物に被害がおよぶのを防止するため、殺虫剤および殺菌剤等を散布しなければならない。
- 11) 受注者は、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合および強風時の薬剤散布を避けるものとし、薬剤を指定の濃度に正確に希釈し、葉の裏や枝の陰等を含め、むらのないように散布しなければならない。
- 12) 受注者は、薬剤散布後においても害虫の集団発生が見られた場合、速やかに監督職員に**報告**し**協議**するものとする。
- 13) 受注者は薬剤の飛散により、一般車両、人畜、農作物等に被害をおよぼしてはならない。

また、農薬取締法、毒物および劇物取締法等を厳守するものとする。

- 14) 受注者は、第三者に対して薬剤散布に起因する被害を与えた場合、速やかに監督職員に**報告**するとともに、被害については受注者の責任において措置しなければならない。
- 15) 受注者は、薬剤散布により、植生等が枯損または機能を有しなくなった場合、受注者の負担にて原形に復旧しなければならない。

<灌水>

- 16) 受注者は、樹木の生育が乾燥等で影響を受けると予想される場合、速やかに監督職員に**報告**し、灌水の実施について**協議**するものとする。
- 17) 受注者は、夏期においては、晴天日の日中を避け、早朝または夕方に灌水を行うものとする。

<その他管理>

- 18) 受注者は、枯損木が発生した場合、速やかに監督職員に**報告**し**指示**を受けるものとする。
- 19) 受注者は、**設計図書**の定めにより雑草の抜取りを行なうものとする。
- 20) 受注者は、**設計図書**の定めにより樹木等の補植・植替えを行なうものとする。
- 21) 受注者は、**設計図書**の定めにより支柱の取替えを行なうものとする。
- 22) 受注者は、支柱および支柱結束等の簡易な補修については、自らの費用負担で行わなければならない。

第6節 緊急補修工

4-6-1 一般事項

- 1) 本節は、滑走路、誘導路、エプロンおよび構内道路の舗装において、航空機の運航および構内道路交通に支障となる破損が生じた場合、またはおそれがある場合に

緊急的に実施する舗装補修工事について定めるものとする。

- 2) 受注者は、監督職員から緊急補修の実施について**指示**があった場合、速やかに施工体制を整え、航空機運航および道路交通への影響ができるだけ最小になるよう短時間に施工しなければならない。
- 3) 受注者は、緊急補修工の施工方法等について、その都度、監督職員および関係者と十分に**協議**、調整しなければならない。
- 4) 受注者は、緊急補修工の都度、補修図、数量等補修内容について取りまとめ監督職員に**報告**しなければならない。
- 5) 受注者は、緊急補修施工にあたり、コンクリート殻等が散乱しないような措置をとるとともに、補修完了後周辺を含め丁寧に清掃しなければならない。
- 6) 受注者は、緊急補修工の実施により発生した発生材等は関係法令に基づき適正に処理するものとし、処分量が確認できる証明書等を**提出**しなければならない。

4-6-2 材料

- 1) 緊急補修工に使用する材料は、下記によるものとする。
 - (1) コンクリート舗装の補修は第2編2-4-2「コンクリート舗装の材料」および5-3-2の第2項によるものとする。
 - (2) アスファルト舗装の補修は第2編2-4-3「アスファルト舗装の材料」および5-3-2の第6項によるものとする。
- 2) これ以外の使用材料は、監督職員の**承諾**を得たものでなければならない。

4-6-3 緊急補修工

<コンクリート舗装補修>

- 1) 受注者は、目地部の破損等の緊急補修にあたり、破損部分を丁寧に取り除き監督職員の**指示**する材料により補修しなければならない。
- 2) 受注者は、目地材の注入にあたり、接着面を清掃し監督職員の**指示**する材料により補修しなければならない。

<アスファルト舗装補修>

- 3) 受注者は、破損部の緊急補修にあたり、既存周辺舗装に損傷を与えないよう、補修範囲に沿ってコンクリートカッタにより切断するものとし、切断に伴う汚水は吸い取らなければならない。
- 4) 受注者は、破損した部分を丁寧に取り除き清掃した後、タックコート等を施し、アスファルト加熱混合物等により復旧しなければならない。

第7節 除雪工

4-7-1 一般事項

- 1) 本節は、滑走路、誘導路、エプロン、構内道路、駐車場、場周道路、保安道路等の**設計図書**に定められた区域の貸与車両、借上げ車両、人力による除雪工を定めるものとする。
- 2) 受注者は、除雪対象期間前に空港長が定める除雪作業実施要領、同実施細目および空港工事において適用される諸基準等について、あらかじめオペレータ等工事関係者に周知徹底を図るべく十分な教育を行わなければならない。
- 3) 受注者は、除雪時の航空機、照明施設および建物等の破損防止の目印として、除雪期間中、**設計図書**の定めによりスノーポール、赤旗等を設置しなければならない。
また、工事完了と共にこれらを撤去しなければならない。
なお、目印の設置にあたっては監督職員の**承諾**を得なければならない。
- 4) 受注者は、**設計図書**の定めにより工事車両に車両保険を付保するものとし、保険証の写しを監督職員に**提出**しなければならない。
- 5) 受注者は、除雪工に際して気象、周辺状況を常に把握し、航空機、人、車両および除雪の安全確保を図らなければならない。
- 6) 受注者は、除雪工の実施にあたり貸与除雪車両について、貸与期間中、「除雪車両等取扱要領」または「路面清掃車両等取扱要領」により、常に点検整備を行わなければならない。
また、除雪開始に先立ち始業点検を実施し、除雪完了後は再度点検を行い、異常の有無を監督職員に**報告**しなければならない。
- 7) 受注者は、貸与車両の作業、災害等による機械の破損および故障が発生した場合、速やかに監督職員に**報告**するとともに、修理の方法・費用負担について監督職員と**協議**し必要な措置を取らなければならない。
なお、貸与車両の運転機能を維持するために必要となる現場修理等は、受注者の負担において行うものとする。
また、受注者が準備する除雪車両は、受注者の負担のもとに整備しておかなければならない。
- 8) 受注者は、監督職員から除雪待機命令が出た場合、速やかに待機し監督職員に待機の完了について**報告**しなければならない。
なお、待機し除雪作業で稼動した場合(待機稼動)、稼動しなかった場合(待機不稼動)については、とりまとめて監督職員に**報告**しなければならない。
- 9) 受注者は、除雪工事開始に際し空港長が定める除雪作業実施要領および同実施細目の規定に基づき監督職員の**指示**により除雪作業を開始しなければならない。
ただし、気象条件等により航空機の運航に支障をきたすおそれがあると判断される場合には、監督職員が除雪作業実施要領および同実施細目の規定とは別に指示することができるものとする。

4-7-2 材料

- 1) 使用する凍結防止剤の種類および使用量は、**設計図書**の定めによるものとする。

4-7-3 除雪工

- 1) 受注者は、以下に示す除雪工事の種類別の施工方法を標準として、施工するものとする。なお、標準的な施工方法が適切でない場合、監督職員の**指示**に従い施工しなければならない。

<スノーパ除雪>

- 2) 受注者は、滑走路、誘導路の積雪深さ 3cm未満の場合、滑走路または誘導路の中心部からスノーパ除雪車により順次、滑走路(ショルダーを除く)または誘導路(ショルダーを除く)の外側へ除雪するスノーパ除雪を行うものとする。

なお、受注者は、積雪深が 3cm未満であっても路面の圧雪状況、湿った雪質、風向等により、スノーパ除雪が適当でないと判断される場合、プラウ除雪を適用するものとする。

<プラウ除雪>

- 3) 受注者は、滑走路、誘導路、エプロンについて、積雪深が 3cm以上を目安に、プラウ除雪車(または除雪グレーダ)を主体とし、スノーパ除雪車およびロータリ除雪車の組合せによる除雪を行うものとする。
- 4) 受注者は、プラウ除雪に先立ち、滑走路末端灯および中心線灯上をスノーパ除雪車により除雪し、滑走路灯および中心線灯を露出させるものとする。
- 5) 受注者は、灯器を損傷しないよう注意しながら滑走路中央部からプラウ除雪車により、順次、外側へ除雪し、その後はプラウ除雪車(または除雪グレーダ)により、滑走路端まで押し出し雪堤を作るものとする。
- 6) 受注者は、滑走路縁から内側について、プラウ除雪車(または除雪グレーダ)により滑走路側に逆押しし、滑走路本体部の雪堤と同じ場所に雪堤を作り、ロータリ除雪車によりショルダー外へ投雪するものとする。
- 7) 受注者は、ショルダー部について、滑走路灯から外側へはプラウ除雪車(または除雪グレーダ)により押し出し、ショルダー端でロータリ除雪車により投雪するものとする。
- 8) 受注者は、地上型灯器付近の除雪について、中央から外側へプラウ除雪車(または除雪グレーダ)で順次片押しする場合は 3m以内、逆押しまたはショルダー部外側へ押し出す場合は 1m以内に近寄ってはならない。
また、受注者は、ロータリ除雪車では 50cm以内に近寄ってはならない。
- 9) 受注者は、地上型灯器付近の除雪について、原則として人力により行うものとする。
- 10) 受注者は、ターミナルビルおよびゲートラウンジ前について、原則としてプラウ

除雪車（または除雪グレーダ）、ロータリ除雪車等によりエプロンの外側に除雪するものとする。

- 11) 受注者は、ターミナルビルおよびゲートラウンジの押出しが困難な場合、運搬除雪を行うものとする。

<運搬除雪>

- 12) 受注者は、ターミナルビルおよびエプロンの形状等からエプロン外側への押出しが困難な場合、また、スノーバンクが高くなり堆積すべき場所がない場合等について、ロータリ除雪車またはトラクタショベルとダンプトラックの組合せによる運搬除雪を行うものとする。

なお、受注者は、排雪を**設計図書**に定められた場所に運搬するものとする。

<雪堤除去>

- 13) 受注者は、滑走路、誘導路、エプロンの周辺の雪堤が大きくなった場合、雪堤とプロペラ、ジェットエンジン部および翼端部とのクリアランスを**1m**以上確保するため、湿地ブルドーザ等による切崩す作業を行うものとする。

<氷盤処理>

- 14) 受注者は、滑走路、誘導路の路面上が凍結し氷盤等が発生した場合、または、発生するおそれがある場合、氷盤等の除去および凍結防止のための作業を行うものとする。

なお、受注者は凍結防止剤の使用に際しては、舗装面の状況、あるいは気象条件等から監督職員の**指示**により、散布量を決定するものとする。

<道路除雪>

- 15) 受注者は、道路・駐車場、場周道路および保安道路について、積雪深さ**5 cm**以上の場合、除雪グレーダ、トラクタショベルおよびロータリ除雪車の組合せにより、除雪を行うものとする。

- 16) 受注者は、道路除雪によりスノーバンクが高くなるなどにより道路交通、除雪作業に支障が生じる等の場合、ロータリ除雪車またはトラクタショベルとダンプトラックの組合せにより除雪を行うものとする。

なお、受注者は、排雪を**設計図書**に定められた場所に運搬するものとする。

- 17) 受注者は、道路の路面が凍結し氷盤等の発生、または発生するおそれがある場合、グレーダ等による氷盤等の除去および凍結防止剤の散布を行うものとする。

なお、受注者は凍結防止剤として尿素等を用い、舗装面の状況、あるいは気象条件等から監督職員の**指示**により、散布量を決定するものとする。

- 18) 受注者は、歩道等の除雪を人力で行うものとする。なお、人力除雪の範囲は**設計図書**の定めによるものとする。

4-7-4 借上車両

- 1) 受注者は、常に借上車両の点検整備を行い、正常に機能するように努めなければならない。

4-7-5 待機補償

- 1) 待機補償とは、監督職員の指示により待機した除雪機械の運転要員、情報連絡員等に係わる費用で、除雪作業を行わなかった場合の待機不稼働、また、除雪機械が稼働した場合の待機稼働に対して受注者の損失分を補償するものであり、詳細については設計図書によるものとする。
- 2) 受注者は、待機中は、常時、現場代理人等と連絡がとれる状態にしておかなければならない。
- 3) 受注者は、監督職員から待機命令を受けた場合は、除雪機械の運転要員等を指示された場所で常に出動できる状態で待機させなければならない。

評価内容と評価基準

工事件名：高松空港土木施設維持修繕工事

評価項目	評価基準	配点	加算点
(1)維持工事の実施全般についての提案 ①緊急時(地震・台風等自然災害含む)への配慮 (2)実施方法についての提案 ①日々の工事内容に係る配慮	※評価項目①、②それぞれの1提案につき以下の評価を行う。 有効な提案：優(2点) 適切ではあるが有効とは認めがたい：可(0点)	2評価項目設定 1評価項目×有効1評価提案×2.0点×5提案=10点	20点
○上記評価項目に対して有効と思われる提案を簡潔かつ具体的(※留意点を参考)に記載してください。○抽象的表現の提案は、「工夫あり」とは認めない。○提案がない場合は、「技術提案なし」と記載すること。○提案する数は、評価項目毎に最大5提案までとし、6提案以上は評価しない。			
(3)企業の施工実績等について			
①過去15年間の同種工事の施工実績の有無 注1)	同種工事の施工実績あり 類似工事の施工実績あり	1.0点 0.0点	5点
②当局における過去2年間の工事成績評定点の平均点 注2)	80点以上	1.5点	
	80点未満75点以上	1.0点	
③過去2年間の優良工事表彰の有無 注2)	75点未満70点以上	0.5点	
	70点未満又は受注実績なし	0.0点	
	当局の表彰の実績有り	0.5点	
④過去2年間に於ける工事故及び不誠実な行為(大阪航空局長から受けた処分等)(最大事案で評価する)注4)	他局の表彰(又は当局の感謝状)の実績あり	0.3点	
	表彰の実績なし	0.0点	
	なし	0.0点	
	口頭注意	-2.0点	
⑤企業の品質管理体制/環境体制について	文書注意	-4.0点	
	指名停止	-4.0点	
	ISO9000S及びISO14000Sの取得あり	0.5点	
⑥地域内における本店の所在地の有無について	上記何れかの取得あり	0.3点	
	取得なし	0.0点	
⑦当該工事区域近隣地における過去2年間の防災訓練等参加の有無 注2)	徳島県、香川県、愛媛県、高知県内に本店・本社機能	1.0点	
	上記以外	0.0点	
⑧当該工事区域近隣地における過去2年間の防災訓練等参加の有無 注2)	参加実績あり	0.5点	
	実績なし	0.0点	
(4)配置予定技術者の能力について			
①主任(監理)技術者の保有する資格「A」と「B」は累積加算する。」	A)監理技術者	1.0点	5点
	B)軌道路保全センター又は(社)日本道路建設業協会発行の1級舗装施工管理技士資格	1.0点	
	上記以外の有資格者	0点	
②過去15年間の主任(監理)技術者の同種又は類似工事の施工経験の有無 注1)	同種工事を主任(監理)技術者又は現場代理人としての担当実績あり	2.0点	
	類似工事を主任(監理)技術者又は現場代理人としての担当実績あり	1.5点	
	同種工事を担当者としての実績あり	0.5点	
③主任(監理)技術者が担務した当局における過去2年間の工事成績評定点の平均点 注4)	類似工事を担当者としての実績あり	0.0点	
	80点以上	0.5点	
	80点未満75点以上	0.3点	
	75点未満70点以上	0.2点	
	70点未満65点以上又は担務実績なし	0.0点	
④過去2年間の優良工事技術者表彰の有無 注2)	平均値でなく1件でも65点未満有り	-0.5点	
	当局の表彰の実績有り	0.5点	
	他局の表彰(又は当局の感謝状)の実績あり	0.3点	
	表彰の実績なし	0.0点	
	最高加算点		30点

【補足事項】

1.ペナルティーについて

(1)工事成績評定点から減点をするペナルティ

①技術提案として事前に提出し加算対象として評価された提案にあつては同等以上の施工を行うものとする。提案内容が履行されない場合は、当該提案に応じた加算点をペナルティとし、工事成績評定点から減点する。ただし、当局の都合により履行が出来なくなった場合は、ペナルティの対象としない。

②配置予定技術者を特別な理由等(社会通念上許容される死亡、長期療養、退社等)で変更した場合の変更配置予定技術者の能力等が下回る場合は、当初加算点との差分をペナルティとし、工事成績評定点から減点する。(競争参加資格に付してある資格と経験を満足しない技術者は同等の変更配置予定技術者として認められない。)

2.虚偽の申告等の場合は、契約金額の減額又は契約違反としての措置をとる場合がある。

3.同種又は類似工事については下表とする。

同種工事	空港の制限区域内の「草刈工、清掃工、標識工、緊急補修工」の全ての工種を含む経常的維持工事の施工実績
類似工事	①空港の制限区域内の滑走路、誘導路又はエプロンの何れかの舗装工事の施工実績
企業としての競争参加資格条件 = ①又は②の何れか 技術者の経験実績=①、②の何れか	②空港の制限区域内の「草刈工、清掃工、標識工又は緊急補修工」の何れかの工種を含む経常的維持工事の施工実績

※上記でいう「空港」とは、国管理空港、会社管理空港、特定地方管理空港、地方管理空港又はその他共用空港の何れかをいう。

※上記でいう「経常的」とは、3ヶ月以上の工期を有する工事をいう。

注1)過去15年の施工実績とは平成8年4月1日以降に完成・引渡しが完了した工事とする。

注2)過去2年間とは、平成21年4月1日から平成23年3月31日とする。

注3)申請書及び資料の提出期間の最終日の前日から起算して2年以内の期間とする。

注4)過去4年間とは、平成19年4月1日から平成23年3月31日とする。

注5)(3)(4)で「口頭注意」以上の措置を受けている場合、「表彰の実績なし」と評価する。

施工体制確認審査(施工体制評価点)に係る評価内容と評価基準

評価項目	評価基準	配点	得点
①日々の工事内容に係る配慮	工事の品質管理に関する適切な体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/ 15
	工事の品質管理に関する体制が概ね確認出来、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15	/ 15
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

③主任(監理)技術者が担務した当局における過去2年間の工事成績評定点の平均点 注4)

④過去2年間の優良工事技術者表彰の有無 注2)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

平成〇〇年〇月〇〇日付けで公告のありました高松空港土木施設維持修繕工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 企業の施工実績を記載した書面
2. 配置予定技術者の資格等を記載した書面
3. 施工計画を記載した書面
4. 1, 2の契約書写し

企業の施工実績

件名：高松空港土木施設維持修繕工事

会社名：

工事名称等	工事名	注1)
	発注者	
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇空港内
	契約額	〇〇〇 円(消費税含む)
	工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
	受注形態等	単体 又は JV(〇社JV、出資比率)
工事概要	対象	対象物の名称・構造(対象がわかる発注図面等添付のこと)
	規模	対象物の規模・数量等(規模・数量がわかる発注図面等を添付のこと)
	工事内容	主要な工種・数量等
	工事種別	
同種・類似の別		同種又は類似 (同種又は類似であることがわかる資料を添付すること。)
CORINS登録の有無		有 又は 無 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇(許可番号-登録番号)
大阪航空局における過去2年間の成績評定点		件数〇〇件 平均〇〇点(小数点第一位を四捨五入) 平成21年4月1日から平成23年3月31日の間に完成引き渡しをした大阪航空局空港部発注の工事成績評定とし通知書をすべて添付のこと
過去2年間の優良工事表彰等の有無		有 ・ 無 平成21年4月1日から平成23年3月31日の間に受賞した表彰状(写)等 証明書を添付のこと(国土交通省所管工事に限る)
過去2年間における工事事故及び不誠実な行為 注2)		有 ・ 無 平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇月〇〇日の間に大阪航空局長から受けた処分等 (事案を説明できる資料を添付のこと)
品質管理体制/環境体制について		共に取得あり ・ 片方取得あり ・ 無し ISO9000Sと14000Sに関して本件の契約支店等の取得状況(事業所登録)がわかる資料を添付のこと
地域内における本店の所在地の有無について		有 ・ 無 徳島県、香川県、愛媛県、高知県内に本店・本社機能があるか
過去2年間の防災訓練等参加の有無		有 ・ 無 平成21年4月1日から平成23年3月31日の間に高松市、綾川町、坂出市、丸亀市、まんのう町、三木町、美馬市の何れかでの防災訓練に企業として参加又は高松空港長が主催する重大事案発生時訓練・情報伝達訓練等に参加したことが証明できるもの(日付のわかるレジメ・参加者名簿・写真・主催団体の証明等)を添付のこと

注1)平成13年4月1日以降に完成した国土交通省発注工事については、工事成績評定通知書の写しを添付すること。なお、補足資料の追加を求めることがある。

注2)申請書及び資料の提出期間の最終日の前日から起算して2年以内の期間とする。

配置予定技術者の資格・施工経験

件名：高松空港土木施設維持修繕工事

会社名：

氏名	フリガナ 〇〇〇〇	
生年月日		
競争参加資格条件の法令による資格	例：一級土木施工管理技士(取得年月日及び登録番号)	
建設業法上必要な資格 (上記は全て資格者証の写しを添付すること。)	例：監理技術者資格(取得年、登録番号及び登録会社) 監理技術者資格講習(取得年、修了証番号)	
その他本工事での有効な資格	例：(財)道路保全センター又は(社)日本道路建設業協会発行の1級舗装施工管理技士資格 (取得年、登録番号等)	
最終学歴	〇〇大学〇〇学部〇〇学科 〇年〇月卒業	
同種・類似の別	同種工事 ・ 類似工事	
工事名等	工事名	注1)
	発注者	
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇空港内
	工期	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
	契約額及び受注形態等	〇〇〇 円(消費税含む) 単体又は共同企業体名(共同企業体の場合出資比率を記入)
	従事役職	現場代理人・監理技術者・主任技術者・担当者等
	従事期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日
	CORINS登録の有無	有 又は 無 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇(許可番号-登録番号)
配置予定技術者が過去4年間に大阪航空局工事を担務した工事成績評定点	有(〇件、平均〇〇点) 又は 無 平成19年4月1日から平成23年3月31日の間とし、担務したことがわかるCORINS等の写し及びその工事成績評定点通知書の写しを添付すること。	
過去2年間の優良工事技術者表彰等の有無	有 ・ 無 平成21年4月1日から平成23年3月31日の間に優良工事表彰を受けた工事の担務者(現場代理人・主任技術者・監理技術者・担当技術者)であった。又は優良技術者表彰を受けた。表彰状(写)、現場担当のCORINS等 証明書を添付のこと(国土交通省所管工事に限る)	
申請時における従事状況	従事あり ・ 従事無し 従事中の場合は、従事中の工期末がわかるCORINS等の写しを添付のこと。	
雇用状況	雇用状況が分かる証明書を添付すること。	

注1)平成13年4月1日以降に完成した国土交通省発注工事については、工事成績評定通知書の写しを添付すること。

なお、補足資料の追加を求めることがある。
※複数名の申請の場合、本様式で人数分提出すること。また、その際の評価については最低評価点の者で評価する。

施 工 計 画 書

会社名: _____

施 工 計 画	
名 称	施工計画
課 題	空港制限区域内工事としての安全対策について
<p>空港制限区域内工事としての安全対策について記述して下さい。 (技術提案として求める空港機能確保のための現場での配慮は含まない。)</p> <p>※本項目については、競争参加資格で言う「施工計画が適正であること」の判断資料としますので、必ず提出すること。</p> <p>※記載無き場合は、参加資格の欠格となります。</p>	

注)本提案書は、説明図を含みA4版(横書きでも可)2枚までにまとめること。(文字サイズ10.5P以上)

技術提案書

会社名: _____

技術提案概要

評価項目

緊急時(地震・台風等自然災害含む)への配慮

- 上記評価項目に対して有効と思われる提案を簡潔かつ具体的(※留意点を参考)に記載してください。
- 抽象的表現の提案は、「工夫あり」とは認めない。
- 提案がない場合は、「技術提案なし」と記載すること。

※本様式については申請書類と同じ電子データ(Microsoft Word又はExcel)を下記担当者へメールして下さい。

担当者:

メール:

◎本維持工事の実施にあたっては、工期内全工種にわたり、空港の円滑な運営及び航空機運航の安全性を確保する必要があり、緊急時には短時間で施設を復旧しなければならないため、緊急時に備えた日頃より配慮できる提案をして下さい。

※記載にあたっての留意点(ポイント)

- ①仕様書・要領等(関係法令・法規)に記載された内容をそのまま提案しても「工夫あり」とはみなさない。
- ②仕様書・要領等を参考とする場合は、その項目を達成するための提案を具体的に記載すること。
- ③提案の記述は、「極力」「徹底する」「適切に」「適宜」「状況により」「入念に」「出来る限り」「必要に応じて」等々の抽象的表現で終わることなく、5W1H(誰が、何を、いつ、どこで、どんな目的で、どのように)の表現で具体的に記述すること。
- ④提案数は、テーマ毎に最大5提案までとし、以下要領で記述すること。
(提案数6以上の提案をした場合、それ以降の提案は審査対象外とする。)
提案1:・・・5W1H(誰が、何を、いつ、どこで、どんな目的で、どのように)の表現で記述する。
(目的が1つでも、対応策(手段)が異なる場合は、1提案毎に記載すること。
また、補足があれば、補足説明を【 】書きで記述する。)
提案2:・・・

提案5:・・・
- ⑤提案内容は、履行確認が可能な提案とすること。
- ⑥提案内容は、仕様内容を変更することなく、現場での「ちょっとした工夫」で課題の品質を向上できる提案とすること。

注)本提案書は、テーマ毎に説明図や表を含めA4版(横書き可)2枚以内とする。(文字サイズ10.5P以上)

技術提案書

会社名: _____

技術提案概要	
評価項目	日々の工事内容に係る配慮
<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記評価項目に対して有効と思われる提案を簡潔かつ具体的(※留意点を参考)に記載してください。 ○ 抽象的表現の提案は、「工夫あり」とは認めない。 ○ 提案がない場合は、「技術提案なし」と記載すること。 	
※本様式については申請書類と同じ電子データ(Microsoft Word又はExcel)を下記担当者へメールして下さい。 担当者: メール:	
<p>◎本維持工事は、空港の円滑な運営及び航空機運航の安全性を確保するため、日々の作業区域内で安全かつ丁寧に施工することはもとより、決められた時間内に作業が終了し、航空機運航が確実に開始できうる、日々の工事内容の実施方法に係る配慮事項を提案して下さい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※記載にあたっての留意点 (ポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①仕様書・要領等(関係法令・法規)に記載された内容をそのまま提案しても「工夫あり」とはみなさない。 ②仕様書・要領等を参考とする場合は、その項目を達成するための提案を具体的に記載すること。 ③提案の記述は、「極力」「徹底する」「適切に」「適宜」「状況により」「入念に」「出来る限り」「必要に応じて」等々の抽象的表現で終わることなく、5W1H(誰が、何を、いつ、どこで、どんな目的で、どのように)の表現で具体的に記述すること。 ④提案数は、テーマ毎に最大5提案までとし、以下要領で記述すること。 (提案数6以上の提案をした場合、それ以降の提案は審査対象外とする。) 提案1:・・・5W1H(誰が、何を、いつ、どこで、どんな目的で、どのように)の表現で記述する。 (目的が1つでも、対応策(手段)が異なる場合は、1提案毎に記載すること。 また、補足があれば、補足説明を【 】書きで記述する。) 提案2:・・・ 提案5:・・・ ⑤提案内容は、履行確認が可能な提案とすること。 ⑥提案内容は、仕様内容を変更することなく、現場での「ちょっとした工夫」で課題の品質を向上できる提案とすること。 </div>	

注)本提案書は、テーマ毎に説明図や表を含めA4版(横書き可)2枚以内とする。(文字サイズ10.5P以上)

従来の実施状況に関する情報の開示

(単位:千円)

1. 従来の実施に要した経費		20年度	21年度	22年度									
人件費	常勤職員	-	-	-									
	非常勤職員	-	-	-									
物件費		-	-	-									
請負費等	請負費定額分	67,935	68,525	69,825									
	成果報酬等	-	-	-									
	旅費その他	-	-	-									
計(a)		67,935	68,525	69,825									
参考値(b)	減価償却費	-	-	-									
	退職給付費用	-	-	-									
	間接部門費	-	-	-									
(a) + (b)		67,935	68,525	69,825									
(注記事項)													
※本実施要項に記載の維持工事については、すべて民間事業者へ委託していることから、請負費等以外に経費は発生しない。													
※平成20年度と比較して、平成22年度の請負費が増えている要因は、滑走路等標識書換工の追加によるものである。													
2. 従来の実施に要した人員(請負費における人員)		20年度	21年度	22年度									
巡回点検		25	16	14									
草刈工		1,411	1,440	1,118									
清掃工		329	329	313									
標識工		36	36	61									
植栽維持工		168	168	187									
緊急補修工		56	56	7									
(月単位の人員配置状況) ※端数処理の関係で合計が一致しない													
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
平成22年度		31	213	213	218	274	213	213	186	31	27	53	27
平成21年度		37	271	238	277	274	271	271	238	37	32	66	32
平成20年度		37	266	230	274	266	266	266	230	37	29	64	29
(業務の繁閑の状況とその対応)													
特になし													
(注記事項)													
特になし													
3. 従来の実施に要した施設及び設備													
受注者に使用させた国有財産													
(用地関係)													
① 現場事務所・作業員詰所・資材倉庫の用地		270 m ²											
(備品関係)													
① 航空用無線機		2台(携帯式、車載式)											
(支給品関係)													
① 路面清掃車用ブラシ(掃寄ブラシ)		6セット											
② 路面清掃車用ブラシ(吸込ブラシ)		1セット											
③ 作業用水		25 m ³ /月											
(車両関係)													
① 路面清掃車(HA-60)		1台											
受注者が用意した車両等													

(設備関係)

①現場事務所(3K×5K)	1棟
②作業員休憩所(2K×3K)	2棟
③仮設倉庫	2棟
④トイレ	1基
⑤仮設シャワー室	1基

(車両関係等)

巡回点検	
照明車(4灯式)	1台
保安車両	1台
草刈工	
トラクター	4台
草刈装置	2台
集草装置	1台
梱包装置	1台
小型草刈機	3台
肩掛式草刈機	7台
ダンプトラック(2t)	2台
ダンプトラック(3t)	1台
ブロー	3台
軽四トラック	1台
8輪キャリアダンプ	1台
照明車(6灯式)	1台
無線式クレーンスケール	1台
クレーン仕様バックホウ(0.1m3級)	1台
4tコンテナ	2基
保安車両	1台
舗装面清掃工	
保安車両	1台
ゴム除去工	
清掃車	1台
バキューム車	1台
散水車(4t)	1台
保安車両	1台
排水溝清掃工	
クレーン仕様バックホウ(0.1m3級)	1台
ダンプトラック(3t)	1台
軽四トラック	1台
発電機(100V)	1台
水中ポンプ	1台
肩掛式草刈機	2台
酸素濃度測定器	1台
保安車両	1台
標識工	
ハンドマーカ	2台
トラック(3t)	2台
保安車両	1台
植栽維持工	
植木バリカン	2台
ダンプトラック(2t)	1台
人員搬送車両	1台
エンジンポンプ	1台
エンジン噴霧機	1台
散水車(4t)	1台
保安車両	1台

緊急補修工	
発電機	1 台
電動ピック	1 台
溶解釜	1 台
ダブルキャブ(2t積)	1 台
ダンプトラック(2t)	1 台
ダンプトラック(4t)	1 台
軽四トラック	1 台
振動ローラ(0.8～1.1t)	1 台
タンパ(60～80kg)	1 台
振動コンパクト(40～60kg)	1 台
クレーン仕様バックホウ(0.1m3級)	1 台
照明車(4灯式)	1 台
保安車両	1 台

(注記事項)

工事を実施するため、「受注者に使用させた国有財産」については無償で貸与する。
 工事を実施するため、「受注者に使用させた国有財産」以外のものについては、すべて受注者が用意する。

4. 従来の実施における目的の達成

	20年度		21年度		22年度	
	目標	達成	目標	達成	目標	達成
土木施設等の維持工事に起因する不具合の復旧未実施件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件
土木施設等の維持工事に起因する航空機の破損又は損傷による航空機の運航への影響件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件

(注記事項)

特になし

5. 従来の実施方法等

(組織図)

○ 別添2 「国土交通省大阪航空局高松空港事務所組織図」

(業務実施方法)

○ 別添3 「受注者の組織図」

○ 別添4 「従来の実施方法フロー」

(維持工事対象施設数)

○ 別添5 従来仕様書「平成22年度高松空港土木施設維持修繕工事」

6. その他閲覧可能資料

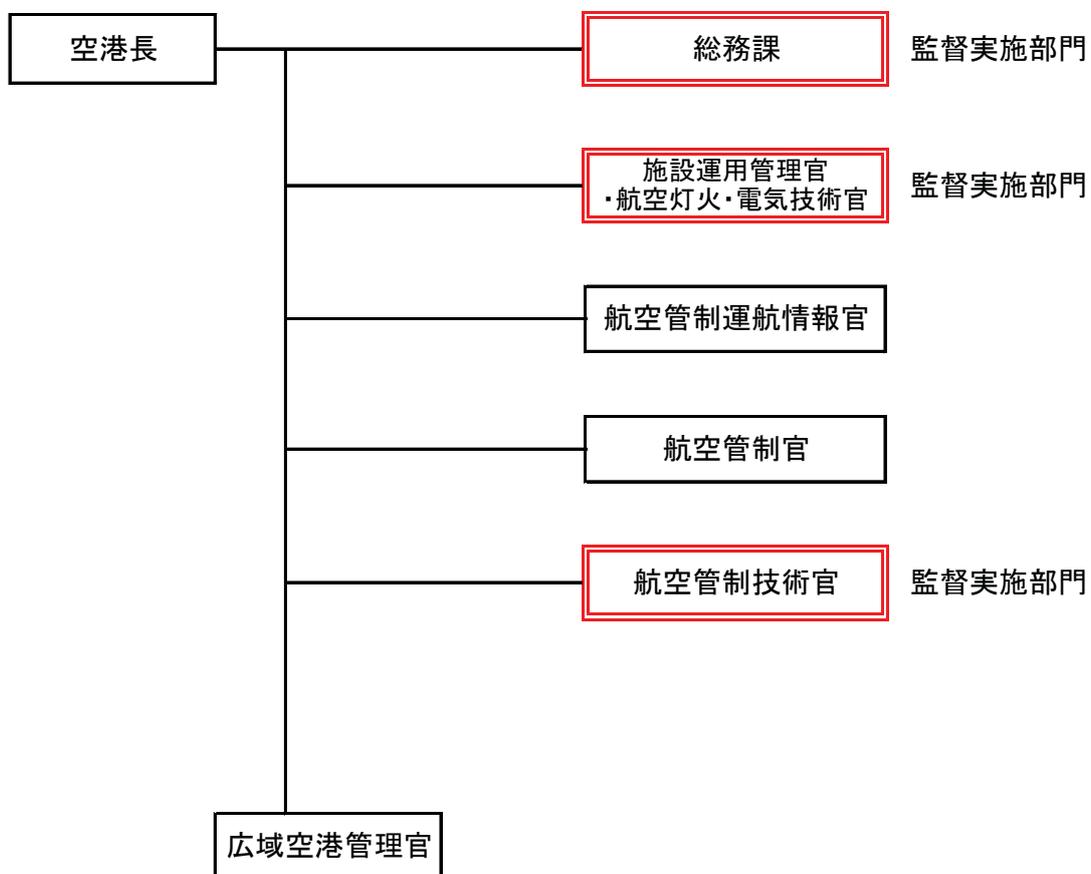
1. 航空法
2. 航空法施行規則
3. 航空保安業務処理規程(第10制限区域内実施規程, 第11除雪作業実施規程)
4. 高松空港土木施設維持工事施工計画書

※「1. 従来の実施に要した経費」は、各年度における契約額である。

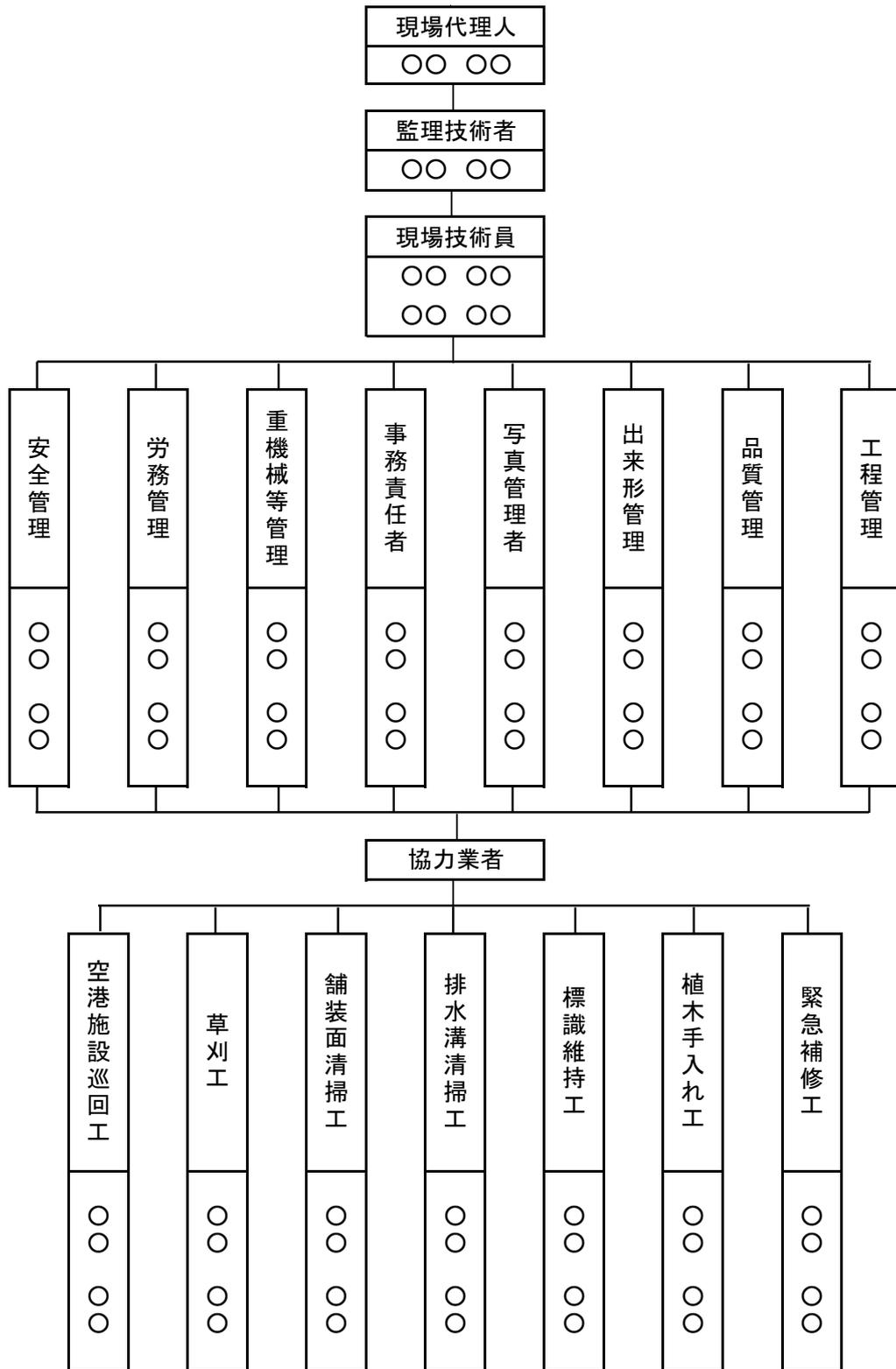
※「2. 従来の実施に要した人員」は、各年度における契約数量に基づき、推計したものである。

※「3. 従来の実施に要した設備及び設備」は、平成22年度実績である。

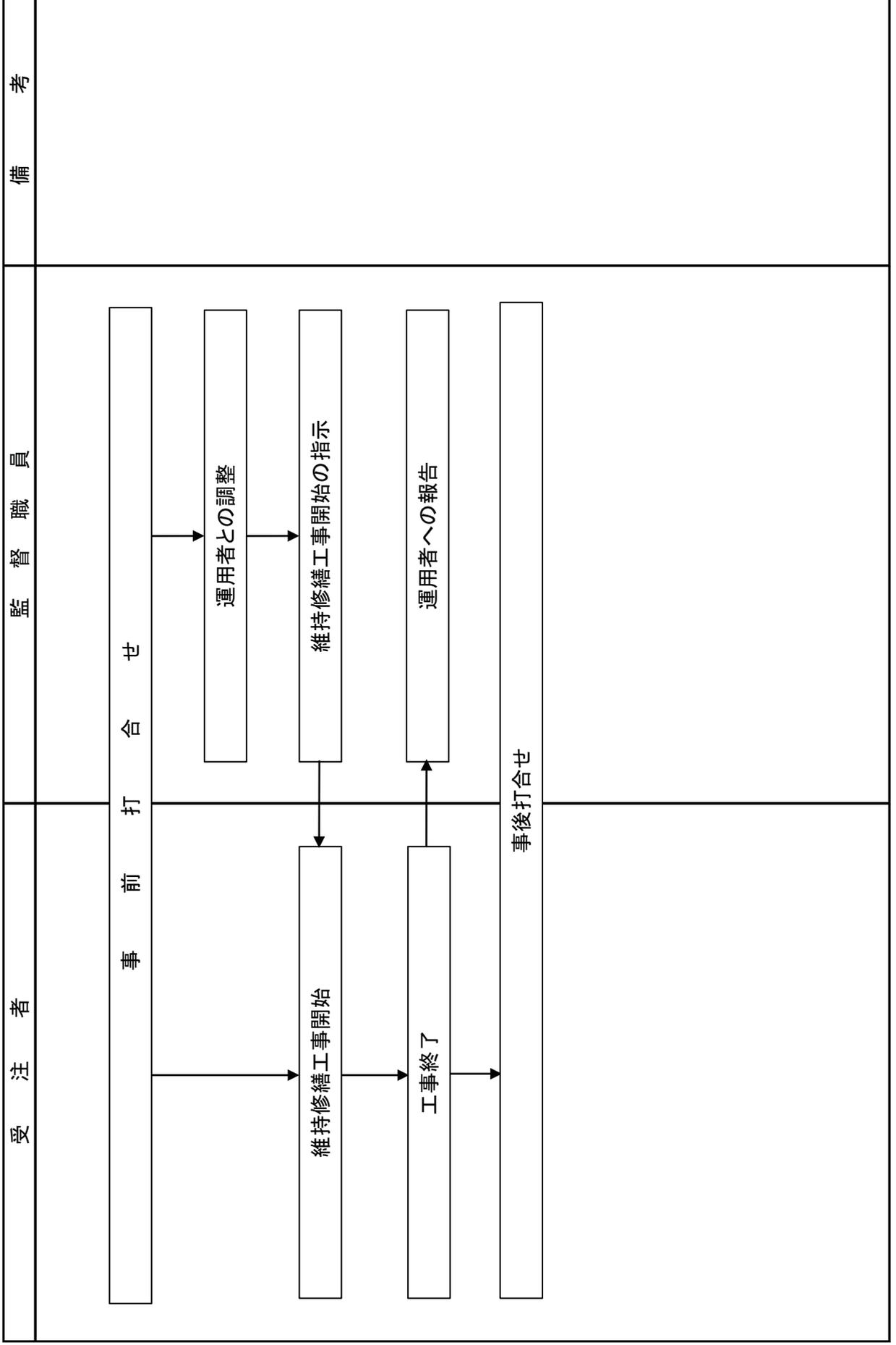
国土交通省大阪航空局高松空港事務所組織図



受注者の組織図



従来の実施状況フロー



平成 2 2 年度

高松空港土木施設等維持修繕工事（変更 3 回）

特 記 仕 様 書

平成 2 3 年 3 月

国土交通省 大阪航空局

工事数量総括表

工 事 名	高松空港土木施設等維持修繕工事（変更3回）			事 業 区 分		空 港 維 持 修 繕
				工 事 区 分		空 港 維 持 工 事
工事区分・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘 要
空港維持（土木施設）						
巡回点検		式	1	1		
空港施設巡回工		式	1	1		
制限区域内巡回点検	滑走路, 誘導路, エプロン (夜間)	回	3	3	0	430,500 m ² × 3 回/年
制限区域内緊急点検	滑走路, 誘導路, エプロン (昼間)	回	1	1	0	
草刈工		式	1	1		
草刈工		式	1	1		
大型機械刈	制限区域内 (昼間)	m ²	756,200	756,200	0	376,100 m ² × 1 回/年 380,100 m ² × 1 回/年
	制限区域内 (夜間)	m ²	627,600	627,600	0	313,800 m ² × 2 回/年
	ターミナル地区 (昼間)	m ²	4,200	4,200	0	2,100 m ² × 2 回/年 0 m ² × 1 回/年
小型機械刈	制限区域内 (昼間)	m ²	16,000	16,000	0	7,300 m ² × 1 回/年 8,700 m ² × 1 回/年
	制限区域内 (夜間)	m ²	400	400	0	200 m ² × 2 回/年
	ターミナル地区 (昼間)	m ²	7,500	7,500	0	2,500 m ² × 3 回/年
肩掛式機械刈	制限区域内平面部 (昼間)	m ²	34,530	34,530	0	17,010 m ² × 1 回/年 17,520 m ² × 1 回/年
	制限区域内平面部 (夜間)	m ²	1,860	1,860	0	930 m ² × 2 回/年
	制限区域内法面部 (昼間)	m ²	4,560	4,560	0	2,280 m ² × 2 回/年
	管理用地平面部 (昼間)	m ²	7,410	7,410	0	7,410 m ² × 1 回/年
	管理用地法面部 (昼間)	m ²	84,790	84,790	0	84,790 m ² × 1 回/年
	ターミナル地区平面部 (昼間)	m ²	22,220	22,220	0	7,450 m ² × 2 回/年 7,320 m ² × 1 回/年
	ターミナル地区法面部 (昼間)	m ²	7,350	7,350	0	2,450 m ² × 3 回/年
刈草運搬処分		式	1	1	1	126t
清掃工		式	1	1		
舗装面清掃工		式	1	1		
基本施設面清掃(機械)	滑走路(夜間)	m ²	1,228,200	1,228,200	0	204,700 m ² × 6 回/年
	誘導路(夜間)	m ²	888,000	888,000	0	148,000 m ² × 6 回/年
	エプロン(昼間)	m ²	540,000	540,000	0	90,000 m ² × 6 回/年
路面清掃(機械)	道路(昼間)	m	42,960	42,960	0	3,580 m × 12 回/年
ターミナル地区清掃	人力(昼間)	回	52	52	0	1 回/週
排水溝清掃工		式	1	1		
側溝清掃(人力)	幅 1m未満 (昼間)	m	13,210	13,210	0	13,210 m × 1 回/年
側溝清掃(人力)	幅 1m以上 3m未満 (昼間)	m	180	180	0	180 m × 1 回/年
皿形排水溝清掃	(昼間)	m	3,750	3,750	0	3,750 m × 1 回/年

工事数量総括表

工 事 名	高松空港土木施設等維持修繕工事（変更3回）			事 業 区 分		空 港 維 持 修 繕	
				工 事 区 分		空 港 維 持 工 事	
工事区分・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘 要	
有蓋排水溝清掃	(昼間)	m	2,680	2,680	0	2,680 m × 1回/年	
	(夜間)	m	300	300	0	300 m × 1回/年	
樹清掃	700mm未満 (昼間)	箇所	209	209	0	209 箇所 × 1回/年	
	700mm未満 (夜間)	箇所	1	1	0	1 箇所 × 1回/年	
	700mm以上 (昼間)	箇所	55	55	0	55 箇所 × 1回/年	
	700mm以上 (夜間)	箇所	1	1	0	1 箇所 × 1回/年	
標識維持工		式	1	1			
飛行場標識維持工		式	1	1			
マーキング	滑走路中心線 常温式・白色(夜間)	m ²	2,168	2,168	0	1,084 m ² × 2回/年	
	滑走路末端・接地帯・接地点・中央・縁 常温式・白色(夜間)	m ²	6,484	6,484	0	6,484 m ² × 1回/年	
	滑走路指示 常温式・白色(夜間)	m ²	278	278	0	278 m ² × 1回/年	
	誘導路中心線 常温式・黄色(夜間)	m ²	675	675	0	675 m ² × 1回/年	
	誘導路停止位置 常温式・黄色(夜間)	m ²	146	146	0	146 m ² × 1回/年	
	エプロン導入線 常温式・黄色(夜間)	m ²	403	403	0	403 m ² × 1回/年	
	プッシュバックガイドライン 常温式・黄色(夜間)	m ²	42	42	0	42 m ² × 1回/年	
	小型機用導入線 常温式・黄色(夜間)	m ²	76	76	0	76 m ² × 1回/年	
	停止バー(大型) 常温式・黄色(夜間)	m ²	15	15	0	15 m ² × 1回/年	
	エプロンスポット番号 常温式・黄色(夜間)	m ²	22	22	0	22 m ² × 1回/年	
	植栽維持工		式	1	1		
	植木手入れ工		式	1	1		
	樹木剪定	高木・夏期(昼間) 幹周60cm未満(歩道)	本	26	26	0	26 本 × 1回/年
		高木・夏期(昼間) 幹周60cm未満(環境緑地帯)	本	10	10	0	10 本 × 1回/年
		高木・冬期(昼間) 幹周60cm未満(歩道)	本	19	19	0	19 本 × 1回/年
高木・冬期(昼間) 幹周60cm未満(環境緑地帯)		本	10	10	0	10 本 × 1回/年	
中低木・球形(昼間) 樹高200~300cm未満(歩道)		本	93	93	0	93 本 × 1回/年	
中低木・円筒形(昼間) 樹高100~200cm未満(歩道)		本	40	40	0	40 本 × 1回/年	
中低木・円筒形(昼間) 樹高200~300cm未満(歩道)		本	43	43	0	43 本 × 1回/年	
中低木・円筒形(昼間) 樹高200~300cm未満(環境緑地帯)		本	45	45	0	45 本 × 1回/年	
寄植剪定		低木(昼間) 樹高60cm未満(歩道)	m ²	76	76	0	76 m ² × 1回/年
		中木(昼間) 樹高60cm以上300cm未満(歩道)	m ²	3,769	3,769	0	3,769 m ² × 1回/年
雑草抜き取り	植込み(歩道)	m ²	1,176	1,176	0	588 m ² × 2回/年	
樹木施肥	高木(昼間) 幹周60cm未満(歩道)	本	24	24	0	24 本 × 1回/年	
	高木(昼間) 幹周60cm未満(環境緑地帯)	本	10	10	0	10 本 × 1回/年	

工事数量総括表

工 事 名	高松空港土木施設等維持修繕工事（変更3回）			事 業 区 分		空 港 維 持 修 繕
				工 事 区 分		空 港 維 持 工 事
工事区分・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘 要
	中低木（屋間） 樹高200cm未満（歩道）	本	40	40	0	40本 × 1回/年
	中低木（屋間） 樹高200～300cm未満（歩道）	本	113	113	0	113本 × 1回/年
	中低木（屋間） 樹高200～300cm未満（環境緑地帯）	本	36	36	0	36本 × 1回/年
寄植施肥	中低木（屋間） （歩道）	m ³	1,518	1,518	0	1,518 m ³ × 1回/年
灌水	トラック使用（屋間） （歩道）	m ³	3,126	3,126	0	1,563 m ³ × 2回/年
樹木薬剤散布	高木（屋間） 幹周60cm未満（歩道）	本	52	52	0	26本 × 2回/年
	高木（屋間） 幹周60cm未満（環境緑地帯）	本	20	20	0	10本 × 2回/年
	中低木（屋間） 樹高100～200cm未満（歩道）	本	80	80	0	40本 × 2回/年
	中低木（屋間） 樹高200～300cm未満（歩道）	本	226	226	0	113本 × 2回/年
	中低木（屋間）DMTP剤 樹高200～300cm未満（歩道）	本	24	24	0	12本 × 2回/年
	中低木（屋間）DMTP剤 樹高200～300cm未満（環境緑地帯）	本	74	74	0	37本 × 2回/年
寄植薬剤散布	低木（屋間） （歩道）	m ²	152	152	0	76 m ² × 2回/年
	中木（屋間） （歩道）	m ²	7,538	7,538	0	3,769 m ² × 2回/年
	中木（屋間）DMTP剤 （歩道）	m ²	700	700	0	350 m ² × 2回/年
発生材運搬処理		式	1	1	0	3t
緊急補修工		式	1	1	1	
舗装補修工		式	1	1	1	
アスファルト舗装補修		式	1	1	1	
コンクリート舗装補修		式	1	1	1	
クラック補修		式	1	1	1	
殻運搬処分		式	1	1	1	
施設補修工		式	1	1	1	
応急処置		式	1	1	1	
滑走路標識書換等工		式	1	1		
マーキング工		式	1	1		
標識消去	滑走路 薄層散布工法（機械施工）（夜間）	m ²	2,280	2,280	0	
薄層散布材料		式	1	1		
標識消去	誘導路 黒色 幅15cm 実線（夜間）	m ²	2	2	0	
マーキング（新設）	滑走路 白色 幅30cm以上 実線（夜間）	m ²	2,766	2,766	0	
マーキング（重ね塗り）	滑走路 白色 幅30cm以上 接地帯・目標点（夜間）	m ²	930	930	0	
マーキング（新設）	誘導路 黄色 幅15cm 破線（夜間）	m ²	31	31	0	
	誘導路 白色 幅15cm 文字（夜間）	m ²	37	37	0	
	誘導路 赤色 幅30cm 実線（夜間）	m ²	117	117	0	

工事数量総括表

工事名	高松空港土木施設等維持修繕工事（変更3回）			事業区分		空港維持修繕
				工事区分		空港維持工事
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
	誘導路 黒色 幅15cm 実線（夜間）	m ²	35	35	0	
空港維持（航空保安施設等）		式	1	1		
草刈工（航空保安施設等）		式	1	1		
草刈工（航空灯火施設）		式	1	1		
肩掛式機械刈	制限区域内平面部（昼間）	m ²	120	120	0	60 m ² × 2回/年
	制限区域内平面部（夜間）	m ²	440	440	0	220 m ² × 2回/年
	進入灯用地平面部（昼間）	m ²	1,860	1,860	0	310 m ² × 1回/年 1,550 m ² × 1回/年
	高山航空障害灯平面部（昼間）	m ²	20	20	0	0 m ² × 1回/年 20 m ² × 1回/年
	ターミナル飛行場灯台平面部（昼間）	m ²	40	40	0	20 m ² × 2回/年
刈草運搬処分		式	1	1		4t
草刈工（航空無線施設）		式	1	1		
大型機械刈	香川V/D（昼間）	m ²	7,300	7,300	0	3,500 m ² × 1回/年 3,800 m ² × 1回/年
小型機械刈	ASR/TX（昼間）	m ²	2,400	2,400	0	1,200 m ² × 2回/年
肩掛式機械刈	ASR/TX（平面）（昼間）	m ²	300	300	0	150 m ² × 2回/年
	RX（平面）（昼間）	m ²	520	520	0	260 m ² × 2回/年
	香川V/D（平面）（昼間）	m ²	3,640	3,640	0	1,820 m ² × 2回/年
刈草運搬処分		式	1	1		5t
草刈工（庁舎）						
肩掛式機械刈	（昼間）	m ²	1,240	1,240	0	620 m ² × 2回/年
刈草運搬処分		式	1	1		1t
清掃工（航空保安施設等）		式	1	1		
排水溝清掃工（航空灯火施設）		式	1	1		
側溝清掃（人力）	幅1m未満（昼間）	m	1,290	1,290	0	1,290 m × 1回/年
有蓋排水溝清掃	（昼間）	m	6	6	0	6 m × 1回/年
柵清掃	700mm未満（昼間）	箇所	18	18	0	18箇所 × 1回/年
排水溝清掃工（航空無線施設）		式	1	1		
側溝清掃（人力）	幅1m未満（昼間）	m	110	110	0	110 m × 1回/年
植栽維持工（航空保安施設等）		式	1	1		
植木手入れ工（庁舎）		式	1	1		
樹木剪定	高木・夏期（昼間） 幹周60cm未満（環境緑地帯）	本	2	2	0	2本 × 1回/年
寄植剪定	低木（昼間） 樹高60cm未満（歩道）	m ²	299	299	0	299 m ² × 1回/年
	中木（昼間） 樹高60cm以上300cm未満（環境緑地帯）	m ²	252	252	0	252 m ² × 1回/年

工事数量総括表

工 事 名	高松空港土木施設等維持修繕工事（変更3回）			事 業 区 分		空 港 維 持 修 繕
				工 事 区 分		空 港 維 持 工 事
工事区分・工種・種別・細別	規 格	単 位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘 要
雑草抜き取り	植込み（歩道）	m ²	486	486	0	243 m ² × 2 回/年
	植込み（環境）	m ²	208	208	0	104 m ² × 2 回/年
樹木施肥	高木（屋間） 幹周60cm未満（環境緑地帯）	本	2	2	0	2 本 × 1 回/年
寄植施肥	中低木（屋間） （歩道）	m ²	299	299	0	299 m ² × 1 回/年
	中低木（屋間） （環境緑地帯）	m ²	18	18	0	18 m ² × 1 回/年
灌水	トラック使用（屋間） （歩道）	m ²	1,196	1,196	0	299 m ² × 4 回/年
	トラック使用（屋間） （環境緑地帯）	m ²	218	218	0	109 m ² × 2 回/年
樹木薬剤散布	高木（屋間） 幹周60cm未満（環境緑地帯）	本	4	4	0	2 本 × 2 回/年
寄植薬剤散布	低木（屋間） （歩道）	m ²	598	598	0	299 m ² × 2 回/年
	中木（屋間） （環境緑地帯）	m ²	504	504	0	252 m ² × 2 回/年
発生材運搬処理		式	1	1		0.5t
共通仮設		式	1	1		
共通仮設費		式	1	1		
安全費		式	1	1		
夜間照明費		式	1	1	1	
技術管理費		式	1	1		
施工調査費	間接工事費等諸経費動向調査	式	1	1		
共通仮設費（率計上）		式	1	1		
共通仮設費（率計上）		式	1	1		
純工事費		式	1	1		
現場管理費		式	1	1		
工事原価		式	1	1		
一般管理費等		式	1	1		
工事価格		式	1	1		
消費税相当額		式	1	1		

見積参考資料

工事名	高松空港土木施設等維持修繕工事 (変更3回)			事業区分		空港維持修繕
				工事区分		空港維持工事
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
空港維持						
緊急補修工		式	1	1		
舗装補修工		式	1	1		
アスファルト舗装補修	(夜間)	式	1	1		
	アスファルト合材(密粒アスコン 13mm)	t	0	1	1	
	アスファルト乳剤(PK4)	L	0	1	1	
	ダンプトラック(2t)	h	0	2	2	2/21
	トラック(2t)	h	0	2	2	2/21
	タンパ(60~80kg)	日	0	1	1	2/21
	世話役(夜間割増1h)	人	0	0.5	0.5	2/21
	特殊作業員(夜間割増1h)	人	0	0.5	0.5	2/21
	普通作業員(夜間割増1h)	人	0	1	1	2/21
	一般運転手(夜間割増1h)	人	0	1	1	2/21
クラック補修	クラック注入材(クラックシールN)	kg	500	500	0	
	ダンプトラック 2 t	h	58	58	0	4/28, 5/28, 6/11, 7/9, 7/15, 7/20, 8/20, 12/24
	ダンプトラック 1.5 t	h	63	63	0	4/28, 5/28, 6/11, 7/9, 7/15, 7/20, 7/30, 8/20, 12/24
	世話役(夜間割増5.0h)	人	9	9	0	4/28, 5/28, 6/11, 7/9, 7/15, 7/20, 7/30, 8/20, 12/24
	特殊作業員(夜間割増5.5h)	人	31	31	0	4/28, 5/28, 6/11, 7/9, 7/15, 7/20, 7/30, 8/20, 12/24
	普通作業員(夜間割増5.5h)	人	17	17	0	4/28, 5/28, 6/11, 7/9, 7/15, 7/20, 7/30, 8/20, 12/24
クラック補修	クラック注入材(クラックシールN)	kg	0	50	50	3/14
	ダンプトラック 2 t	h	0	4	4	3/14
	世話役(夜間割増2.5h)	人	0	0.5	0.5	3/14
	特殊作業員(夜間割増2.5h)	人	0	1.5	1.5	3/14
	普通作業員(夜間割増2.5h)	人	0	0.5	0.5	3/14
施設補修工		式	1	1		
応急処置	(昼間)	式	1	1		
	ダンプトラック 2 t	h	7	7	0	10/15
	トラック1.5 t	h	1	1	0	9/27
	世話役	人	1.5	1.5	0	9/27, 10/15
	普通作業員	人	3.5	3.5	0	9/27, 10/15

見積参考資料

工 事 名	高松空港土木施設等維持修繕工事 (変更3回)			事 業 区 分		空 港 維 持 修 繕
				工 事 区 分		空 港 維 持 工 事
工事区分・工種・種別・細別	規 格	単 位	数 量 (前 回)	数 量 (今 回)	数 量 増 減	摘 要
応急処置	(夜間)	式	1	1		
	ロードスリーパ(貸与車両)	h	0	5	5.0	2/21
	一般運転手(夜間割増4.5h)	人	0	1	1	2/21
滑走路標識書換等工		式	1	1		
マーキング工		式	1	1		
薄層散布材料		kg	7010	7010	0	

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
大阪航空局長 殿

入札参加事業者 住 所 (郵便番号)
電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名 ㊟

入 札 参 加 事 業 者 等 確 認 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで公告のありました高松空港土木施設維持修繕工事について、入札説明書を熟読した上で下記のとおり誓約します。

記

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第15条において準用する第10条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を下請先としないことを誓約します。

また、暴力団排除に関する欠格事由（法第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号）について大阪航空局が別に定める手続により行う警察庁への意見聴取に協力することを誓約します。

なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者とされることに異存ありません。また、大阪航空局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、入札に関する条件に違反するものとして入札無効をされることに異存ありません。

(留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面とともに第8面の一覧表に示す書類の提出をお願いします。

1 入札参加事業者

個人・法人の別	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 法人
---------	-----------------------------	-----------------------------

ア 入札参加事業者が個人の場合

フリガナ	生年月日 (性別)	本籍
氏名		住所
フリガナ		事業活動の内容
商号又は屋号		
	()	

イ 入札参加事業者が法人の場合

フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者の氏名
事業活動の内容	

(記載上の注意)

- 「個人・法人の別」は、該当するものに○印を付けて下さい。
- 「商号又は屋号」は、商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち1個を記載して下さい。

2 法定代理人

フリガナ	生年月日 (性別)	本籍
氏名		住所
	()	
	()	

(記載上の注意)

- 「法定代理人」は、
 - 入札参加事業者（法人の場合は、当該法人の役員）
 - 入札参加事業者の親会社等（法人の場合は、当該法人の役員）
 が、法第10条第6号に規定する「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」である場合に、当該未成年者の法定代理人を記載して下さい。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付して下さい。

3 役員等

フリガナ	生年月日(性別)	本籍
氏名	役職名又は名称	住所
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	

(記載上の注意)

- 1 入札参加事業者が法人の場合に記載して下さい。
- 2 「役員等」とは、役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者）及び相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいい、その全てを記載して下さい。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付して下さい。

5 親会社等

ア 施行令第3条第1項第1号に該当する場合

○ 個人の場合

フリガナ	生年月日(性別)	本籍		
氏名		住所		
		議決権の総数	所有する議決権の数	割合
	()			

○ 法人の場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地		
商号又は名称	代表者氏名	議決権の総数	所有する議決権の数	割合

イ 施行令第3条第1項第2号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その役員に占める自己の役員等の割合

ウ 施行令第3条第1項第3号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その代表権を有する役員の地位を占める自己の役員等の氏名

(記載上の注意)

- 1 「親会社等」には、入札参加事業者と次の関係(特定支配関係)にある者(施行令第3条第1項第1号から第3号まで)を記載して下さい。
 - ① その株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)又は総出資者の議決権の過半数を有していること。(第1号)
 - ② その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。)に占める自己の役員又は職員(過去2年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。)の割合が2分の1を超えていること。(第2号)
 - ③ その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。(第3号)
- 2 親会社等に該当するものがある場合は、その該当する欄に記載して下さい。
- 3 その役員に占める自己の役員等の割合は、「入札参加事業者における自己の役員等の数/入札参加事業者の役員の数×100」とします。

7 提出書類

この書面のほか、下表に示す提出書類のうち、該当するものを提出して下さい。なお、提出する書類については、チェック欄に○印を付けて下さい。

提出書類一覧表		チェック
1 住民票の写し（外国人の場合は外国人登録原票の写し）※₁【落札者決定後】		
① 落札事業者（個人）		
② 落札事業者（個人）の法定代理人※ ₂		
③ 落札事業者（法人）の役員		
④ 落札事業者（法人）の役員の法定代理人		
⑤ 落札事業者（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者※ ₃		
⑥ 落札事業者（法人）の親会社等※ ₄ （個人）		
⑦ 落札事業者（法人）の親会社等（個人）の法定代理人		
⑧ 落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
⑨ 落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員の法定代理人		
⑩ 落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者		
2 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※₅		
⑪ 入札参加事業者（法人）		
⑫ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）		
3 戸籍抄本※₆		
⑬ 入札参加事業者（個人）		
⑭ 入札参加事業者（法人）の役員		
⑮ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）		
⑯ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
4 未成年者登記簿の謄本※₇		
⑰ 入札参加事業者（個人）		
⑱ 入札参加事業者（法人）の役員		
⑲ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）		
⑳ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		

※1 住民票の写しは、本籍地の記載のあるものとし、外国人登録原票の写しは、その者が外国人で外国人登録をしている場合に提出して下さい。また、いずれも発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。ただし、「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよいことに留意して下さい。

※2 法定代理人とは、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいいます。

※3 役員と同等以上の支配力を有する者とは、正規の役員ではないが、相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいいます。

※4 親会社等とは、入札参加事業者と施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者とします。

※5 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。

※6 戸籍抄本は、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合及びその者が未成年者で婚姻により成年に達したものとみなされている場合（民法第753条）に提出して下さい。

※7 未成年者登記簿の謄本は、その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合（婚姻により成年に達したものとみなされている場合を除く。）に提出して下さい。